

平成 1 8 年度

法務省事後評価実施結果報告書

平成 1 9 年 8 月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第7条の規定により作成した法務省事後評価の実施に関する計画(平成18年3月29日決定。平成18年12月5日改定)に掲げる政策について、事後評価を実施した結果をとりまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、平成19年7月10日に開催した第16回政策評価懇談会における意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成18年度事後評価実施結果報告書	
	社会経済情勢に即応した基本法制の整備	4
	裁判員制度の啓発推進	15
	法務に関する調査研究	
	ハイテク犯罪に関する基礎的研究	17
	性犯罪者に関する多角的研究	23
	検察権行使を支える事務の適正な運営	
	捜査における通訳の適正の確保	31
	被害者等通知制度の適切な運用	34
	検察広報の積極的推進	37
	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	
	矯正施設における収容の確保	41
	刑事施設における矯正処遇の実施	46

刑事施設における刑務作業の実施	49
行刑行政の透明性の確保	53
矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	
矯正業務の民間委託	56
保護観察対象者等の改善更生	59
犯罪予防活動の助長	70
破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に	
寄与するための業務の実施	73
登記事務の適正円滑な処理	
登記情報システムの再構築	79
地図管理業務・システムの最適化	83
債権管理回収業の審査監督	85
人権の擁護	
人権啓発活動の推進	90
人権侵犯事件の適正な調査・対応	93
人権相談の充実	96
国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	
国の利害に関係のある民事・行政事件訴訟の適正・迅速な追行	99

好ましくない外国人の排除	102
出入国管理システムの最適化	109
外国人の円滑な受入れ	
出入国審査	106
出入国管理システムの最適化（再掲）	109
法務行政における国際協力の推進	
国際連合に協力して行う研修・研究及び調査の推進	111
法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	115
外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力	121
法務行政に対する理解の促進	
法務行政に関する広報活動	124
職員の多様性及び能力の確保	
女性職員の採用・登用拡大の推進	128

政策体系

基本政策

政策

施策

基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事後監視型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後監視・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 裁判員制度の啓発推進（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(5) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

(1) 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公

共の福祉を図る。)

- (1) 適正迅速な検察権の行使(刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行行使する。)
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営(検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

5 矯正処遇の適正な実施(被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備(研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進(過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

6 更生保護活動の適切な実施(犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) 保護観察対象者等の改善更生(更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)
- (2) 犯罪予防活動の助長(犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (3) 医療観察対象者の社会復帰(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようにする。)

7 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施(破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。)

- (1) 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施(破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。)

8 団体の規制処分の適正な審査・決定(公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。)

- (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定(破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。)

国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護(経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。)

- (1) 登記事務の適正円滑な処理(登記に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより取引の安全と円滑に寄与する。)

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理(国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し,これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。)

(3) 債権管理回収業の審査監督(債権回収会社について必要な規制を行うことにより,債権管理回収行為等の適正を図る。)

10 人権の擁護(国民の人権の擁護を積極的に行う。)

(1) 人権の擁護(人権の擁護に関する施策を総合的に推進し,もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。)

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理(国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して,統一に対処し適正な調和を図る。)

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理(国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより,国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。)

出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理(我が国社会にとって好ましくない外国人の排除を図るとともに,出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。)

(1) 好ましくない外国人の排除(平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ,我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。)

(2) 外国人の円滑な受入れ(我が国の国際協調と国際交流を増進し,我が国社会の健全な発展を目指す。)

法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力(外国関係機関との連携等を通じて,法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。)

(1) 法務行政の国際化への対応(国際化する法務行政の円滑な運営を図る。)

(2) 法務行政における国際協力の推進(法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより,国際協力に貢献する。)

法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営(説明責任の履行,透明性の確保,人的物的体制の整備確立等を通じて,法務行政を円滑かつ効率的に運営する。)

(1) 法務行政に対する理解の促進(法務行政を国民に開かれた存在にし,その理解の促進を図る。)

(2) 施設の整備(司法制度改革等の新たな行政需要や,治安の悪化による事件数の急増などを起因とする狭あい化や,長期間の使用による老朽化した施設の整備を行う。)

(3) 法務行政の情報化(国民の利便性,行政サービスの向上を図るため,法務行政手続の情報化を推進するとともに,法務省で運用する情報システムについて,政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り,業務及び情報システムの効率化を推進する。)

(4) 職員の多様性及び能力の確保(社会経済情勢の変動に適切に対応するため 職員の多様性を確保し,能力の開発・向上を図る。)

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成22年度（平成18年度は中間報告）

- 1 - (1)

評価対象	社会経済情勢に即応した基本法制の整備
所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局
評価方式	総合評価方式
課題の内容	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>現在，我が国は，新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり，自由かつ公正な経済社会を築き，世界的規模で広がる大競争時代を勝ち抜いて大いなる発展を遂げるため，国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。</p> <p>とりわけ，経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は，透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり，我が国の将来の決定的要素となるものである。</p> <p>2．目的・目標</p> <p>上記の課題に対応するためには，まず，社会経済情勢の変化を踏まえつつ，企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要であり，これによって，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。また，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように，刑事基本法制を整備することが必要であり，これによって，事後監視・救済型社会の基盤を形成し社会の安定に資することになる。さらに，国民に分かりやすい司法を実現するためには，法令を理解しやすいものとすることが不可欠であり，これによって，透明なルールに貫かれた事後監視・救済型社会の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。</p> <p>法務省では，このような観点から，平成13年度から5年程度の期間を目途として，集中的に，経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいたが，「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成18年1月20日閣議決定)を踏まえ，さらなる基本法制の整備が行うため，その期間を平成21年度末まで延長し，検討を行う。その具体的内容は以下のとおりである。</p> <p>【民事関係】</p> <p>企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されるに至っており，また，新規企業の資金調達需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築するとともに，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等を図ることにより，我が国の企業の競争力の強化を図るため，会社の機関のあり方，会社情報の適切な開示のあり方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p> <p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備する。</p>

速やかかつ合理的な破綻処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。

司法の国民的基盤の確立のためには，分かりやすい司法を実現する必要があり，その前提として，司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要であるところ，我が国の基本的な法令の中には，民法の一部や商法など，明治時代に制定され，依然としてカタカナの文語体で表記され，現在では使われていない用語が使用されているものや，条文引用の方法等が煩雑であるものなど，法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがあることから，こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

【刑事関係】

クレジットカード等の支払用カードの偽造等の事案が多発している状況にかんがみ，支払用カードに対する社会的信用を確保するため，支払用カードたる電磁的記録の不正作出等の行為に対する罰則を整備する。

長引く不況を反映して，企業や個人の相次ぐ倒産，不良債権処理が問題となっているところ，悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し，実効的に対処できるよう，これら妨害に対する罰則を整備する。

近年，企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず，その刑事責任の在り方が問われており，国民が安心して暮らせる社会，ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため，企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直す。

近年，コンピュータが社会の各般の分野で広範に利用され，その利用者が急速に拡大するとともに，利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い，コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しているところ，我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには，ハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠であり，ハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

3．具体的内容

(1) 法制整備の体制については，平成12年11月8日，通商産業省・総務省からの合計3名の応援を含む，民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し，積極的，集中的に基本法制の整備に取り組んできたところであるが，さらに積極的，集中的に法制整備を進めるため，平成13年4月，内閣の支援を得て，時限的に，参事官を中心とする作業班を増強し，現在，約40名からなる民事刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

(2) 法整備の具体的内容

(・は平成19年3月31日現在で整備済みのもの， は平成20年ころまでに整備予定のもの)

民事関係

ア 商法

・株主総会運営等におけるITの活用，ストック・オプション制度の見直し

	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し ・条文について，平仮名・口語体とするための検討 ・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し ・会社法の整備 等 イ 民法及びその関連法 <ul style="list-style-type: none"> ・中間法人制度の創設 ・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備 ・民法典（第一編から第三編まで）を平仮名・口語体とする ・信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し 等 ウ 倒産法 <ul style="list-style-type: none"> ・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素，合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し ・特別清算制度の見直し 等 エ 民事訴訟法等 <ul style="list-style-type: none"> ・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの，民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し 等 オ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・法の適用に関する通則法の整備 刑事関係 <ul style="list-style-type: none"> ア 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・支払用カードの偽造等犯罪に関する罰則の整備 ・倒産犯罪等に関する罰則の整備 民事執行，民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 企業の刑事責任の在り方の見直し 等 イ IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備 <ul style="list-style-type: none"> ハイテク犯罪に対する罰則の整備 コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 等
<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">評価手法等</p>	
	<p>民事・刑事基本法制の整備は，我が国の基本法制を事後監視・救済型社会の基盤として有効で，社会経済情勢に対応したものとするためのものである。</p> <p>そこで，本件総合評価においては，そのような観点から，民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して，必要にして十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。本件政策課題である基本法制の整備は，上記のとおり，平成13年度から平成21年度末の期間を目途とするものであり，その評価は，基本法制の整備を終えた後に行うこととなるが，今回は，平成18年度における立法作業の状況の説明を中心とする。</p>
<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">評価結果等</p>	
<p>1．平成18年度に講じた施策</p>	

(1) 平成 1 8 年度末日時点において成立・公布した法律

【民事関係】

金融商品としての信託のみならず，多様な目的の下で信託を利用するニーズが高まっていたことから，信託法全体を見直し，受託者の義務の内容等を合理化するとともに，受益者の権利行使の実効性を高めるための規律を整備し，加えて，新たな類型の信託を創設することなどを内容とする信託法制の全面的な見直しを行うことを目的とした「信託法」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

国際的な取引等の増加及び多様化をはじめとする社会経済情勢の変化並びに近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ，法律行為，不法行為，債権譲渡等に関する準拠法の指定等をより適切なものに改めるとともに，国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化することを目的とした「法の適用に関する通則法」

(詳細については別添「立法作業シート」を参照)

【刑事関係】

平成 1 8 年度に成立・公布された法案はなし。

(2) 既に国会に提出した法案のうち、平成 1 8 年度末日時点において成立・公布に至っていないもの

【民事関係】

・電子記録債権法案

【刑事関係】

・犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

2 . 評価結果

(評価期間未了)

備	考
---	---

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	信託法 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>旧信託法は、信託に関する私法的な法律関係を規律する基本法であるが、大正11年に制定されて以来、80年以上にわたり、実質的な改正がなされないまま現在に至っていた。</p> <p>しかし、近年の社会・経済活動の多様化に伴い、信託を利用した金融商品が幅広く定着するようになってきているほか、資産の流動化目的の信託など旧信託法の制定当時には想定されていなかった形態での活用も図られるようになっていた。このような時代の変化に対しては、これまで、「資産の流動化に関する法律」(平成10年法律第105号)などの特別法によって一定の対応がされてきたものの、社会の要請に十分に対応するためには信託に関する基本法である信託法自体の抜本的な改正が必要であるという声が高まっていた。</p> <p>このような状況の下で、政府に対して、いわゆる商事目的での信託の利用に関する改正要望が寄せられ、信託の専門家による信託法の改正提言なども公表される状況になっていた。また、高齢化社会の進展に伴い、高齢者の財産管理を図るための制度として信託が注目されるに至り、今後は、高齢者や障害者等の生活を支援する目的での信託の活用が期待されるとの指摘もされていた。</p>		
立法の目的	金融商品としての信託のみならず、多様な目的の下で信託を利用するニーズが高まっていたことから、信託法全体を見直し、受託者の義務の内容等を合理化するとともに、受益者の権利行使の実効性を高めるための規律を整備し、加えて、新たな種類の信託を創設することなどを内容とする信託法制の全面的な見直しを行うことを目的とする。		
立法による効果あるいは予想される効果	これまで必ずしも合理的でなかった受託者の義務や受益者の権利に関する規定の内容が見直され、信託がより利用しやすいものとなるほか、新たな種類の信託の創設によって、高齢者等の財産管理や企業の資金調達的手段として国民が信託を広く利用することができるようになる。		
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 受託者の義務の内容の合理化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受託者の忠実義務の任意規定化 <p>受託者の忠実義務については、受託者による利益相反行為を原則的に禁止しつつ、信託行為の定めがある場合や重要な事実の開示を受けて受益者が承認した場合などには、その例外を認めることにより、受益者の利益相反行為に関する規定の合理化を図った。</p> (2) 自己執行義務の緩和 <p>第三者に信託事務の処理を委託することを許容する旨の定めが信託行為にない場合でも、第三者に委託することが信託の目的に照らして相当であると認められるときには、受託者は、これを委託することができることとして、信託事務の委託に関する規定の合理化を図るとともに、第三者の選任・監督上の受託者の義務についての規定を整備した。</p> 2 受益者の権利行使の実効性を高めるための規律の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 帳簿等の作成等に関する規定の整備 <p>受託者による信託事務処理の適正を確保する観点から、以下のような規定が設</p> 		

けられた。

計算書類等の作成義務，報告義務

受託者は，毎年一回一定の時期に，貸借対照表，損益計算書その他の法務省令で定める書類等を作成しなければならず，これらの書類の内容について受益者等に報告しなければならないこととした。

帳簿等の保存義務

受託者に対して，作成した帳簿や契約書等，貸借対照表や損益計算書等の保存義務を課すこととした。

帳簿等閲覧請求権

受益者に広い範囲で帳簿等閲覧権を認め，利害関係人には，損益計算書，貸借対照表等の書類の閲覧を認めることとした。

(2) 差止請求権の創設

旧信託法は，受託者が信託違反行為をした場合の受益者の救済手段として，受託者に対する損失てん補請求権等の事後的な救済手段を認めているのみであるが，受託者に十分な資力がない場合などには，十分な救済が得られないおそれがあるため，事前の救済手段として，差止請求権に関する規定を新設することとした。

(3) 複数の受益者による意思決定方法の創設

受益者が多数の場合であっても機動的な意思決定を可能にする手当てが必要であることから，信託行為に定めを置くことにより受益者が多数決によって意思決定をすることを許容し，さらに，受益者集会制度に関する規定を新設するなど意思決定方法の合理化を図ることとした。

3 新たな類型の信託の創設

(1) 受益証券発行信託制度の創設

旧信託法には，受益権の有価証券化に関する規定は存在せず，実務上は，投資信託や貸付信託などの特別法に定めのある信託を除いて，受益権の有価証券化は行われていなかった。しかしながら，受益権を有価証券化し，その流通性を強化したいというニーズは，特別法に定めのある信託以外にも広く存在していたことから，受益権を有価証券化する受益証券発行信託の制度を新設した。

(2) 限定責任信託制度の創設

信託においては，受託者が信託事務として行った取引から生じた債務については，受託者の固有財産と信託財産とがともに責任財産となるのが原則であるが，一定の第三者保護措置を設けつつ信託財産のみを責任財産とする信託が認められれば，實際上受託可能な信託の範囲が拡大され，信託を利用して市場動向の変化に即応した迅速な新規事業の立ち上げや，不動産の流動化などの促進を図ることが可能になるとの指摘があったことから，債権者保護・濫用防止のための措置を講じた上で限定責任信託の制度を新設した。

(3) 自己信託制度の創設

自己信託については，旧法の下では許容されていないと一般的に解釈をされていたが，未成年の子のために特定の財産を自己信託して，自己の経済的な破綻等に備えておきたい，保有債権を自己信託することにより，債権者の変更に対する債務者の心理的抵抗を回避しつつ債権の流動化を図りたい，会社が特定の事業部門を自己信託して，自らその運営にあたりつつその事業部門の収益力をもとに資金調達を図りたいといったニーズが寄せられていたことから，弊害防止策を講じた上で自己信託の制度を新設することとした。

(4) 受益者の定めのない信託の制度の創設

受益者の定めのない信託は，旧法の下では，公益を目的とする信託に限って認められていたが，特定企業の従業員のための福利厚生など，必ずしも公益目的とはいえない目的で信託を利用したいというニーズが寄せられていたことから，信託目的を公益目的に限定することなく受益者の定めのない信託の制度を新設することとした。ただし，受益者の定めのない信託については，別に法律で定める日

	<p>までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足る財産的基礎及び人的構成を有する者として、政令で定める法人以外の者を受託者とすることができないものとされた。</p>
<p>立法作業の状況</p>	<p>平成16年9月、法務大臣から法制審議会に対し、信託法の現代化に関し、「現代社会に広く定着しつつある信託について、社会・経済情勢の変化に的確に対応する観点から、受託者の負う忠実義務等の内容を適切な要件の下で緩和し、受益者が多数に上る信託に対応した意思決定のルール等を定め、受益権の有価証券化を認めるなど、信託法の現代化を図る必要があると思われるので、その改正要綱を示されたい。」との内容の諮問がされた。</p> <p>これを受けて、法制審議会に信託法部会が設置された。そして、同年10月から同部会において調査・審議が開始され、平成17年7月には、それまでの審議結果をとりまとめた「信託法改正要綱試案」が決定され、パブリック・コメントの手に付され、一般からの意見募集が行われた。</p> <p>その後、信託法部会においては、意見募集の結果等を踏まえ更に審議が重ねられ、平成18年1月20日、「信託法改正要綱案」を決定した。この要綱案は、同年2月8日、法制審議会総会で、原案どおり採択され、法務大臣に答申された。</p> <p>法務省では、改正要綱を踏まえて立案作業等を進め、平成18年3月10日の閣議決定を経て、同月13日、「信託法案」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第164回国会に提出した。</p> <p>両法律案は、第164回国会においては継続審議となり、引き続き第165回国会で審議が行われた。その結果、同年11月16日、衆議院本会議において一部修正の上可決され、同年12月8日、参議院本会議において可決されて成立し、同月15日、それぞれ平成18年法律第108号、109号として公布された（施行時期は平成19年夏ころを予定）。</p>

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	法の適用に関する通則法		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>法例に規定された事項のうち国際私法に関する規定については、婚姻や親子に関する部分が平成元年に改正された点を除けば、明治31年の制定以来全く見直しがされてこなかったところ、法律行為に関する客観的連結を一律に行為地法による点や債権譲渡の第三者に対する効力を債務者住所地法による点につき、近時の社会経済情勢に適合しないとの批判が高まっており、また、消費者・労働者等の保護のための規定も存在しなかった。</p> <p>平成13年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」以来累次の規制改革に関する閣議決定においても、債権流動化の基盤整備を進める等の観点から法例の見直しが求められていた。</p> <p>ヨーロッパを中心とする主要国においては、1980年代後半から2000年ころにかけて、既にこのような国際私法の現代化に関する法整備をほぼ終えており、それらの立法例との国際的な調和を図る必要性が指摘されていた。</p>		
立法の目的	<p>国際的な取引等の増加及び多様化をはじめとする社会経済情勢の変化並びに近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法律行為、不法行為、債権譲渡等に関する準拠法の指定等をより適切なものに改めるとともに、国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化することを目的とする。</p>		
立法による効果あるいは予想される効果	<p>法制の調和が特に要求されるこの分野において、諸外国の立法例との整合性を考慮した立法により、日本の企業の国際競争力の維持向上に資することになる。</p> <p>経済の国際化の中で、弱い立場に置かれがちな消費者及び労働者の保護が図られることになる。</p>		
具体的内容	<p>1 人の行為能力</p> <p>(1) 人の行為能力は、その本国法によって定めるものとする。</p> <p>(2) 親族法又は相続法の規定によるべき法律行為及び行為地と法を異にする地に在る不動産に関する法律行為を除き、法律行為をした者がその本国法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであっても行為地法によれば行為能力者となるべきときは、当該法律行為の当時そのすべての当事者が法を同じくする地に在った場合に限り、当該法律行為をした者は、(1)にかかわらず、行為能力者とみなすものとする。</p> <p>2 後見開始の審判等の国際裁判管轄及び準拠法</p> <p>裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）をすることができるものとする。</p> <p>3 失踪の宣告の国際裁判管轄及び準拠法</p> <p>(1) 裁判所は、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本法により、失踪の宣告をすることができるものとする。</p> <p>(2) (1)に該当しないときであっても、裁判所は、不在者の財産が日本に在るときはその財産についてのみ、不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に關係があ</p>		

るときはその法律関係についてのみ、日本法により、失踪の宣告をすることができるものとする事とした。

4 法律行為の準拠法

(1) 法律行為の成立及び効力について当事者による準拠法の選択がないときは、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法によるものとし、この場合において、法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときはその給付を行う当事者の常居所地法（その当事者が当該法律行為に関係する事業所を有する場合にあっては、当該事業所の所在地の法）を、不動産を目的物とする法律行為であるときはその不動産の所在地法を、それぞれ当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定するものとする事とした。

(2) 当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を変更することができるが、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができないものとする事とした。

(3) 法律行為の方式の準拠法

法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法（当該法律行為の後に準拠法の変更がされた場合にあっては、その変更前の法）によるものとする事とした。ただし、行為地法に適合する方式は、有効とするものとする事とした。

法を異にする地に在る者に対してされた意思表示については、ただし書の適用については、その通知を發した地を行為地とみなす事とした。

法を異にする地に在る者間で締結された契約の方式については、ただし書及び は適用せず、本文にかかわらず、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかに適合する契約の方式は、有効とするものとする事とした。

(4) 消費者契約の特例

消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）の成立及び効力について準拠法の選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であっても、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用するものとする事とした。

消費者契約の成立及び効力について当事者による準拠法の選択がないときは、当該消費者契約の成立及び効力は、消費者の常居所地法によるものとする事とした。

消費者契約の成立について消費者の常居所地法以外の法が選択された場合であっても、当該消費者契約の方式について消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の方式に関しその強行規定の定める事項については、専らその強行規定を適用するものとする事とした。

消費者契約の成立について消費者の常居所地法が選択された場合において、当該消費者契約の方式について消費者が専らその常居所地法によるべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の方式は、専ら消費者の常居所地法によるものとする事とした。

消費者契約の成立について準拠法の選択がないときは、当該消費者契約の方式は、消費者の常居所地法によるものとする事とした。

から までは、次のいずれかに該当する場合には適用しないものとするこ

ととした。

- ・ 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。
- ・ 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされていたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。
- ・ 消費者契約の締結の当時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかったことについて相当の理由があるとき。
- ・ 消費者契約の締結の当時、事業者が、その相手方が消費者でないことと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。

(5) 労働契約の特例

労働契約の成立及び効力について準拠法の選択又は変更により適用すべき法が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法以外の法である場合であっても、労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、当該労働契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用するものとする事とした。

の適用に当たっては、当該労働契約において労務を提供すべき地の法（その労務を提供すべき地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。において同じ。）を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定するものとする事とした。

労働契約の成立及び効力について準拠法の選択がないときは、当該労働契約の成立及び効力については、当該労働契約において労務を提供すべき地の法を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定するものとする事とした。

5 法定債権の成立及び効力の準拠法

(1) 事務管理及び不当利得

事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に関連して事務管理が行われ又は不当利得が生じたことその他の事情に照らして、明らかにその原因となる事実の発生した地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法によるものとする事とした。

事務管理又は不当利得の当事者は、その原因となる事実が発生した後において、事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができるが、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができないものとする事とした。

(2) 不法行為

不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法によるが、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法によるものとする事とした。

生産物（生産され又は加工された物をいう。以下同じ。）で引渡しされたものの瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によって生ずる

	<p>生産業者（生産物を業として生産し，加工し，輸入し，輸出し，流通させ，又は販売した者をいう。以下同じ。）又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者（以下「生産業者等」と総称する。）に対する債権の成立及び効力は，被害者が生産物の引渡しを受けた地の法によるが，その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったときは，生産業者等の主たる事業所の所在地の法（生産業者等が事業所を有しない場合にあっては，その常居所地法）によるものとする事とした。</p> <p>他人の名誉又は信用を毀損する不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は，被害者の常居所地法（被害者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては，その主たる事業所の所在地の法）によるものとする事とした。</p> <p>不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は，不法行為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと，当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他の事情に照らして，明らかにからまでにより適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは，当該他の地の法によるものとする事とした。</p> <p>不法行為の当事者は，不法行為の後において，不法行為によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができるが，第三者の権利を害することとなるときは，その変更をその第三者に対抗することができないものとする事とした。</p> <p>6 債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力の準拠法 債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は，譲渡に係る債権について適用すべき法によるものとする事とした。</p> <p>7 後見の準拠法 外国人が被後見人，被保佐人又は被補助人である場合であって，次に掲げるときは，後見人，保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見，保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）に関する審判については，日本法によるものとする事とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であって，日本における後見等の事務を行う者がいないとき。 ・ 日本において当該外国人について後見開始の審判等があったとき。 <p>8 表記の現代用語化等 法律の表記を平仮名及び口語体に改め，用語を平易なものに改める等の表記の現代用語化等を行うものとする事とした。</p>
立法作業の状況	<p>平成15年2月，法務大臣から法制審議会に対し，国際私法に関する法例の規定の現代化を図る上で留意すべき事項について諮問がされ，同審議会は，これを受けて国際私法（現代化関係）部会を設置し，平成17年3月には，「国際私法の現代化に関する要綱中間試案」を取りまとめ，これを公表するとともに，パブリック・コメントの процедуру実施して広く国民に意見を求めた。その後，同部会では，パブリック・コメントの結果をも踏まえて更に審議を進め，同年7月には「国際私法の現代化に関する要綱案」を決定し，これが同年9月に開催された法制審議会において「国際私法の現代化に関する要綱」として決定されて，法務大臣に答申された。</p> <p>法務省においては，この要綱に基づいて，法例を全部改正する「法の適用に関する通則法案」を立案し，同法案は，平成18年2月14日の閣議決定を経て，同日，第164回国会に提出された。同法案は，国会での審議・採択を経て，同年6月15日に成立し，同月21日に法律第78号として公布された（施行日は平成19年1月1日）。</p>

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成21年度（平成18年度は中間報告）

- 2 - (2)

評価対象	裁判員制度の啓発推進
所管部局	刑事局
評価方式	総合評価方式
課題の内容	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>21世紀の我が国社会を自由で活力のあるものにするために、様々な構造改革を通じて、事前規制・調整型社会から事後チェック・救済型社会への転換が進められているところ、そのような社会においては、司法の役割はこれまで以上に大きくなり、司法がその機能を十全に果たすためには、国民からの幅広い支持と理解を得て、その国民的基盤を確立することが不可欠である。</p> <p>そのためには、国民が広く司法の運用全般について多様な形で参加することが期待されること、国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判内容により反映されるようになることによって、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることが可能となることなどを踏まえて、平成16年5月、国民の司法参加を実現する「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立するに至り、同法律は、平成21年5月までに施行することとされている。</p> <p>2. 目的・目標</p> <p>裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することにより、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものである一方で、裁判員となった国民には、出頭義務、守秘義務といった全く新たな義務を課すものである。</p> <p>そのため、本法律の所管省庁である法務省は、国民に対し、本法律の意義及び内容を正確に伝え、法施行前に制度に対する抵抗感を確実に払拭し、制度への参加意識の醸成を図っていく責務を担っており、国民に対する裁判員制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上とすることを目標とする。</p> <p>3. 具体的内容</p> <p>平成16年7月1日に刑事局総務課内にプロジェクトチームを設置し、最高裁判所、日本弁護士連合会、関係省庁との緊密な連携の下、広報ポスター及びリーフレットの作製、制度に関する説明会の開催などの積極的な広報・啓発活動に取り組んでいる。</p> <p>また、最高検察庁を始めとする全国各検察庁においては、職員一人ひとりがそれぞれ広報官であるとの認識の下、ポスター・リーフレットの掲示・配布、地方自治体や関係団体などに対する説明・協力依頼などの広報・啓発活動に取り組んでいる。</p>
評価手法等	<p>裁判員制度は、国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであり、平成21年からの制度施行を円滑なものとするためには、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、制度の具体的内容等についての広報・啓発活動を推進して国民の理解と協力を得ることが不可欠である。</p>

そこで、本件総合評価においては、制度の認知率及び参加意識の向上の程度について、世論調査等の客観的な数値結果に基づき、これを分析して評価を行うこととなる。

本件施策は、制度施行の直前である平成20年度末までを目途とするものであり、また、平成18年度からは、平成20年度までの3年間を目標期間とする成果重視事業とされたことから、その評価は、上記期間経過後に行うこととなる。

評価結果等

(評価期間未了のため、平成18年度は中間報告を実施)

平成18年度においては、

広報ポスター240,300部を作製し、全国地方自治体等を始めとした全国規模での掲示を実施

広報リーフレット等4,150,000部を作製し、全国地方自治体等を始めとした全国規模での頒布を実施

広報ポスター12,300部について、全国のJR、私鉄、地下鉄等の主要駅構内、車内等において掲出する交通広告を実施

全国合計10か所、約3,900人の参加者を得て、裁判員制度シンポジウムを開催し、パネルディスカッション等を実施

法務省・各検察庁において、経営者団体等の各種団体や個別の企業に対し、様々な機会をとらえて積極的に制度の説明会等を実施(計約6,100回、参加者計約360,000人。平成18年12月末現在)

するなどの広報・啓発活動を実施した。

平成18年12月に内閣府が実施した「裁判員制度に関する特別世論調査」の結果によれば、制度を「知っている」とする者は約80パーセントであり、また、「裁判員として参加する」とする者も約65パーセントに達するなど、制度に対する認知率、参加応諾率ともに一定の成果が表れていると評価できるところである。

その一方で、「制度に参加したいかどうか」という参加意欲の観点から分析を行えば、「参加する」とする65パーセントの者のうち、約45パーセントの者は「義務であるから参加せざるを得ない」という回答を行っていることからしても、参加意識の醸成は必ずしも十分でないと評価することも可能であり、国民が裁判員になることへの様々な不安や懸念を抱いていることがその主な要因であることにかんがみれば、今後、目標期間である平成20年度末までの間において、裁判員になることへの不安等の解消に重点を置いた広報・啓発活動を推進し、国民に、進んで制度に参加するという意識を前向きに持ってもらえるよう取り組んでいく必要がある。

備考

平成 1 8 年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 1 9 年 6 月

- 3 - (1)

評価対象	法務に関する調査研究（ハイテク犯罪に関する基礎的研究）
所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>近年の高度情報化社会の発展に伴い、コンピューター及びコンピューター・ネットワークは我々の日常生活に浸透し、今や欠くことのできない社会的インフラとなっている。それとともに、いわゆるハイテク犯罪も質・量ともに増大してきており、大きな社会問題となっている。</p> <p>ハイテク犯罪は、コンピューター・ネットワークの特性から犯罪の痕跡が残りにくく、かつ、証拠隠滅が容易である上、犯行手口が極めて専門的で巧妙であり、その進歩の速度も非常に速いなどの困難な問題点が存在する。</p> <p>2．目的・目標</p> <p>本研究では、ハイテク犯罪に関する基礎的研究を実施し、その調査研究で得られた研究成果を取りまとめ、関係各機関に広く配布し、ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うことを目的とする。</p> <p>3．具体的内容</p> <p>(1) 研究期間</p> <p>平成 1 7 年度から平成 1 8 年度の 2 年間</p> <p>(2) 研究内容</p> <p>ア ハイテク犯罪に関しての情報収集を行うため、当該犯罪対策が進んでいるアメリカに当所研究官が主に司法省及び連邦捜査局など関連機関へ赴いて、現地担当者から最新の情報や研究に必要な資料を収集するとともに、ハイテク犯罪の実態について調査する。また、併せて大学や研究機関において、直接学者等からハイテク犯罪の対処方法等について聞き取り調査を行う。</p> <p>イ 当所の研究官に加え、ハイテク犯罪の実態やその背景等について高度の知識を有する専門家等を研究員とするハイテク犯罪研究会を定期的に関催することにより、今後の我が国がとるべき有効・適切な方策を探求する。</p>
事前評価の概要	<p>【必要性】 近年、いわゆるハイテク犯罪は大きな社会問題となっており、犯行形態の複雑化など、その進歩の速度は非常に速く、現状の問題点や対処方法を検討する必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究は、実際に捜査官としてハイテク犯罪の捜査実務経験のある研究官を中心として行い、ハイテク犯罪の対策が進んでいるアメリカに赴いて、捜査上の問題点や対処方法について調査するほか、他の研究機関においてハイテク犯罪の研究を行っている研究者やハイテクの専門家などと意見交換をするなど手段の適性・費用対効果の観点からも効率性は高い。</p> <p>【有効性】 本研究によって得られた研究成果は取りまとめの上、関係各機関に広く配布し、ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うなどの成果が期待される。</p> <p>【評価】 「必要性」「効率性」「有効性」についてはいずれも適正であり、本研究は</p>

実施すべきである。

評価手法等

外部評価機関である「研究評価検討委員会」(学者委員 8 名, 法務省の他部局員 5 名の計 13 名により構成)における評価

(評価結果の概要は法務総合研究所ホームページに掲載

<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>)

事後評価の内容

1 目的等の実現状況

多種多様なハイテク犯罪のうち, 近時特に我が国で問題となっている個人情報関連犯罪にテーマを絞ることとし, 同犯罪の対策を検討するに当たり, 早くから個人情報の所持・移転・使用行為を禁止する Identity Theft 罪を連邦法上の犯罪とし, 被害防止のための各種対策を講じているアメリカ合衆国及びアメリカ合衆国類似の罪の創設を検討しながら被害防止対策を実施しているカナダを調査対象国とした。具体的には当所研究部研究官及び国際連合研修協力部教官において, 両国の法制に関する文献・資料を収集・分析した後, 平成 18 年 1 月に両国の関係機関へ直接赴き, 両国において社会的に利用されている個人情報の種類, 役割といった背景を踏まえて, 立法及び犯罪被害防止のための各種取組について調査し, さらに, 我が国において社会的に利用されている個人情報の種類・役割と, 他人の個人情報を悪用した犯罪への対策について考察を加えた。その研究成果は, 平成 19 年 3 月に研究部報告 36 「個人情報に関連する犯罪に関する研究」(概要については別添参照)として取りまとめて刊行し, その中で, 上記犯罪に関する適切な対応策の提言を行い, 関係各機関(法務省各局課, 検察庁等の法務省関係各機関, 警察庁, 最高裁判所等)に広く配布するなどして活用を図っている。

2 評価結果

本研究は, 近時特に問題となっている個人情報関連犯罪について, 被害防止対策を実施しているアメリカ合衆国及びカナダにおいて実地調査を行うとともに, 我が国における個人情報関連犯罪の実態, 対策の状況等を併せて調査・比較し, 今後の我が国における同種犯罪への新たな施策を検討する上で有益な資料が得られており, これらの資料については, 当所研究部報告にとりまとめた上, 関係各機関においてその活用を図っていることから, 期待される効果が得られたという点において, 有効性が認められるところである。

また, ハイテク犯罪をめぐっては, 近時, 特に個人情報を悪用した各種事件が多発している犯罪情勢を踏まえると, このような基礎的研究を現時点において実施し, その成果を実務関係者において共有することは, 必要性の観点から高く評価できるほか, 本研究は, ハイテク犯罪の捜査実務経験のある研究官を中心として実施されており, 捜査実務上の視点からの考察も行うなど, 効率性の観点からも高く評価できるところである。

このように, 本研究については, 必要性, 効率性, 有効性のいずれの観点においても相応に評価できるところ, ハイテク犯罪については, 今後も, 技術の発展等に伴い新たな形態の犯罪が出現するといった状況が予想されることから, ハイテク犯罪の動向を注視し, 必要に応じてその対策についての調査研究を行う必要があると思われる。

備

考

別添: 研究部報告 36 「個人情報に関連する犯罪に関する研究」の概要

法務総合研究所

研究部報告

36

個人情報に関連する犯罪に関する研究

2007

法務総合研究所

要 旨 紹 介

本報告を利用するに当たっての参考に、その要旨を紹介する。

1 アメリカ合衆国

(1) Identity Theft 罪

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）では、1998年に成立した連邦法（Identity Theft and Assumption Deterrence Act）により、違法な目的で権限なく他人の個人識別情報を「移転」又は「使用」することを禁止する Identity Theft 罪（以下「ID Theft 罪」という。）が創設された。さらに、2005年に成立した連邦法（Identity Theft Penalty Enhancement Act）により、「所持」行為も禁止対象となったほか、加重 ID Theft 罪が新設された。

これらの連邦法は、実在の自然人（生存・死亡を問わない。）の、氏名、生年月日、社会保障番号（Social Security Number）、クレジットカード情報、指紋等の生体認証情報等の移転、所持、又は使用を禁止するものである。

また、二重主権国家であるアメリカでは、48の州法上で別途、ID Theft 罪が犯罪化されている。

(2) 個人情報関連犯罪の動向

ID Theft 罪が創設される前の1995～1997年（会計年度）に、U.S. シークレットサービスが逮捕した経済事犯のほとんど（93～94%）が、何らかの形で他人の個人識別情報を不正取得又は使用した事犯であり、事件数にも増加傾向が認められた。また、同会計年度期間中、合衆国郵政観察（U.S. Postal Inspection Service）が実施した捜査によると、他人の郵便物を勝手に転送して盗む郵便窃盗事案の大幅な増加と、郵便窃盗担当者と不正取得にかかるクレジットカード悪用者などとの犯行手口の役割分担及び組織化傾向が認められた。1997年度中、米国ビザ社（VISA U.S.A. Inc.）が提携している銀行が、クレジットカードの不正取引によって受けた損失は、4億9千万ドルにも及んだ。このような状況に対処するため、ID Theft 罪が創設された。

連邦商取引委員会（Federal Trade Commission）が把握した ID Theft の被害申告件数は、2003年は21万5,177件、2004年は24万6,847件、2005年は、25万5,565件と、年々増加している。被害態様の面では、クレジットカード関係（新規のクレジットカード口座の作成、既存のクレジットカード口座の悪用）が最も多いほか、被害者名義の冒用による携帯電話契約の締結・銀行口座の開設・就職・借財等が認められた。また、被害者名義で犯罪が行われたことによる身に覚えの無い刑事責任の追及、インターネットやEメール名義の盗用等の多様な被害が認められた。

(3) 関係機関による被害防止のための取組み

連邦商取引委員会では、電話とインターネットによる ID Theft 被害相談受付窓口を設置し、各被害者に助言を与えるほか、被害予防のための分かりやすいパンフレットを配布するなどして啓発活動を行っている。また、集積された被害申告をデータベース化し、国内外の関係機関に情報提供を行い、犯罪摘発等に役立てている。

2 カナダ

(1) ID Theft 行為に対する法的規制

カナダでは、アメリカでいう ID Theft 罪に相当する犯罪規定はないが、個人識別情報の悪用による犯

罪に対処するため、他人の個人識別情報を取得し、移転し、所持し、使用する行為を犯罪化してはどうかという議論がある。

カナダの現行法による規制状況は、我が国のそれと類似している。すなわち、クレジットカード情報等の財産権に関する情報を除き、氏名、生年月日、住所といった非財産的情報の不正な入手、所持は、窃盗、詐欺等の既存の犯罪類型では処罰できない。非財産的情報の使用行為に関しては、旅券の偽造罪等によって処罰される場合がある。

選挙における不正行為を取り締まることを想定して作られた詐称罪 (personation) は、実在する自然人 (死者・生者を問わない。) に成りすます行為を禁止しているが、實際上、あまり活用されていない。

(2) 関係機関による被害防止の取組み

連邦警察とオンタリオ州警察が共同運営するフォンバスターズ (Phone Busters) は、コールセンターを設置し、ID Theft や詐欺等の被害相談を受け、助言等を行い、インターネットやパンフレットによる犯罪予防・啓蒙活動を行っているほか、データの収集、分析を行い、各法執行機関に情報提供し、犯罪摘発に役立っている。

また、連邦警察等によって、RECOL (Reporting Economic Crime On-Line) という24時間オンライン被害受付窓口も設置されている。

産業省 (Industry Canada) 内の消費者問題対応室 (Office of Consumer Affairs) を中心に発足した各州・準州の代表が参加する消費者委員会 (Consumer Measures Committee) では、立法による ID Theft 規制の議論を行うほか、一般消費者向け及び企業向けに被害防止のためのパンフレットを配布するなどしている。

3 日本

(1) 各種個人識別手段の利用の実態

我が国で個人の身元を証明する手段として広く使われ社会的信頼度の高い、自動車運転免許証、健康保険被保険者証、住民票、旅券、外国人登録証明書について、東京地方裁判所で判決のあった詐欺事案を参考に、不正使用の実態について検討したところ、これらの身分証明文書のいずれもが身元詐称による不正な入手や偽造の危険にさらされていること及びこれらの身分証明文書を用いた他人名義による預貯金口座の通帳・キャッシュカードの不正入手、消費者金融での借財、携帯電話契約が多く行われていることが認められた。

(2) 立法対策の状況

個人情報の不正な取得、所持、移転、使用という一連の行為のうち、我が国では現行法上、原則として、使用行為による法益侵害 (文書偽造、詐欺、不法入国等) が発生するまで、処罰対象とはなっていない。例外的に情報そのものの取得、所持、移転等が処罰されるものとして、支払用カードに関する電磁的記録の情報の取得、提供、保管 (刑法第163条の4)、営業秘密の記録媒体等の複製の作成 (不正競争防止法第21条第1項第5号ロ)、預貯金口座キャッシュカード暗証番号、ネットバンキングの ID、パスワードの授受 (金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第16条の2) 等がある。

インターネットを悪用した個人情報の不正取得が行われるフィッシングに対しては、有名企業のホームページに酷似する偽のホームページを作成し公表する行為を著作権法違反として擬律し、取得した他人の ID、パスワード等の個人情報を用いた不正アクセス行為が認められれば、さらに不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反として擬律することによって対処した事案がある。

このほか、個人情報の不正な取得行為に対処するため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成18年法律第74号)によって、従来、何人でも不特定多数の個人情報について閲覧請求が可能であった制度が改められ、閲覧可能な条件が限定されるとともに、違反に対する罰則も定められた。また、成りすまし行為に対処するため、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成14年法律第32号)によって、金融機関等による顧客の本人確認が義務付けられ、通帳等の不正な譲渡が罰則付きで禁止されるようになったほか、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号)によって、携帯電話事業者による顧客の本人確認が義務付けられ、本人確認を行わない携帯電話端末の授受等が罰則付きで禁止されるようになった。

現在審議中の「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」により不正指令電磁的記録等作成等の罪が新設されると、スパイウェアなどの不正プログラムを用いて他人の情報を取得する場合について、不正プログラムを実行の用に供したという形で処罰が可能になることも考えられる。

研究部長

窪田守雄

平成 18 年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 19 年 6 月

- 3 - (1)

評価対象	法務に関する調査研究（性犯罪者に関する多角的研究）
所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>最近発生した凶悪な性犯罪を契機として、性犯罪者に関する事項が世間の耳目を集め、刑事政策上、性犯罪者への対応の在り方が喫緊の課題となっている。当所において、今後、性犯罪者に関する調査・研究を実施するに当たり、性犯罪者対策に先進的に取り組んでいる諸外国の施策について情報収集する必要がある。</p> <p>2. 目的・目標</p> <p>本研究では、諸外国における性犯罪者を対象とする処遇プログラムの有無、内容、効果等についての調査を行うことにより、我が国における性犯罪者に対する処遇施策その他の施策を検討するための基礎的な資料を提供することを目的とする。</p> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 研究期間</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度の 1 年間</p> <p>(2) 研究内容</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 性犯罪者対策に関する海外の文献・資料収集</p> <p style="padding-left: 40px;">諸外国の実情調査を行うに当たり、海外における性犯罪者対策に関する文献・資料を収集する。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 諸外国実情調査</p> <p style="padding-left: 40px;">諸外国における性犯罪者関連の法制度、処遇プログラムの視察・情報収集を行う。具体的には、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ等、性犯罪者対策に先進的に取り組んでいる国の施策全般について情報を収集する。</p>
事前評価の概要	<p>【必要性】 最近発生した凶悪な性犯罪を契機として、性犯罪者への対応の在り方が社会問題になっており、本研究を行う必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究は、実際に検察官として性犯罪者が犯した事件について捜査・公判の実務経験のある研究官を中心に、刑務官・保護観察官として性犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官も参加して行うものであり、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>【有効性】 本研究の結果は、我が国における性犯罪者の実情を多角的に把握し、処遇対策その他の施策を検討するための基礎的な資料となることが期待される。</p> <p>【評価】 本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待される。</p>
評価手法等	外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員 8 名、法務省の他部局員 5 名の

計 13 名により構成)における評価 (評価結果の概要は法務総合研究所ホームページに掲載 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html)	
事後評価の内容	
<p>1 目的等の実現状況</p> <p>まず、国内において入手可能な文献等により、諸外国における性犯罪の概要、動向及び対策について基本的な情報を収集し、その一部を平成18年版犯罪白書において紹介した。次いで平成18年11月から平成19年2月にかけて、性犯罪対策に先進的に取り組んでいる英国、フランス、米国、ドイツの関係各機関へ当所研究部研究官及び研究官補が赴き、各制度が設けられた背景事情、実務における運用状況、効果及び問題点等について詳細な情報を収集した。これらの調査結果については、現在、研究部報告(概要については別添参照)として発刊すべく取りまとめ作業を行っており、今後我が国の中長期的な性犯罪対策検討のための基礎資料として活用する予定である。</p> <p>2 評価結果</p> <p>本研究は、諸外国における性犯罪の動向及びその対策について、文献及び実地調査により実情を明らかにしたものであり、その成果の一部は平成18年版犯罪白書に掲載されるなど、今後の我が国における性犯罪対策を検討する上での有益な基礎資料が得られており、これらの資料については、今後研究部報告に取りまとめて関係各機関(法務省各局部課、検察庁等の法務省関係各機関、警察庁、最高裁判所等)に配布する予定であり、幅広く活用されることが見込まれることから、期待された効果が得られたという点において、有効性が認められるところである。</p> <p>また、近時の性犯罪をめぐる社会の関心の高まりを踏まえると、性犯罪に関するこのような研究を現時点において実施し、その成果を、今後の再犯防止施策等に役立てていくことは、必要性の観点から高く評価できるほか、本研究は、検察・矯正・保護の各実務経験を有する研究官らによって実施されており、実務上の視点からの実情調査をも行うなど、効率性の観点からも高く評価できるところである。</p> <p>このように、本研究については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても相応に評価できるところ、性犯罪については、その再犯防止対策として、平成18年度から、性犯罪者に対し矯正・保護を通じて性犯罪者処遇プログラムが実施されていることから、その効果検証の結果等を踏まえ、今後、必要に応じて諸外国における性犯罪者対策について、引き続きその効果を調査・検証する必要があると思われる。</p>	
備	考 別添：「性犯罪者に関する多角的研究」の概要

性犯罪者に関する多角的研究（概要）

1 研究目的

近年、年少者に対する凶悪な性犯罪の発生等を契機として、性犯罪者に対する施策の在り方に対する関心が高まっている。本研究は、性犯罪者対策に先進的に取り組んでいる諸外国の施策等について調査し、我が国の中長期的な性犯罪者対策検討のための基礎資料を収集することを目的としている。

2 研究方法

海外出張その他の方法により、フランス、ドイツ、英国及び米国における性犯罪の概要、動向及び対策を調査する。

3 研究結果の概要

(1) フランス

ア 性犯罪の概要

性犯罪の中心的類型は、「性的攻撃罪」である。「性的攻撃罪」は「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」と定義され、これには、強姦(viol)、その他性的攻撃（強制わいせつ等）及び性的ハラスメントの三つの罪種が含まれる。近時、法改正が行われ、未成年者が被害者となる性犯罪について加重規定が新設された。

イ 性犯罪の動向

過去10年間における性的攻撃罪の認知件数は増加傾向にある。2004年の認知件数は、強姦が1万506件、その他性的攻撃及び性的ハラスメントが1万5,732件であるところ、そのうち、未成年者(18歳未満)が被害者となった件数は、強姦では6,193件(59.0%)、その他性的攻撃及び性的ハラスメントでは1万598件(67.4%)と高い比率を示している。また、検挙率は強姦が78.7%、その他性的攻撃及び性的ハラスメントが77.0%である。

性犯罪の認知件数が増加している背景については、性犯罪自体が増加したというよりは、むしろ性犯罪を警察に届け出やすい環境が整備されるとともに、国民、特に女性の意識の変化が進んだことによると考えられる旨、複数の司法関係者から説明を受けた。環境整備の例としては、性犯罪の公訴時効期間(20年)の起算点につき、従前は性犯罪発生時としていたのを、被害者の成年(18歳)到達時とする法改正が行われたこと等がある。

ウ 性犯罪対策

1990年代以降、各種法制度により性犯罪の防止対策が進められているが、その中心的施策は、「社会司法追跡調査」、「司法データベース」及び「移動電子監視措置」であり、各司法関係機関及び被害者救済団体等が連携・協力して、その実施ないし試行に取り組んでいる。

(ア) 社会司法追跡調査

社会司法追跡調査とは、刑罰適用判事が、一定の性犯罪により有罪判決を受けた者に対し、釈放後の一定期間、一定の行動を義務付けたり、禁止することを内容とする補充刑を科す制度である。転居の通知を義務付けたり、少年と日常的に接する職業への従事を禁止すること等を内容とする「監視措置」や、医師の下での治療を命ずる「治療命令」等がある。追跡調査は、原則として、釈放時から軽罪で最長 10 年間、重罪で 20 年間であり、刑罰適用判事、保護観察官、医師等が連携して行う。2004 年における本調査の言渡しを受けた人員は 1,063 人である。

(イ) 司法データベース

司法データベースは、一定の性犯罪により有罪判決を受けた者の DNA、犯歴、居所等に関する情報を収集、蓄積する制度である。保存期間は、重罪及び拘禁刑 10 年の軽罪の場合が原則 30 年、その他の場合が原則 20 年である。主な目的は、性犯罪者の身元確認の把握及び再犯防止にあり、地域住民への情報公開を予定した制度ではない。同データベースは、司法省が集中的かつ厳格に管理しているが、警察も捜査を目的とした利用は可能である。対象者には、自己の情報の内容に変更があった場合に申告義務があり、違反した場合は処罰の対象となる。

(ウ) 移動テレビ監視措置

移動電子監視措置は最も新しい対策(2005 年 12 月 12 日の法律により承認)であり、刑罰適用判事が、一定の性犯罪により有罪となった者に対し、同措置を科すことが釈放後の再犯防止に不可欠と認めた場合に科すことができる。期間は原則最大 2 年であるが、重罪につき最長 6 年、軽罪につき同 4 年の延長が可能である。同措置は、2008 年 6 月の施行に向けて、仮釈放者 4 名を対象に現在試行段階にあるところ、対象者の時系列的な移動が常時把握可能なこと及び経費的にも刑事施設拘禁費用(一人当たり一日約 60 ユーロ)の半額で済むことなどから、その効果が期待されている。

(2) ドイツ

ア 性犯罪の概要

刑法は、暴行、脅迫等により他人に性的行為を行うことを強要した者を処罰する「性的強要の罪」を設けた上、その加重類型として、性交又はその類似行為を強要した場合(強姦)、複数犯による場合、危険な行為態様をもって行った場合等についての規定を設けており、さらに、被害者を死亡させた場合の規定を設けている。性的強要を基本的な罪とし、その加重類型の構成要件を細分化して規定していること、強姦を性的強要の加重類型の一つとして位置付けていることなどが特徴である。

また、被害者が 14 歳未満の者である場合、児童(Kind)に性的行為を行った者等を処罰する「児童に対する性的陵辱の罪」を設けた上、その加重類型を設けている。

イ 性犯罪の動向

性的強要の罪、性的強要の罪の加重類型については、いずれも 2001 年から増加傾向にあり、2004 年にはそれぞれ 6,792 件、8,831 件と 2005 年までの 10 年間で最多を記録した。2005 年には減少に転じているが、依然として 6 千件台、8 千件台と高い水準にある。また、2005 年における児童に対する性的陵辱の件数は、6,573 件、その加重類型に

については、2,758 件であった。

性的強要の加重類型の検挙率は、2005 年までの 10 年間、70%台から 80%台の高い水準で推移している。

ウ 性犯罪対策

(ア) 処罰範囲の拡大及び法定刑の引上げ

性的強要の罪及び児童に対する性的陵辱の罪について、1990 年代の半ばから度重なる改正がなされ、処罰範囲の拡大や法定刑の引上げが行われた。具体例としては、これらの罪の加重類型規定の新設（これによる児童に対する性的陵辱の罪の一部重罪化）、強姦概念の拡大及び婚姻外規定の撤廃等がある。

(イ) 捜査手法の整備（DNA 鑑定等）

刑事訴訟法は、重大な犯罪又は性的自己決定を害する犯罪の嫌疑がかけられている被疑者又は被告人について、将来重大な犯罪による刑事手続が行われる可能性があると思われる場合には、裁判所の命令等により、この者から体細胞を採取して DNA 鑑定を行い、そのデータを連邦警察局において保管・使用することができる旨定めている。

DNA の採取・鑑定の捜査における必要性・有用性が極めて高い一方で、これを実施することによる被疑者・被告人への侵害性が低いことから、実務的には広く認められる傾向にあり、特に、性的強要・強姦のような重大な性犯罪の被疑者・被告人からの DNA の採取・鑑定は、ほとんどの事例で認められているようである。

(ウ) 社会治療施設における処遇

近時、行刑法が改正され、一定の性犯罪を犯して行刑施設に入所した者のうち、特に治療的処遇を行う必要がある者については、社会治療施設に移送して特別な指導を行うこととされている。この改正により、社会治療施設数、社会治療施設の収容定員及び被収容者数のいずれも、著しい増加傾向にあり、最近 10 年間で 2 倍以上になっている。ハンブルクのフルスビュッテル刑務所内にある社会治療施設について紹介すると、被収容者は、入所後 3 か月間の試行期間を経て、その間に作成された処遇計画に基づいて治療処遇を受ける。治療処遇は、集団処遇の形態で、認知行動療法の理論に基づいた各犯罪ごとに特有のプログラムを用いて行われる。

(エ) 保安監置

保安監置は、自由刑の執行終了後において更に重大な犯罪を行うおそれのある者について、その者から社会を防衛するため、刑の執行終了後も更にその者を拘禁する処分である。1998 年、2002 年及び 2004 年に、法改正が行われ、制度が強化された。

保安監置は、個人の自由をその責任とは無関係に侵害する刑事政策最後の緊急措置と位置づけられ、謙抑的に運用されてきた。その姿勢自体は、現在も同様であると考えられるが、前記法改正が行われた 1990 年代後半から、収容人員は性犯罪者を中心として増加傾向にある。

保安監置に処するには、重大な犯罪行為を行う「習癖（Hang）」が認められることが必要であるところ、実務においては、その有無について鑑定人が鑑定を行う。鑑定

は、鑑定人が当該事件記録及び対象者の同種前科関係の書類等を精査するとともに、対象者との面接をすることによって行われる。裁判所は、鑑定書、鑑定人の公判証言等を総合的に考慮して、保安監置を言い渡すか否かを判断する。

(3) 英国

ア 性犯罪の概要

英国では、従来の性犯罪に関連する法令を整備統合した 2003 年性犯罪法 (Sexual Offences Act 2003) によって、日本の強姦や強制わいせつに当たる犯罪等の性犯罪の定義、構成要件、法定刑等が規定されている。最高刑は、終身拘禁である。

イ 性犯罪の動向

英国における最近 10 年間 (1995 年以降) の性犯罪の認知件数の推移を見ると、女性に対する強姦及び性的暴行が増加傾向を示しており、2004 年ではそれぞれ 1 万 2,903 件、2 万 4,638 件であった。一方、男性に対する強姦及び性的暴行は横ばいで、同年ではそれぞれ 1,139 件、3,551 件であった。

認知件数の動向の背景には、1998 年及び 2002 年に犯罪の認知に関する統計計上方法が変更されたことや 2003 年性犯罪法により犯罪行為の要件が整理されたことも関連があると思われるが、一般市民全体を対象としたサンプリング調査の手法によって実証的に把握しようとする英国犯罪被害調査 (British Crime Survey) においても、2004 年調査は、2001 年調査に比して、男女とも性犯罪の被害率が高くなっている。

検挙率は、女性に対する強姦及び性的暴行、男性に対する強姦及び性的暴行のいずれの犯罪行為においても、低下傾向にある。

ウ 性犯罪対策

英国では、性犯罪対策として、刑事司法において幅広い取組がなされているが、以下では、広範に及ぶ対策を、性犯罪者に対する 監視・監督の強化、関係機関の連携の強化、処遇の充実という側面から概観する。

(ア) 監視・監督の強化

性犯罪者に対する新たな処罰規定として、重大な性犯罪再犯者に対する自動的無期刑 (Mandatory life sentence for second serious offence)、危険な性犯罪者に対する終身刑又は公衆保護のための拘禁刑 (Life sentence or imprisonment for public protection for serious offences)、暴力犯罪又は性犯罪に対する拡張刑 (Extended sentence for certain violent or sexual offences) が新設された。

また、英国では、1997 年以降、性犯罪者の情報登録制度が導入されており、氏名、生年月日、国民保険番号、住所等の情報を警察が把握している。登録情報は原則として非公開である。

さらに、性犯罪者に対する届出命令、性犯罪予防命令、外国旅行禁止命令、性的危害禁止命令といった裁判所の各種命令も導入されている。

(イ) 関係機関の連携の強化

危険な犯罪者から公衆を保護するために関係機関が連携する必要性が認識される

中で、2000年刑事司法及び裁判所業務法によって、イングランド及びウェールズの全42地域において、諸機関連携公衆保護協議会（Multi-Agency Public Protection Arrangements: MAPPA）の設置が義務付けられた。MAPPAは、警察と保護観察所が中心となって、刑務所、教育、福祉関係機関等が一定の犯罪者情報の交換や定期的な会合の開催によって、一定の犯罪者のリスク管理を行なうものである。

(ウ) 処遇の充実

性犯罪者に対しては、施設内及び社会内において、リスクアセスメントに基づいて、処遇プログラムが実施されている。

施設内における性犯罪者処遇プログラム（Sex Offenders Treatment Program :SOTP）は、26施設において実施されている。

保護観察所における性犯罪者処遇プログラムは、全国42の保護観察所のすべてにおいて実施されている。

(4) 米国

ア 性犯罪の概要

米国は連邦制を取っており、性犯罪は原則として各州の刑法、手続法、性犯罪者登録及び公表に関する法により規制されることから、性犯罪の定義、それに対する刑罰の内容等は州ごとに異なる。連邦法は、州をまたぐ性犯罪等の連邦的色彩のあるものを規制する。

イ 性犯罪の動向

州によって性犯罪の定義等が異なる上、被害届出のされにくい暗数の多い犯罪類型であることから、その実態を把握することは容易ではないが、様々な調査研究によってデータが提供されている。それらによると、被害者の大多数は女性であり、加害者の大多数は被害者と面識があり、その関係が親密であるほど被害届出率が低くなる傾向が見られた。州裁判所で重罪となった重罪事件に占める暴力的性犯罪事件の割合はわずかである（2002年で3.4%）。性犯罪による逮捕者100人当たり、裁判によって有罪になるのは47人、このうち実刑になるのが41人という試算がある（2002年）。なお司法取引により、起訴罪名が性犯罪であっても有罪認定される罪名が性犯罪以外である場合も少なくない。

ウ 性犯罪対策

(ア) 性犯罪者の登録・公表制度

全米50州で登録公表制度が実施されているが、その内容は州により異なる。連邦法では各州が整備すべき最低基準が示されており、1994年ジェイコブ・ウェタリング対子ども犯罪及び暴力的性犯罪者登録法から始まり、1996年連邦メーガン法、2006年アダム・ウォルシュ子供の保護及び安全法といった一連の連邦法によって、登録公表制度の整備及び強化が図られている。そのため各州の登録公表制度の運営に携わる法執行機関では、予算・人手の不足から、民間ボランティアにその作業の一部を行わせているところも多い。

(イ) 性犯罪に対する刑の加重

性犯罪，とりわけ子どもを被害者とする犯罪に対する法定刑は，各州及び連邦レベルで引上げが行われている。強姦，性的虐待，子どもに対する性行為といった悪質な性犯罪を繰り返す者に対しては，いわゆる三振法によって長期間の拘禁を可能とする州もある。三振法の有効性については，犯罪抑止効果の有無，社会全体のコスト削減効果等について様々な議論があり，マイナス面としては，争う事件が増えるため陪審裁判コストが増加する，刑務所等の過剰収容・高齢化による運営費の増大等が指摘されている。

(ウ) 電子監視

電子監視は，従来から州及び連邦レベルにおいて，判決前被告人の釈放条件，刑務所拘禁の代替，仮釈放・保護観察の条件として，積極的に導入されてきた。性犯罪者に対しては，現在，GPS を利用した電子監視が少なくとも 35 州において社会内処遇の手段として導入されている。しかし，GPS には，技術的には，電波の届かない地域が存在すること，コストの面では，多額の費用がかかるといった克服すべき課題も少なくない。

(I) 民事的収容

民事的収容とは，精神疾患又は人格障害により性犯罪に及ぶ危険があると認められる者を，受刑後も治療施設等に収容する手続きをいい，1990 年にワシントン州が導入したのが始まりである。その後民事的収容は，2005 年 7 月現在少なくとも 16 州において導入されている。なお，2006 年アダム・ウォルシュ子供の保護及び安全法は，民事的収容について定めた初めての連邦法であり，これにより，連邦法が適用される法域においても，民事的収容が実施されることとなった。

平成 1 8 年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 1 9 年 5 月

- 4 - (2)

評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営（捜査における通訳の適正の確保）		
所管部局	刑事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。		
達成目標	通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。		
指標 1	実施状況（研修日数）	目標値等 1	2 日間
指標 2	実施状況（研修員数）	目標値等 2	5 0 人
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 国際化の進展に伴う外国人を被疑者とする事件の増加に伴い、捜査手続における正確・公正な通訳が求められている。</p> <p>2．目的・意図（当該政策の必要性） 捜査手続における有能な通訳人を確保するためには、捜査・公判に関する法律及び実務に関する知識を修得させ、その育成を図る必要がある。</p> <p>3．当該政策の実施方法 全国の検察庁において通訳を依頼している通訳人を対象として、毎年、一定の人数に対して知識修得のための研修を実施する。</p> <p>4．基本目標と達成目標・指標との関係 上記基本目標を達成するためには、捜査手続や通訳人の役割等についての正確な知識・心構え等を修得させ、その育成を図る必要があるため、上記達成目標とした。 達成目標の達成度については、研修の実施状況として、研修日数、研修員数を指標として分析する。</p>		
測定方法等	<p>指標 1 は、研修を実施した日数を測定する。</p> <p>指標 2 は、研修に参加した研修員数を測定する。</p> <p>なお、指標とはしていないが、研修後、全参加者を対象として、事後アンケートを実施する。</p>		
評価結果等	<p>1 平成 1 8 年度に実施した政策（具体的内容） 平成 1 8 年 6 月 2 9 日から 3 0 日までの 2 日間、中央研修として全国の地方検察庁から推薦された通訳人 5 2 名が参加する通訳人セミナーを開催し（別紙日程のとおり）、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義及び裁判員制度についての説明並びにベテランの通訳人及び外国人がかかわる事件の捜査・公判を担当している検察官らによる講義を行うことにより、通訳として必要な知識及び心構えの修得を図るとともに、通訳人と検察官との意見交換を行い、情報提供等の場を設けた。</p>		

2 評価結果

(1) 必要性

上記基本的考え方のおり、国際化の進展に伴い、外国人を被疑者とする事件が増加し、捜査手続における正確・公正な通訳が求められているところ、捜査通訳として求められる刑事手続等の知識や公正・中立な通訳を行うための心構えは、検察権の適正な行使とも密接に関連することから、本政策の必要性が認められる。

また、通訳を要する外国人による犯罪も相当数に上ることから、通訳人に対する研修を引き続き推進していく必要がある。

(2) 有効性

上記のおり、2日間にわたり、参加人員52人の研修を実施し、目標値を達成したほか、事後アンケートの結果により、捜査に必要とされる知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人としての資質の向上に資するものであったことが確認できており、達成目標はおおむね達成できたことから、基本目標の達成について、本政策の有効性が認められる。

(3) 効率性

中央において研修を行うことで、全国均一的な通訳人の能力向上及び統一的な情報の提供を図るとともに、講師である通訳人や検察官の時間面及び資金面での資源投入を最小限に抑えられており、その効果に比して本政策は効率性が高い。

(4) 今後の政策への反映の方向性

今後とも、このような諸政策を継続するとともに、研修後実施した事後アンケートにより寄せられた意見や要望を参考にして、有能な通訳人を確保する上での新たな政策の必要性も含めて検討し、質的向上のための政策を進めていくことにする。

備	考
---	---

平成18年度通訳人セミナー日程

別紙

日程 平成18年6月29日(木)～30日(金)

場所 法務総合研究所第6教室

月日	時 間	事 項
6 月 29 日 (木)	13:00	集合
	13:10～13:25	開始式
	13:25～14:25	講義(1) 「刑事手続法について」
	14:25～14:40	休憩
	14:40～15:00	説明 「裁判員制度について」
	15:00～16:00	ビデオ上映 「裁判員制度—もしもあなたが選ばれたら—」
	16:00～16:20	質疑応答 「裁判員制度について」
	16:20～16:35	休憩
	16:35～17:50	講義(2) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」
6 月 30 日 (金)	9:30	集合
	9:35～10:35	講義(3) 「刑事実体法について」
	10:35～10:50	休憩
	10:50～11:50	講義(4) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」
	11:50～13:00	休憩(昼食)
	13:00～14:30	検察官との座談会
	14:30～14:40	休憩
	14:40～15:00	終了式(解散)

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 4 - (2)

評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営（被害者等通知制度の適切な運用）		
所管部局	刑事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。		
達成目標	被害者等に対し，被害者等通知制度を広く知らせて，通知を希望する人に対し，可能な範囲で，刑事事件の処分結果等の情報を提供する。		
指標 1	通知者数	目標値等	————
指標 2	通知件数	目標値等	————
指標 3	通知希望者数	目標値等	————
参考指標	通知しなかった件数		
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 刑事処分の結果等を知りたいという，被害者その他の刑事事件関係者の要請にこたえる。</p> <p>2．目的・意図（当該政策の必要性） 事件の処理結果（公判請求，略式命令請求，不起訴等），公判期日（係属裁判所，公判期日），刑事裁判結果（主文，裁判確定日等）等を希望する者に対して通知することにより，刑事司法手続に対する被害者を始めとする国民の理解と信頼を得て，将来の検察活動に対する国民の協力を確保し，刑事司法の適正かつ円滑な運営を図る。</p> <p>3．当該施策の実施方法 被害者等通知制度について，パンフレットやホームページを利用して被害者等を始めとする国民へ周知するとともに，検察官等においては，被害者等に取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し，通知することが相当でないと判断したときを除き，希望する者に対し事件の処理結果，刑事裁判結果等の通知を行い，同制度を適切に運用する。</p> <p>4．基本目標と達成目標・指標の関係 上記基本目標を実現するためには，被害者を含めた国民には普段あまりなじみのない刑事司法手続を周知することによりその理解を深めてもらうことがまず重要であり，加えて，事件の当事者である被害者などに対して，適時的確な情報提供を行うことにより，国民の刑事司法に対するより一層の信頼を得ることが最も重要であると考えられたことから，その趣旨を踏まえて達成目標を設定した。 ただし，達成目標は，個々の事件の性質によっては，関係者の名誉，プライバシーの保護及び捜査・公判の円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合など，通知をすることが相当でないと認められる事由があるときは，通知を行わないこともあり，希望する者すべてについて通知することは不可能であるため，目標達成度評価にはなじまない。</p>		
測定方法等			

1. 測定時期：平成19年3月31日

2. 測定方法等

通知を希望する被害者等に通知を行った延べ人数，通知を行った延べ件数及び通知希望者総数を測定した。

また，通知希望はあったが通知を行わなかった被害者等の総数も参考指標として測定した。

評価結果等

1. 平成18年度に講じた施策（実施状況）

本制度に基づく通知希望者数，通知者数，通知希望者に通知しなかった数，及び通知件数について

<今回掲載する数値>

本制度に基づく通知希望者数，通知者数，通知件数，さらに通知希望者に通知しなかった数についても掲載する。また，参考として平成16年及び17年の数値についても掲載する。

（通知希望者数，通知者数，通知希望者に通知しなかった数）

通知希望者の総数，実際に通知を実施した通知者の総数，通知希望者に通知しなかった総数は次のとおりである。

年	通知希望者数	通知者数	通知希望者に通知しなかった数
16	45,967名	75,877名	17名
17	46,953名	74,813名	64名
18	50,504名	76,377名	36名

（注）通知者の総数が希望者の総数を上回っているのは，同一者に対して複数回の通知をしているためである。

（通知件数）

通知件数の総数，通知内容の内訳は次のとおりである。

年	通知総数	事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放
16	80,720件	33,346件	18,578件	26,882件	1,914件
17	80,426件	32,074件	19,097件	27,027件	2,228件
18	82,489件	32,067件	20,110件	28,022件	2,290件

（注）通知者数と通知件数の違いは，例えば，同一者に対して同一機会に2つの事由（捜査処理と公判期日）を通知した場合は，通知者数は1，通知件数は2となるためである。

2. 評価結果

平成18年においては、50,504名から通知希望があり、延べ82,489件の情報を通知した。また、通知を希望していた被害者等に通知しなかった数は36名であり、そのうち対象者の転居等により通知できなかった場合が27名である。その他9名は、新たな紛争又は事件を誘発するおそれがあるため通知することが相当でないと検察官が判断した場合等であり、通知希望に対して適切に対処している。

本年も昨年に引き続きパンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。さらに、平成19年3月、同パンフレットの内容を更新した上、同パンフレットの英語版も作成して検察庁等を通じて一般配布し、本制度の一層の浸透を図っている。

なお、今後、法務省ホームページに掲載されている同パンフレットの内容も更新し、英語版パンフレットの内容もホームページに掲載する予定である。

検察官等においては、本制度の実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと認めた場合等を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知しており、目標はおおむね達成できたことから、本施策について、有効性が認められ、引き続き実施する必要性がある。

また、通知希望者に対する通知に要する郵送経費及び犯罪被害者用パンフレット作成等経費については、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るための必要最小限のものであることから、効率性が認められる。

今後も提供できる情報や通知方法などについて改善すべき点があれば検討し、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、本制度の適切な運用をすることが必要である。

備 考	
-----	--

平成 1 8 年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 1 9 年 5 月

- 4 - (2)

評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営（検察広報の積極的推進）		
所管部局	刑事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。</p>		
達成目標	<p>全国の各検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。</p>		
指標 1	実施状況（対象年齢層，対象年齢層別回数，内容）	目標値等	-
指標 2	広報活動の実施回数	目標値等	対前年度増（平成 1 7 年度 3，0 0 9 回）
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 検察が、法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることは必要不可欠である。</p> <p>2．目的・意図（当該政策の必要性） 「検察官や検察庁は、どんな仕事をしているのか。」、「検察と警察の違いがよく分からない。」といった国民の声があるところ、検察の役割や刑事司法に関することについて、各検察庁において、幅広い層の国民に対して広報活動を実施することにより、これらの疑問に答えると同時に刑事司法全体についての正確な理解と信頼を得ることを目的とする。</p> <p>3．当該政策の実施方法 具体的には、移動教室，出前教室，刑事裁判傍聴などの各種広報活動を積極的に推進する。</p> <p>4．基本目標と達成目標・指標との関係 基本目標である「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。」を実現するには、検察の役割や刑事司法に関する国民の理解を深めることが何よりも肝要であるので、達成目標を「全国の検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。」とした。 達成目標の達成度については、指標 1 により広報活動の実施状況の内容を分析して評価するとともに、指標 2 の広報活動の実施回数を測定し評価を行う。</p>		
測定方法等	<p>全国の各検察庁からの移動教室，出前教室，刑事裁判傍聴やその他広報活動を実施した報告を基に、各検察庁において実施した広報活動について、その実施した年齢層，年齢層別回数，具体的な広報活動の実施内容などから実施状況を測定し、評価を行う。</p>		
評価結果等	<p>1．平成 1 8 年度に講じた施策（実施状況）</p>		

・ 各検察庁における実施状況及び内容

検察庁における広報活動として、

「移動教室」

検察庁において、庁舎見学や広報ビデオの上映のほか、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布，法務史料展示室見学，庁舎見学，模擬取調べ，司法制度改革の概要説明等）

「出前教室」

検察職員が学校等に出向くなどして、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布，模擬裁判，司法制度改革の概要説明，座談会等）

「刑事裁判傍聴」

刑事裁判傍聴を行うとともに、検察に関する質疑応答等を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布，法務史料展示室見学，裁判所の法廷施設見学，司法制度改革の概要説明，座談会等）

を実施し、そのほかに、検察官の業務内容や司法制度改革に関する講話・講演，地元放送局のラジオ番組への出演や新聞・広報誌への寄稿などを実施した。

移動教室等における検察に関する説明等の具体的な実施内容については、以下の表のとおりである。

実 施	具 体 的 な 内 容
検察に関する説明	刑事手続の流れ，捜査・公判手続，検察庁の概要・業務，検察官の仕事など
庁舎見学	検務事務執務室，証拠品保管庫，記録保管庫，被害者等相談者室，取調室など
広報用ビデオの上映	「検察の役割 - 社会正義の実現のために」 ある殺人事件を例として検察庁における一連の手続を説明 「被害者とともに」 一般人が強盗にあったという設定で犯罪被害者の目から見た刑事手続について説明 「法と正義の守り手・検察庁」 小学生がスリを目撃することに端を発し，警察による検挙から公判における検察官の役割など子供にも分かりやすい表現で一連の刑事手続を説明
パンフレットの配布	「検察庁のしおり」，「犯罪被害者の方々へ」，「司

	法制度改革」, 各庁独自のパンフレットなど
模擬取調べ・模擬裁判	参加者が, 検察官, 裁判官, 弁護士等に扮しての取調べ・裁判の実施や職員による取調べ状況の再現など

各種広報活動は, 延べ12, 999回実施され, 参加人数は, 84万2, 965人であり, その内訳は以下の表のとおりであった。

年齢層別	実施回数	参加人数(概数)
小学生(2年生から6年生)	30回	1, 172人
中学生(全学年)	282回	8, 838人
高校生(全学年)	245回	27, 492人
専門学校生(全学年)	472回	147, 457人
大学生(大学院生を含めて全学年)	273回	16, 261人
一般(注)	11, 697回	641, 745人
合計	12, 999回	842, 965人

注 個人・教員・教育委員会・報道関係者・公務員・保護司・更生保護女性会・身体障害者協会・ロータリークラブ・犯罪被害者センターなど

・ 検察庁ホームページについて

平成14年8月, 最高検察庁において検察庁ホームページを開設し, 検察官・検察庁に関する説明・検察庁所在地等を掲載するとともに, 移動教室や広報ビデオ等の紹介を行っているところ, 平成18年度については, アクセス件数は, 約30万4, 133件であり, また, ホームページの更新や各検察庁における最新情報の掲載等を行うことにより, ホームページのより一層の充実を図った。

・ 検察広報官の増設

大規模庁の広報体制を強化するため, 平成18年度には, 京都及び高松地方検察庁に検察広報官が設置され, 報道機関からの取材対応を担当する次席検事の補佐を行うとともに, 各種広報活動の実施, 調整及び企画立案を専門に担当したことで, 広報窓口が一元化され, より効率的で効果的な広報活動を行えるようになった。

2. 評価結果

上記基本的考え方のおり、検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることは必要不可欠であり、また、検察広報を実施することにより、現在、進展している司法制度改革に対する国民の理解が得られることとなるため、現段階において積極的に推進する必要がある。

検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に12,999回実施され、また参加人数は84万2,965人であることから、前年に比較して、実施回数は約4.1倍、参加人数は約4.3倍に増加しており、達成目標である広報活動の実施回数対前年度増が達成されたことが認められる。

広報活動の実施状況についても、全国の検察庁において、多岐にわたる内容及び手段を用いて、幅広い層の多数の国民に情報を提供する努力をしており、検察庁ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などと相まって、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。

以上のことから、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動は実施され、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めること」に向けて、着実に推進していると考えられ、本施策について有効性が認められる。

また、ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などにより、効率的な検察広報が行われている上、全国統一的なパンフレットの作成や広報対象に合わせた効果的な資料を作成することにより、検察活動に対する国民の理解が等しく得られ、その経費についても上記目標を達成するための必要最小限のものであり、効率性が認められる。

なお、基本目標の実現には、不断の取組が必要であるので、今後も幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、全国の検察庁において積極的に広報活動を展開していくことで、より効果的な検察広報活動の在り方を検討しながら、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める」ために努力をしていく方向である。

備 考	
-----	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 5 - (2)

評価対象	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (矯正施設における収容の確保)		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>刑事施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。</p>		
達成目標	<p>過剰収容下にある刑事施設において、収容能力拡充のための整備を促進する。</p>		
指標	年度末現在の収容率	目標値等	対前年度減(平成18年3月31日現在の刑事施設の収容率 102.2%)
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>(1) 近年の我が国の急激な国際化の進展，経済不況による失業者の増加，地域社会の連帯機能の低下などの経済・社会構造の変革に伴って犯罪情勢にも大きな変化が生じ，犯罪発生件数が増加するとともに，犯罪の凶悪化により公判請求件数の増加傾向と刑の長期化傾向が進行し，これに伴い，初犯受刑者，外国人受刑者，女子受刑者及び高齢受刑者を中心に受刑者が著しく増加しており，刑事施設においては，平成13年秋以降，収容人員が収容定員を大幅に上回る「過剰収容」が常態化している。</p> <p>(2) 過剰収容下にある刑事施設では，居室に定員を超過して被収容者を収容せざるを得ないため，収容環境が著しく悪化し，これに伴うストレスの増大を背景として，職員に対する暴行・傷害件数，被収容者相互の同衆暴行・傷害件数，規律違反行為による懲罰事案数，施設や職員に対する不服申立件数が著しく増加し，これらへの対応も含めた職員の業務量が著しく増大していることも相まって，被収容者の拘禁の確保と改善更生のための矯正教育の実施に重大な支障が生じている。</p> <p>(3) こうした過剰収容状態は，刑事施設の運営はもとより，刑事司法システム全体にも重大な支障を及ぼしている。すなわち，犯罪が発生して容疑者を逮捕した場合，刑事司法手続に従って，警察留置場から拘置所，次いで，拘置所から刑務所へと移監されることとなっているが，刑務所の過剰収容の影響により，拘置所に刑務所への移監対象既決被収容者が滞留し，その影響で警察署留置場には拘置所への移監対象被告人等が滞留することもあるため，警察における検挙・捜査活動や検察における捜査・公判活動を阻害する要因にもなりつつある。</p> <p>(4) 刑事施設の過剰収容状態を解消し，犯罪者の拘禁を厳正に確保するとともに，その改善更生のために人権に配慮しつつ社会復帰のための適切な矯正教育を施すことは，刑罰法令を適正に執行すべき国の責務である。</p> <p>(5) 刑事司法システムが十全に機能することにより，国民の治安に対する安心感と同システムに対する信頼が醸成され，この信頼により，犯罪の申告や情報提供など，捜査・公判活動への協力，刑務所からの仮釈放者等に対する社会内処遇への支援が得られ，</p>		

良好な治安が維持されるものであるところ、現在のような刑事施設の状態を放置すれば、こうした国民の協力や支援が得られなくなるばかりか、逃走等の保安事故に止まらず施設内の規律が崩壊するなど重大な社会不安を惹起する危険性があり、刑事施設の過剰収容問題に緊急かつ適切に対処することは、現下の治安対策の要である。

2. 目的・意図（当該政策の必要性）

- (1) 刑事施設における過剰収容状態を早期に解消し、被収容者の適正な居住環境を確保し、対職員や被収容者相互の暴行・傷害事案、規律違反行為による懲罰事案及び施設や職員に対する不服申立件数を減少させることにより、職員負担の軽減を図り、施設内の厳正な規律を維持するとともに、被収容者に対する改善更生のための適正な矯正教育が円滑に実施できるようにする必要がある。
- (2) 刑事施設の過剰収容を解消することにより、警察留置場から拘置所へ、拘置所から刑務所へとといった対象者の移監の円滑化を図ることによって、適切な警察における検挙・捜査活動や検察における捜査・公判活動を担保し、刑事司法システムを十全に機能させる必要がある。
- (3) 刑罰法令の適正な執行という国家の責務を履行する観点、さらには、急速に悪化しつつある犯罪情勢に的確に対処して、治安の「最後の砦」としての機能を回復するとともに、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するための治安対策を推進する観点から、刑事施設、特に刑務所における過剰収容状態を早急に解消する必要がある。

3. 当該政策の実施方法

刑事施設において、収容棟等の新・増設工事を実施し、過剰収容解消のための収容能力の拡充を図る。

4. 基本目標と達成目標・指標との関係

現在の刑事施設が直面している被収容者の急激な過剰収容に伴う現状及び問題点については、すでに「1. 課題・ニーズ」に記載したとおりであり、この過剰収容状態を緩和することこそが、刑事施設の設置目的を遂行するとともに、我が国の刑事司法システムを十全に機能させることにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築することに他ならないことから、「3. 当該政策の実施方法」に掲げる刑事施設における収容棟等の新・増設工事を展開することにより、刑事施設の収容定員を十分に確保することが必要不可欠となる。

収容人員と収容定員の相対比率である収容率が過剰収容の一つの目安であることから、収容率の変動を分析した上で、収容定員を大幅に上回る過剰収容がどれだけ緩和されているのかを客観的に判断できる指標として収容率を設定したものであり、併せて、各年度末現在という定点における収容率を指標とすることで、一会計年度における政策を数量的に評価しようとするものである。

測定方法等

1. 測定時期：平成19年3月31日（平成18年度末）
2. 測定方法等 平成18年3月31日（平成17年度末）との収容率の比較

評価結果等

1. 平成18年度に講じた施策（実施状況）
 - (1) 平成18年度内に増加した刑事施設の収容定員
別紙の1のとおり
 - (2) 平成18年度予算において措置された刑事施設の収容能力拡充対策

別紙の2のとおり

2. 評価結果

(1) 平成17年度末における収容状況

収容人員 79,705人(受刑者 69,841人)

収容定員 77,953人(受刑者 60,712人)

収容率 102.2%(受刑者 115.0%)

(2) 平成18年度末における収容状況

収容人員 80,805人(受刑者 72,168人)

収容定員 80,790人(受刑者 63,489人)(見込み)

収容率 100.0%(受刑者 113.7%)(見込み)

(3) 平成17年度末と平成18年度末と比較

収容人員 +1,100人(受刑者+2,327人)

収容定員 +2,837人(受刑者+2,777人)

収容率 2.2ポイント(受刑者 1.3ポイント)

(4) 平成17年度末の刑事施設における収容人員は、79,705人(受刑者69,841人)であったところ、平成18年度末は80,805人(受刑者72,168人)と、1,100人(受刑者2,837人)増加し、過剰収容対策として収容能力拡充のための収容棟等増築工事等を実施した結果、収容定員を77,953人(受刑者60,712人)から80,790人(受刑者63,489人)(見込み)と、2,837人(受刑者2,777人)増加させることができた。この結果、収容率は102.2%(受刑者115.0%)から100.0%(受刑者113.7%)と2.2ポイント(受刑者1.3ポイント)減少している。

なお、平成18年度中に工事が完成する予定であった増築等工事のうち、諸般の事情により完成時期が平成19年度にずれ込んだ工事があったものの、これらは平成19年度中には完成する見込みである。

これらが完成すれば収容定員は1,306人(受刑者1,010人)増加し、平成18年度末の収容人員が変わらないと仮定すると、収容率は98.4%(受刑者111.9%)となり、平成17年度末の収容率と比較すると3.8ポイント(受刑者3.1ポイント)減少することになる。

・平成19年度にずれ込んだ増築等工事完成後

収容人員 80,805人(受刑者72,168人)

収容定員 82,096人(受刑者64,499人)(見込み)

収容率 98.4%(受刑者 111.9%)(見込み)

・平成17年度末との比較

収容人員 +1,100人(受刑者+2,327人)

収容定員 +4,143人(受刑者+3,787人)

収容率 3.8ポイント(受刑者 3.1ポイント)

(5) 平成18年度中の増築工事等の工事遅延は、気象条件等の不可抗力によるやむを得ない事情であり、これらが予定どおり完成していれば、刑事施設の過剰収容は確実に緩和されていたものと推測され、刑事施設の過剰収容対策として、収容能力拡充のための収容棟等の増築は有効性が認められるため、今後も引き続き同対策を実施する必要がある。

(6) 本政策を推進するため、当初予算に加えて、補正予算により過剰収容対策として収

容棟等の増築工事等を継続しているところ、平成17年度においては43,053,478千円（補正後予算）、平成18年度においては61,029,471千円（補正後予算）の予算により、平成18年度末には平成17年度末と比べて2,837人、気象条件等により平成19年度にずれ込んだ増築等工事における定員増は1,306人と、合わせて4,143人に上る収容定員の増加を図ることができたところであり、また、平成17年度末の収容率（102.2%）と平成19年度末収容率（98.4%：見込み）では、3.8ポイント減少することとなることを考慮すると、効率性の面においても優れた政策であると言える。

(7) このように、本政策については、必要性（上記「基本的考え方」参照）、有効性、効率性のいずれの観点においても評価できることから、今後も引き続き実施していく必要がある。

なお、平成18年度予算（当初・補正）により、PFI手法を活用した刑務所の新設も含め、今後、さらに3,625人分（受刑者3,048人分）の収容能力を拡充するための施設整備を実施する計画である。

備 考	
-----	--

別 紙

1 平成18年度内に増加した刑事施設の収容定員（見込み）

（単位：人）

施設名	増加定員		備考
	既決	未決	
月形刑務所	1,202	1,202	
札幌刑務支所	224	178	46
宮城刑務所	100	100	
山形刑務所	236	236	
名古屋刑務所	300	300	
広島刑務所	180	180	
松江刑務所	363	363	
周南拘置支所	31	20	11
高松刑務所	69	69	
久留米拘置支所	14	11	3
大分刑務所	89	89	
模様替え等	29	29	
合計	2,837	2,777	60

2 平成18年度予算において措置された刑事施設の収容能力拡充対策

（単位：人）

施設名	増加定員		備考
	既決	未決	
（当初予算）			
立川拘置支所（仮称）	850	273	577
島根あさひ社会復帰促進センター（仮称）	2,000	2,000	
（補正予算）			
札幌刑務所	(577)	(577)	
山形刑務所	118	118	
千葉刑務所	192	192	
立川拘置支所（仮称）	(850)	(273)	(577)
長野刑務所	71	71	
富山刑務所	84	84	
福岡刑務所	310	310	
合計	3,625	3,048	577

3 平成19年度に完成がずれ込んだ増築工事等による収容定員増加見込み

（単位：人）

施設名	増加定員		備考
	既決	未決	
網走刑務所	400	400	
札幌刑務所	205	205	
岡山刑務所	135	135	
福岡刑務所	270	270	
名古屋拘置所	296		296
合計	1,306	1,010	296

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 5 - (2)

評価対象	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (刑事施設における矯正処遇の実施)		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>刑事施設に収容されている性犯罪者が、自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。</p>		
達成目標	<p>刑事施設に収容されている性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムを実施する。</p>		
指標	性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムの実施	目標値等	対象者受講率 100%
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ 性犯罪者の再犯防止に資するため、矯正施設における性犯罪者に対する処遇を充実させることが重要な課題となっている。</p> <p>2 目的・意図(当該政策の必要性) 刑務所等では、犯罪者を収容し、改善更生のための処遇プログラムを実施しており、性犯罪受刑者に対する指導についても、一部の施設において試行錯誤して作成したプログラムに基づいて実施してきたところであるが、性犯罪者に対する処遇の効果を高め、再犯防止に資するためには、統一的・科学的な処遇プログラムを受刑者に実施する必要がある。</p> <p>3 当該政策の実施方法 性犯罪者処遇プログラム研究会において部外有識者等の意見等を踏まえて策定した効果的な性犯罪者処遇プログラムを、刑事施設において実施する(プログラムの概要については、別紙参照)。</p> <p>4 基本目標と達成目標・指標との関係 基本目標である「矯正施設に収容されている性犯罪者が、自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。」を達成するためには、まずは、性犯罪者の問題を改善するための統一的・科学的な処遇プログラムの策定が必要であり、それを踏まえて、当該プログラムの実施が必要とされるすべての受刑者に受講させる必要があることから、プログラムの実施(受講率)を指標とした。</p>		
測定方法等	<p>当初は、受講対象者の受講率をもって、性犯罪再犯防止指導の実施状況を評価することを考えていたが、策定した性犯罪者処遇プログラムは、指導対象者の刑期等を考慮し、最も適切な時期に本人の問題性に応じたプログラムを実施していること、また、個々の受刑者に対する刑執行開始時調査の時期に応じて、プログラム対象者が五月雨式に発生することなどから、当該年度ごとに実施すべき人数を確定することができない仕組みとなってい</p>		

る。そのため、受講が必要であるとされた対象者には、該当者が出所するまでの間に、必ず受講するように計画を立てて実施中であり、平成18年度は、266名に対してプログラムを開始したところである。

評価結果等

1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、平成18年度から、全国20庁の刑事施設に対象者を集めて、プログラムに基づく処遇を実施している。具体的には、同18年5月24日の同法施行後、性犯罪者調査を開始し、同時に、この間指導担当職員の養成を図るための研修を実施した上で、同年9月ころから、調査を終了した者に対し順次指導を開始した。

調査の結果、プログラム対象と判定された者は644人であるが、これらの者のうち、刑期等から判断して、プログラム実施の最適時期が平成19年度以降となる者を除き、平成18年度は266名に対して指導を開始した。受講が必要とされたその他の対象者には、出所までに必ず計画的にプログラムを受講させることとしている。

2 前述のとおり、本政策については、性犯罪者の再犯の防止に資するため、刑事施設において統一的・科学的な処遇プログラムを実施し、性犯罪者に対する処遇の効果を高める必要がある。

また、本プログラムは、性犯罪者処遇プログラム研究会において検討され、構成員の専門領域である精神医学、心理学等のほか、刑事司法制度、矯正施設等の現状を踏まえた上で、関係者からのヒアリング、海外視察等を経て策定されたものであり、その内容は、欧米諸国における実証研究により効果が認められている認知行動療法を基礎としたものである。性犯罪再犯防止指導は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行により、改善指導の一つとして受刑者に義務付けて実施しており、また、社会内処遇とも一貫性を持つ内容となっていることから、相応の効果（有効性）が期待できるものであるところ、その効果検証については、一定の期間が経過した時点において、関係部局と連携しながら実施する予定であり、そのため、プログラム実施対象者に関するデータを現時点から収集することとしている。

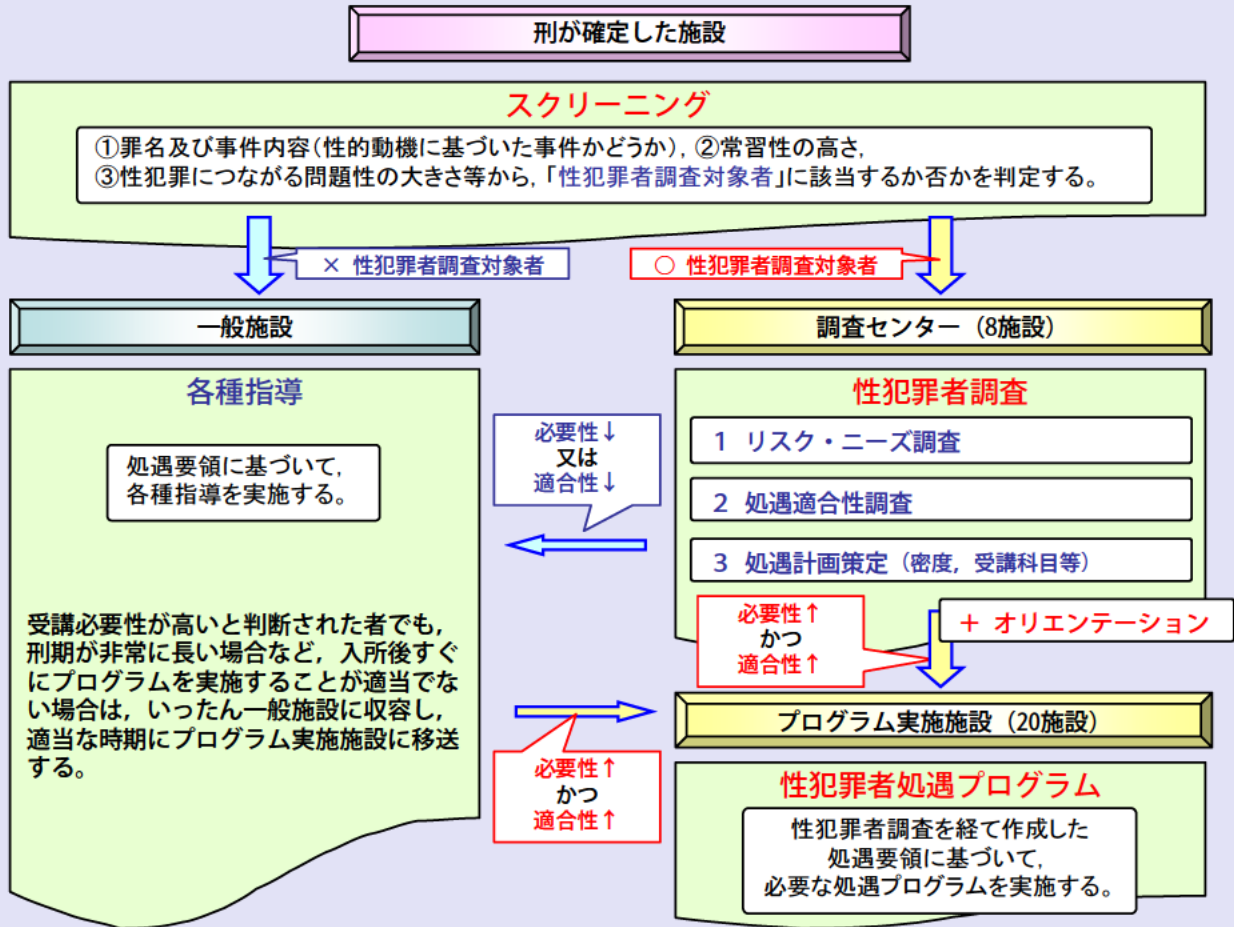
なお、本プログラムは、川越少年刑務所、奈良少年刑務所を推進基幹施設とし、全国の20庁の刑事施設において計画的、集約的に実施するなど、その効率性について評価できるところであるが、今後、プログラムの実施状況等を見ながら、更に最小限の行政資源で最大限の効果が得られるように本施策に取り組んでいくこととしている。

3 以上のとおり、本政策については、必要性、有効性、効率性のいずれの観点からも、相応に評価できるところであることから、今後は、指導教材等を更に整備するとともに、研修等を通して担当者の指導力の更なる向上を図った上で、引き続き本施策を推進していく必要がある。

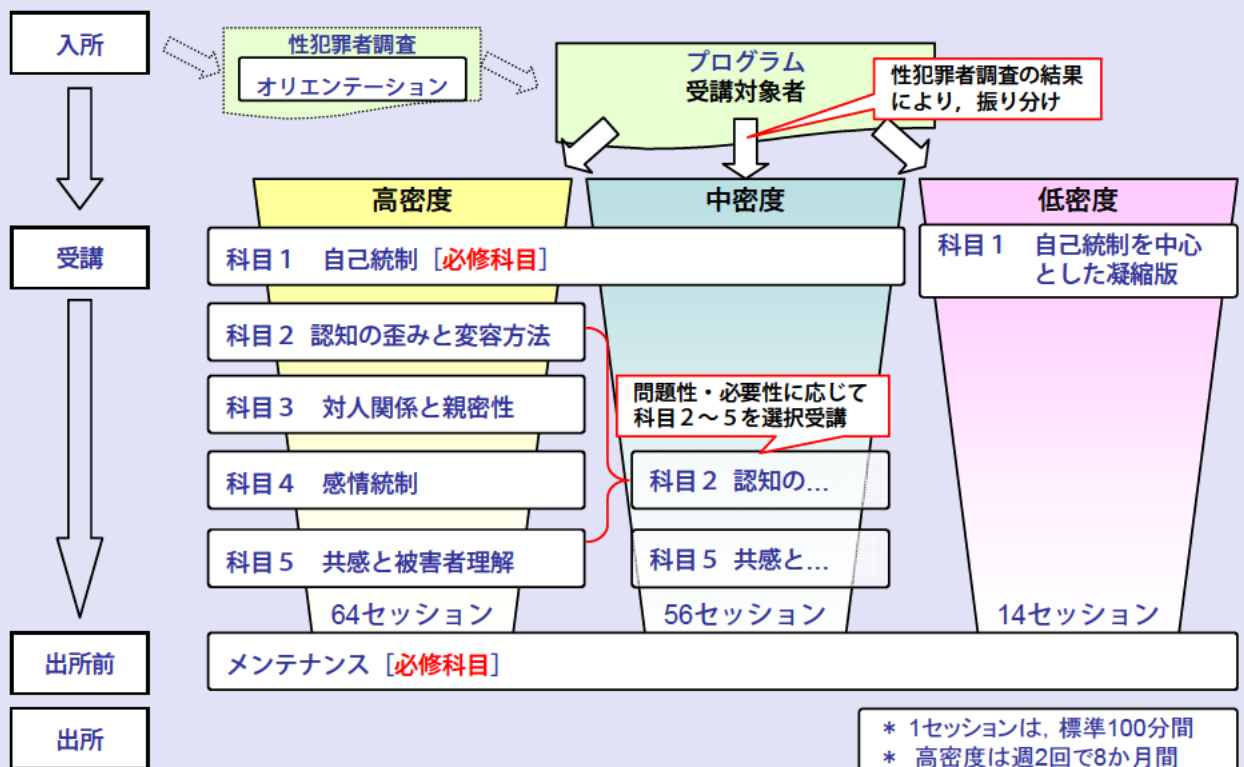
備 考

刑事施設における性犯罪者処遇プログラム概要

プログラム対象者・収容施設選定の流れ



プログラムの構造 (認知行動療法)



平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 5 - (2)

評価対象	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (刑事施設における刑務作業の実施)		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	受刑者の円滑な社会復帰を促進するため、職業訓練を実施し、出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。		
達成目標 1	受刑者に対し、広く職業訓練の機会を与える。		
指標 1	受講者数	目標値等	対前年度増(平成17年度2,469名)
指標 2	受講者数/受刑者数	目標値等	対前年度増(平成17年度3.5%)
達成目標 2	受刑者に対し、職業に必要な知識・技能及び資格・免許を取得させる。		
指標 1	職業訓練の修了者数	目標値等	対前年度増(平成17年度2,141名)
指標 2	資格又は免許の取得者数	目標値等	対前年度増(平成17年度2,530名)
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>法務省矯正統計年報によれば、平成17年の1年間に刑務所に入所した受刑者は、32,789人であり、犯時職業を見ると、そのうち無職の者(学生、家事従事者を除く。)が21,892人で入所受刑者全体の66.8パーセントを占めており、これらの無職者を出所後に職に就かせることが再犯防止の鍵となっているといえる。</p> <p>2. 目的・意図(当該政策の必要性)</p> <p>刑務所及び少年刑務所で行われている職業訓練は、国が行う刑罰の内容である刑務作業の一つの形態であり、その目的は、受刑者が職業的技能や知識を身につけ、公の免許、資格等を取得することにより、改善更生して円滑に社会復帰することにある。したがって、労働需要や訓練対象者に応じて訓練種目を効果的に見直し、また、より多くの受刑者に訓練機会を与え、資格等を取得させることは、円滑な社会復帰の促進及び再犯の防止に重要な役割を果たし、ひいては、国の法秩序と治安の維持に大きく寄与するものである。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>一般社会の雇用情勢に応じるとともに、資格・免許の取得を目的とした職業訓練を新たに開設し、また、既存の職業訓練を拡充することにより、職業訓練の受講者数及び資格・免許等の取得者数を増加させる。</p> <p>4. 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>基本目標である「受刑者の円滑な社会復帰を促進するため、職業訓練を実施し、出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。」を達成するためには、より多くの受刑者に、出所後の職業に有用な知識・技能を修得させ、資格・免許を取得させる必要があり、また、その前提として、受刑者に広く職業訓練受講の機会を与えることが必</p>		

要であることから、職業訓練の受講者数、職業訓練の修了者数、資格・免許等の取得者数を指標とした。

測定方法等

1. 測定時期：平成19年3月31日
2. 職業訓練による技術や知識の修得、資格や免許等の取得により、受刑者の出所後の就労を容易にすることによって再犯の防止に資すると考えられることから、以下の指標の数値の高低をもって、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測った。
 - (1) 職業訓練受講者数（法務省矯正局統計資料）
 - (2) 職業訓練受講率

$$= \text{職業訓練受講者} / \text{受刑者数} \times 100 (\%)$$
 （法務省矯正局統計資料）
 - (3) 資格、免許等の取得者数（法務省矯正局統計資料）
 - (4) 資格、免許等の取得者率

$$= \text{資格・免許取得者数} / \text{資格・免許取得試験受験者数} \times 100 (\%)$$
 （法務省矯正局統計資料）

評価結果等

1. 平成18年度に講じた施策（実施状況）

一般社会における雇用状況を勘案し、農業園芸科、ホームヘルパー科、ビル設備管理科、情報処理科、フォークリフト科等10種目の職業訓練を開設し、職業訓練受講者数の増加を図るとともに、資格・免許の取得率の向上を図った。

(1) 職業訓練受講者数

平成18年度職業訓練受講者数は、2,472名で前年度を3名上回った。

年度別職業訓練受講者数 (単位：人)

年度	14	15	16	17	18
職業訓練受講者数	2,191	2,182	2,413	2,469	2,472

法務省矯正局統計資料による。

(2) 職業訓練受講率

平成18年度における職業訓練受講率は3.4パーセントで、前年度を0.1ポイント下回った。

職業訓練受講率の推移 (単位：人、%)

年度	16	17	18
受講者数	2,413	2,469	2,472
受刑者数	66,221	69,840	72,168
受講率	3.6	3.5	3.4

注)「受講者数」は、当該年度に職業訓練を開始した総数を表す。

「受刑者数」は、当該年度の末日において、刑事施設に収容されている受刑者数を表す。

「受講率」は、受刑者数に占める受講者数の割合を表す。

(3) 職業訓練の修了者数

平成18年度の職業訓練修了者数は、2,181名で、前年度を40名上回った。

職業訓練修了者数

(単位：人)

年度	14	15	16	17	18
職業訓練修了者数	1,952	1,876	2,097	2,141	2,181

法務省矯正局統計資料による。

(4) 資格取得者数の増加

資格、免許等を取得するため受験した受刑者のうち、前年度を383名上回る2,913名が資格、免許等を取得した。

(5) 平成18年度資格、免許等の取得者率は、次表「資格免許等取得状況」のとおり85.8パーセントであり、前年度を3.1ポイント上回った。

資格免許等取得状況

(単位：人、%)

資格等 年度		危険回避者	溶接技能者	ボイラー技師	自動車整備士	理容師	その他	合計	合格 率
14	受験者	220	271	134	98	51	1,467	2,241	86.1
	合格者	178	223	119	95	49	1,265	1,929	
15	受験者	561	249	133	97	33	1,609	2,682	82.6
	合格者	412	229	120	96	32	1,325	2,214	
16	受験者	572	331	145	87	35	1,669	2,839	80.0
	合格者	386	282	117	84	33	1,369	2,271	
17	受験者	563	410	146	95	40	1,804	3,058	82.7
	合格者	405	366	115	92	39	1,513	2,530	
18	受験者	568	480	174	114	44	2,016	3,396	85.8
	合格者	442	404	151	114	42	1,760	2,913	

法務省矯正局統計資料による。

2. 評価結果

(1) 職業訓練の新規開設及び既存の職業訓練の拡充を図った結果、職業訓練の受講者数は、前年度を3名上回っており、受刑者に対し、昨年同様職業訓練の受講機会を広く与えていると評価できるところ、職業訓練受講率については、前年度を0.1ポイント下回る結果となった。これは、平成18年度末日における受刑者数が72,168名と、前年度末日に比べ、2,328名増加(対前年度比103.3パーセント)したことが原因であると考えられる。

また、資格取得を目的とした職業訓練を新規に開設するとともに、既存の職業訓練の拡充を図った結果、資格・免許の取得率は85.8パーセントと、前年度を3.1ポイント上回り、効果的に職業訓練受講者に資格、免許等を取得させることができた。

このように、本政策については、受刑者数の増加により職業訓練受講率に若干の低下はあったものの、職業訓練の受講者数・修了者数そのものについては増加し、また、資格・免許取得率の増加も見られ総じて有効であったことから、今後も更に拡充を検討する必要がある。

- (2) 前述のとおり，入所受刑者全体の 66.8 パーセントが無職であることを踏まえると，これらの者に職業訓練を実施し，出所後の就職に役立てる本政策には，高い効率性が認められるといえる。さらに，職業訓練の種目の企画立案に当たり，労働需要に関する情報を収集・分析し，現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となるよう工夫をするなど，本政策の実施手法についても高い効率性が認められるところである。
- (3) 多くの受刑者に職業訓練の機会を与え，さらに免許・資格等を取得させることによって円滑な社会復帰が促進され，その結果，再犯者が減少することは，国の法秩序と治安の維持に大きく寄与するものであるところ，再犯防止策は，出所者の重大犯罪が増加している現状において緊急に実施すべき政策であり，また，再犯受刑者を減少させることは，刑務所等の過剰収容対策の一助にもなるなど，本政策の必要性は高いものといえる。
- (4) このように，本政策については，有効性，効率性，必要性のいずれの観点においても相応に評価できるところであることから，今後は，累犯受刑者や女子受刑者等を収容する施設においても，職業訓練受講者数の向上を図り，また，引き続き労働需要に関する情報を収集・分析し，現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる訓練種目の企画立案を行うなどして，本政策を推進していく必要がある。

備	考
---	---

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 5 - (2)

評価対象	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (行刑行政の透明性の確保)		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	行刑に関連する情報を積極的に公開することにより、行刑行政に対する国民の理解を深める。		
達成目標1	公表・開示する行刑関連情報を増やす。		
指標1	公開する行刑関連情報の項目数 (訓令・通達類、各種統計、施設運営に係る情報等)	目標値等	対前年度増
指標2	一般市民を含む施設見学、広報等の機会の数	目標値等	対前年度増
達成目標2	民間外部協力者等が刑事施設の活動に協力・参加する機会を増やす。		
指標	刑事施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数	目標値等	対前年度増
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>行刑運営については、受刑者の社会からの隔離、施設内における秩序の維持、被収容者のプライバシーの保護の観点等から、行刑密行主義が採られてきたため、国民の理解が十分でない。</p> <p>2. 目的・意図(当該政策の必要性)</p> <p>過剰収容をはじめとする様々な問題を抱える状況下において、行刑運営の充実を図るためには、刑事施設が国民により一層理解され、支えられる存在になることが必要であり、そのためには、被収容者のプライバシーや行刑施設の安全確保に配慮しつつ、行刑に関連する情報の公開・開示を進め、また、民間外部協力者等の刑事施設の活動への協力・参加の拡大を図ることが重要である。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>国民に公表・開示する行刑関連情報の項目数を増やすほか、刑事施設で催される行事への地域住民の参加や、地域の有識者による講話の機会を増やしたりするなど、刑事施設から地域社会に対して積極的に広報し、情報を発信していく。</p> <p>4. 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>基本目標「行刑に関する情報を積極的に公開することにより、行刑行政に対する国民の理解を深める。」については、国民の理解の度合いを図る明確な指標は存在しないところではあるが、情報の公表や広報活動等によって従来密行主義とされてきた刑事施設の実情を広く国民に知らせ、また、刑事施設の活動における国民の関与の機会を拡大し</p>		

ていくことは、本目標の達成に大きく寄与するものと言えることから、公開する行刑関連情報の項目数、一般市民を含む施設見学、広報等の機会の数、及び刑事施設の活動に協力・参加した民間協力者の延べ数を指標とした。

測定方法等

1. 測定時期：平成19年3月31日
2. 測定方法：それぞれ、刑事施設における実施結果により測定した。

評価結果等

1. 平成18年度に講じた施策（実施状況）
 - (1) 矯正施設における処遇関係情報の透明化を促進するとともに矯正の実情を広く国民に理解してもらうために月末収容人員ほか6項目（合計7項目）について公表することとし、各矯正管区において、前月末の全国矯正施設収容状況（速報値）に基づき、毎月それぞれの管内施設の処遇関係情報を記者説明会（会見）又は地元記者クラブ幹事社あてにファクシミリ送信している。また、平成18年8月28日付け矯正局長通達「矯正施設で発生した特殊事案に関する公表についての一部改正について」により、刑事施設で発生した犯罪で事件送致した事案を全件公表することとした。
 - (2) 行刑運営について施設所在の近隣住民等国民の理解を深めるため、平成16年度から実施していた広報を目的とした施設見学は、平成18年5月24日に施行された刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に伴い廃止されたものの、同年同月23日付けの「刑事施設の参観に関する訓令（法務省矯総訓第3256号法務大臣訓令）」及び「刑事施設の参観に関する訓令の運用について（法務省矯総第3257号矯正局長依命通達）」の中で、刑事施設の長は毎年1回以上適宜の方法で参観希望者を募集した上で参観を行うよう定めた。

広報目的の施設見学及び参観希望者を募集した上での参観実施状況

	実施回数	参加者数
平成17年度	200	27,434
平成18年度	148	27,904

- (3) 被収容者の徳性を涵養するとともにその心情の安定を図り、又はその規範意識を覚せいさせるための教誨や、被収容者の教養を深め、趣味を向上させ、技能を高め、精神的煩悶を解決し、将来の生活方針を立てることなどを目的とした篤志面接委員（民間の学識経験者、宗教家など）による助言指導は従来から民間の外部協力者からの協力を得て実施しているところ、前年度の実施結果は下表のとおりである。

篤志面接委員による面接指導状況

	実施回数	参加者数
平成17年度	1,859	26,370
平成18年度	1,831	26,542

教誨師による教誨実施状況

	実施回数	参加者数
平成17年度	1,929	20,717
平成18年度	1,932	20,133

2. 評価結果

(1) 各矯正管区が定期的に公開・開示する行刑関連情報の項目数については、前年度に変化はなく、過剰収容の状況が新聞報道されることは以前に比べれば減少していると認められるものの、刑事施設内で発生した犯罪で事件送致した事案を全件公表することとしたことで、公表後には当該事案が報道されることが多い。

一般市民を含む施設見学・広報等については、前年度と比較して実施回数で52回減少しているものの、延べ人数は530人の増となった。各刑事施設における広報を目的とした施設見学や参観希望者を募集した上での参観は、近隣住民や地元記者クラブ所属の報道関係者等に案内状を送付したり、広報誌に掲載し広く希望者を募る方法により実施している。

刑事施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数については、前年度と比較して若干減少しているものの、おおむね昨年度同様の水準を維持することができた。

このように、各指標については、前年度より向上した数値又は前年度と同レベルの数値を確保することができ、その効果が新聞報道の内容にも見られるなど、本施策は行刑行政に対する国民の理解を得ることに資する有効な施策であったと評価することができる。

(2) また、各矯正管区において実施している管内施設の処遇関係情報の提供方法は、地元記者クラブの幹事社等と事前協議の上、出席希望記者が少ない場合には記者説明会（会見）に代えて同社あてにファクシミリ送信（いわゆる投込み）によって行うなどしており、また、広報を目的とした施設見学についても、それぞれの施設における矯正展の日程に合わせて行うなど、限られた行政資源でより大きな効果を得よう努めており、上記政策の効果に照らしても、本政策には高い効率性が認められるところである。

(3) さらに、依然として続く過剰収容をはじめ、様々な問題を抱える行刑運営の充実を図るためには、刑事施設が国民により一層理解され、支えられる存在になることが重要であることから、被収容者のプライバシーや行刑施設の安全確保に配慮しつつ、行刑に関連する情報の公開・開示を進め、また、民間外部協力者等の刑事施設の活動への協力・参加の拡大を図るといふ本政策には、高い必要性が認められるところである。

(4) 以上のとおり、本政策については、有効性、効率性、必要性のいずれの観点においても評価できるところであることから、今後も引き続き実施していくこととする。

備	考	
---	---	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 5 - (3)

評価対象	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進 (矯正業務の民間委託)		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	刑事施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる。		
達成目標	民間委託率の向上		
指標	民間委託ポスト数 / 職員数	目標値等	4.74%
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>(1) 刑事施設の過剰収容状況の長期化に伴い、収容関係業務が大幅に増加し、この対応により職員の精神的・肉体的負担は著しく増大しており、その結果として、被収容者に対する矯正処遇の質の低下を招いている。</p> <p style="padding-left: 40px;">職員1人当たりの負担率(平成8年度2.8人 平成18年度4.4人(約1.6倍))</p> <p style="padding-left: 40px;">処遇職員の年次休暇取得(平成18年度4.0日)</p> <p style="padding-left: 40px;">4週8休の確保(74庁中64庁が確保できない状況)</p> <p>(2) このことは、必要な箇所に必要な人員を配置できず、被収容者処遇の円滑な実施に支障を生じていること、総務部職員が常態的に処遇の配置応援に就かざるを得ない状況にあり、本来業務時間外に処理されることから、業務遅滞が慢性的に生じていること、過剰な業務負担により職員のストレスが増大し、職員士気に影響を及ぼしていることなどの問題が生じている。</p> <p>2. 目的・意図(当該政策の必要性)</p> <p>(1) このような状況の中で、職員の過重負担を解消するとともに、矯正処遇の充実を図り、被収容者の改善更生に資するためには、刑務官等の要員の確保が必要不可欠であり、現に平成18年度については、平成17年度に引き続き、大幅に職員が増員されたところではあるが、これをもってしてもなお不足する要員は、民間委託を積極的に推進・展開することで、必要な配置ポストを確保していく必要がある。</p> <p>(2) 刑事施設における民間委託は、政府の行政改革の重要方針である「総人件費改革の実行計画」を受けて、平成18年6月30日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」の「重点事項の取組」として、従来から民間委託を実施している非権力的業務について民間委託数を719ポスト拡大する(平成18年度から平成22年度の間)、PFI方式や構造改革特区の活用等あらゆる手法を用いて民間委託の拡大を図る、行政職職員の配置も含め非権力的な業務について更に見直しを行い、民間委託を行う業務の範囲及びポスト数の拡大を検討する、ことが決定されている。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p style="padding-left: 40px;">総務部及び処遇部における職務分担の見直しを図り、「民間ができることは民間に」</p>		

という原則の下，民間委託を積極的に推進することにより配置職員を確保することで，本来，被収容者の処遇に携わるべき職員を，本来の配置に戻し，被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実を図る。

4．基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「刑事施設における職員の勤務負担の軽減を図り，被収容者処遇の質を向上させる」を達成するに当たっては，刑務官等の職員について，被収容者の処遇に直接携わる配置箇所にも再配置をすることが必要であり，そのためには，職員以外による実施が可能な業務（庁舎周辺警備や受刑者の処遇に関わる補助事務）を精選し，その民間委託を推進していくことが必要であることから，民間委託率を，本評価の指標とした。

測定方法等

測定時期：平成19年3月31日

測定方法等：平成18年度予算に基づき，刑事施設で実施した民間委託数を，同年度の刑事施設の職員数で除した上で，達成目標を測定した。

民間委託ポスト数（平成18年度）÷職員数（平成18年度）

（参考）平成16年度：1.22%

平成17年度：3.50%

評価結果等

刑事施設の民間委託実施状況

事 項	平成18年度 (単位:ポスト)
業務の民間委託(アウトソーシング)の促進	849
正門警備業務	72
自動車運転業務	43
総務系(庶務)業務	74
総務系(用度)業務	241
総務系(会計)業務	65
通訳業務	14
女子施設警備業務	7
運動場周辺監視業務	33
差入窓口受付業務	29
領置倉庫維持管理業務	17
保安事務処理業務	33
書信事務処理業務	56
庁舎監視業務	51
被収容者データ管理システム入力業務	10
構外巡回警備業務	68
被収容者カウンセラー業務	24
医療事務処理業務	12

刑事施設における民間委託率は，平成16年度に1.22%，また，平成17年度には3.50%であったところ，平成18年度においては4.74%とさらに増加し，こうした民間委託の推進により，総務部及び処遇部における業務分担を見直し，職員を被収容者の処遇に直接携わる配置箇所にも再配置することができた。この結果，処遇部門においては，警備及び処遇，教育等の実施に必要な配置職員が確保されたことで，被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られたほか，職員の勤務負担はある程度抑制されてきており，本政策には有効性が認められるところである。

しかしながら、今後も現下の社会情勢や犯罪発生状況、刑の厳罰化・長期化等の傾向から、刑事施設の過剰収容は継続することが見込まれるところ、昨今の国家公務員の厳しい定員事情を勘案すると、「職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者の改善更生に資する」ために必要な要員を確保するためには、民間委託の推進が効率性の高い手法であると認められることから、更なる民間委託の拡大を図る必要がある。

備 考	
-----	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

(平成15年度を基準年次、平成18年度を評価総括年次とするもの)

- 6 - (1)

評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
所管部局	保護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。		
達成目標1	保護観察処遇の充実強化を図る。		
指標1	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	基準年次の数を維持 (平成15年度：312箇所 平成16年度：310箇所 平成17年度：298箇所)
指標2	覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	目標値等	基準年次に比して10%増 (平成15年度：41.8%、 平成16年度：46.1%、 平成17年度：45.9%、 基準年次に比して9.8%増)
指標3	成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施	目標値等	全保護観察所(50庁)におけるプログラムの実施
指標4	保護司に対する研修実施状況	目標値等	保護司の処遇能力向上のための研修の充実
参考指標1	各保護観察号種別の類型の認定割合		
参考指標2	保護司の充足率(定員に占める実人員の割合)		
参考指標3	全保護司の平均年齢		
参考指標4	全保護司のうち女性の占める割合		
達成目標2	保護観察対象者の就業を確保する。		
指標1	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	基準年次に比して5%減 (平成15年度：23.8%、 平成16年度：23.2%、 平成17年度：22.3%、 基準年次に比して6.3%減)
指標2	協力雇用主の数	目標値等	基準年次の数を維持 (平成15年度：5,050事業者、 平成16年度：5,547事業者、 平成17年度：5,745事業者)
達成目標3	長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。		

指標 1	中間処遇実施予定者の選定率 (実施予定者/仮釈放の応当日を経過している長期刑受刑者)	目標値等	対基準年次増 (平成15年度:32.3%, 平成16年度:30.4%, 平成17年度:29.2%, 基準年次に比して3.1ポイント減)
達成目標 4			
更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。			
指標	全更生保護施設の保護率 (年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対基準年次増 (平成15年度:73.6%, 平成16年度:74.6%, 平成17年度:75.1%, 基準年次に比して1.5ポイント増)
基本的考え方			
1. 課題・ニーズ			
【達成目標 1】			
保護観察は、犯罪や非行をした者を社会の中で生活させながら、その改善更生を図るものであるが、近年の犯罪情勢の悪化等を受けて、複雑かつ深刻な問題性を抱える保護観察対象者も増加している。また、そのような保護観察対象者に対応するため、行動力と柔軟な能力を備えた保護司を幅広く確保し、処遇能力を向上させることも課題となっている。			
【達成目標 2】			
就労を確保することは、犯罪や非行をした者が自立した生活を営む上で不可欠である。しかし、景気の回復に伴い雇用情勢は改善しつつあるものの、犯罪や非行の前歴があると雇用に不安が伴いやすく、また保護観察対象者の意欲や経験が少ない場合もあり、あるいは高齢であるなどの理由により、依然として保護観察対象者の就労の確保は極めて困難な状況である。			
【達成目標 3】			
長期刑受刑者(無期刑受刑者及び執行すべき刑期が8年以上の受刑者)は、犯した罪が重大であることや、その資質面等において複雑困難な問題を有する場合が少なくないこと、長期にわたり社会から隔離されていることなどにより、その社会復帰に際しては特に困難を伴うことが多い。			
【達成目標 4】			
近年、刑事施設からの出所者の高齢化が進み、頼るべき親族等がない、就職が困難な状況にあるなどの理由で、自力では更生が困難な保護観察対象者等が増加している。			
2. 目的・意図(当該政策の必要性)			
【達成目標 1】			
保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するとともに、更にこれを充実強化するための施策を整備・推進することによって、保護観察対象者の改善更生を図る必要がある。併せて、保護司について、その処遇能力の向上を図る必要がある。			
【達成目標 2】			

保護観察対象者の就労を確保するための施策を積極的に推進することで、保護観察対象者の就労状況を安定させ、改善更生を図る必要がある。

【達成目標 3】

長期刑受刑者が社会に復帰するに際しては、特に困難を伴うことが多いことから、その仮釈放審理及び仮釈放後の保護観察においては、通常の仮釈放者とは異なる処遇等を行い、その円滑な社会復帰を促進する必要がある。

【達成目標 4】

自力では更生が困難な保護観察対象者について、更生保護施設をより積極的に活用し、宿泊の供与及び食事の給与、就職の援助とともに、SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）などの専門的処遇を行い、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する必要がある。

3. 当該政策の実施方法

【達成目標 1】

保護観察処遇の充実強化のため、少年の保護観察対象者に対し、介護・清掃等の奉仕活動や各種体験活動等の社会的な活動に参加させることを通して、社会常識の会得や集団内における健全なコミュニケーションの学習等を図る「社会参加活動」、覚せい剤関係、性犯罪関係等の保護観察対象者が持つ固有の特性や問題点に焦点を当てて、効果的な処遇を実施することを目的とする「類型別処遇」を充実させる。特に、覚せい剤事犯仮釈放者に対しては、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を全国の保護観察所で実施し、また、成人性犯罪等対象者に対しては、新たに性犯罪者を対象とした処遇プログラムを策定し、全国の保護観察所で実施する。また、保護司が十分な処遇能力を身につけられるよう保護司に対する研修の充実を図る。

【達成目標 2】

保護観察対象者は対人能力、社会適応能力に問題を抱える者が多く、また就労経験が少ない場合もあり、それが職に就けない、あるいは職に就いても長続きしないことの原因の一つとなっているため、対人能力、社会適応能力の向上、就職の心構え等の体得を目的とした就労指導や、保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間事業者である協力雇用主の拡大及び積極的活用を図る。具体的には、保護観察所と公共職業安定所が連携を強め、個別的に支援計画を策定するとともに、保護観察対象者の就職能力向上のために職場体験講習やセミナー等を実施するほか、雇い入れを促進するためのトライアル雇用、就労時に必要な身元保証システムの実施を行い、また、更生保護施設を中心に社会生活技能訓練（SST）等の処遇技法を活用して、就職活動の方法、就労先での対人関係のあり方等について指導を行う。さらに、協力雇用主を一層確保するためのパンフレットを作成し、個別企業、事業主団体等に対し、就労支援の各種取組みを周知するとともに、協力雇用主として保護観察対象者の就労を受け入れることについて要請を行う。

【達成目標 3】

長期刑受刑者を仮釈放させる場合、中間処遇（仮釈放後の一定期間、仮釈放者を更生保護施設に居住させて行う社会適応訓練等）を実施しており、その実施対象者の選定は受刑者本人の同意を得て、地方更生保護委員会が行っているところ、その積極化により、中間処遇対象者の増を図る。

【達成目標 4】

更生保護施設に対する委託の増加を図るとともに、更生保護施設における処遇を充実させることにより、更生保護施設を積極的に活用する。

4. 基本目標と達成目標・指標との関係

【達成目標 1】

基本目標である「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る」ためには、保護観察処遇自体の充実強化が基本となることから、「保護観察処遇の充実強化を図る」ことを達成目標とし、その達成程度を図る指標として「社会参加活動の活動場所の確保」、「覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合」、「成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施」及び「保護司に対する研修実施状況」を設定した。

【達成目標 2】

基本目標である「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る」ためには、保護観察対象者が就労を確保し、自立した生活を営むことが重要となることから、「保護観察対象者の就労を確保する」ことを達成目標とし、その達成程度を図る指標として、「保護観察終了者に占める無職者の割合」及び「協力雇用主の数」を設定した。

【達成目標 3】

基本目標である「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る」ためには、長期刑受刑者について、その社会復帰に特に困難を伴うため、仮釈放後の一定期間、更生保護施設に居住させて社会適応訓練等を行う中間処遇の実施が必要であることから「長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する」ことを達成目標とし、その達成程度を図る指標として、地方更生保護委員会における中間処遇実施予定者の選定率（選定対象となる長期刑受刑者全体に占める中間処遇実施予定者として選定されている長期刑受刑者の割合）を設定した。

【達成目標 4】

基本目標である「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生等を図る」ためには、頼るべき親族がない等の理由で自力で更生が困難な保護観察対象者等にも措置を講じる必要があることから、このような者を保護し専門的処遇を行う「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する」ことを達成目標とし、その達成程度を図る指標として「全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員 / 年間の収容可能人員）」を設定した。

測定方法等

【達成目標 1】

保護観察対象者の抱えている問題点は多様であり、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定して評価することが困難であることから、4つの指標を設定し、各指標における施策の実施状況から達成目標の達成度合いを総合的に分析することとする。

【達成目標 2】

保護観察を実施する期間は個々に異なるため、ある時点における保護観察対象者の就業の有無を指標とすることが適当でないことから、保護観察終了者に占める無職者の割合を測定する。また協力雇用主の数を併せて測定し、本達成目標の達成度合いを総合的

に分析することとする。なお、本達成目標は、社会全体の失業率や有効求人倍率等の影響を受けることから、政策の実施が必ずしも正しく効果に反映されていない場合があり得ることに注意が必要である。

- ・平成18年平均の完全失業率 4.1%（同17年 4.4%，16年 4.7%，15年 5.3%）
 - ・平成18年平均の有効求人倍率 1.06倍（同17年 0.95倍，16年 0.83倍，15年 0.64倍）
- 雇用情勢は改善傾向にあるものの、建設業、製造業では新規求人が減少傾向にあるなど、業種によっては依然として厳しい状況にある。

【達成目標3】

平成18年の中間処遇実施予定者選定の調査対象となる長期刑受刑者数と中間処遇実施予定者として選定されている長期刑受刑者数を調査し、中間処遇実施予定者の選定率を測定する。

【達成目標4】

平成18年度中の全更生保護施設の収容可能人員に対して、実際に収容保護した人員の割合を測定する。

評価結果等

【達成目標1】

1. 当該政策の必要性

保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するとともに、更にこれを充実強化するための施策を整備・推進することによって、保護観察対象者の改善更生を図る必要がある。併せて、保護司について、その処遇能力の向上を図る必要がある。

2. 当該政策の有効性

(1) 社会参加活動の活動場所の確保（指標1）について

社会参加活動の活動場所については、平成18年は332か所と基準年次の312か所に比べて増加し、多様な活動場所で社会参加活動が実施されている。また、社会参加活動実施庁に対する調査では、活動に参加した少年の自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大、社会性のかん養になったなど、肯定的な感想が多く寄せられ、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいては改善更生につながっていると言えることから、社会参加活動は保護観察処遇の充実強化、さらには保護観察対象者等の改善更生という目標に対して有効であると言える。

社会参加活動の活動場所

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
活動場所数	312か所	310か所	298か所	332か所

（保護局調査による）

(2) 覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合（指標2）について

保護観察対象者が持つ固有の特性や問題点に焦点を当てて、効果的な処遇を実施することを目的とする「類型別処遇」のうち、覚せい剤事犯対象者に対しては、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を積極的に実施するなどした結果、保護観察終了時成績「良好」の占める割合は基準年次の41.8%から48.4%と15.8%の上昇が見られ、保護観察処遇の充実強化、さらには保護観察対象者等の改善更生という目標に対して有効であると言える。

覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合

年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
「良好」の占める割合(%)	41.8%	46.1%	45.9%	48.4%

(保護局調査による)

(注) 保護観察の成績について

保護観察の成績の評定は、保護観察対象者の改善更生に関し、その居住状況、同居している家族の状況、健康状況、就学又は就業の状況、交友関係及び余暇の利用状況、遵守事項等についての問題の有無及び程度並びに指導監督及び補導援護上の注意の要否及び程度について判断し、「良好」、「普通」、「不良」の3段階で評定している。

なお、「良好」の評定基準は、当該保護観察対象者の改善更生上特に問題がなく、又はやや問題があっても、指導監督及び補導援護上格別の注意を要しないと認められる状態にあるものとしている。

(3) 成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施(指標3)について

類型別処遇のうち、成人性犯罪者に関しては、成人性犯罪者を対象とした処遇プログラムを平成17年度に策定し、平成18年度から全国すべての保護観察所(50庁)で処遇が開始された。本処遇プログラムは開始から1年ほどしか経過していないため、その効果を測定する段階にはないものの、同プログラムは我が国に先駆けて諸外国で実施されてきた性犯罪者処遇プログラムに用いられている認知行動療法(注)の一技法である「リラプス・プリベンション」を基本技法として取り入れており、同技法を取り入れた処遇プログラムは諸外国において再犯防止効果が認められており、その信頼性は高く、相応の効果が期待できることから、保護観察処遇の充実強化、さらには保護観察対象者等の改善更生という目標に対して有効であると言える。

(注) 認知行動療法...問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ、行動面における問題、情緒面における問題に気付かせ、これを変化させることによって、問題行動自体を変容、改善させようとする心理療法

参考指標1 各保護観察号種別の類型の認定割合(平成18年)

	覚せい剤	性犯罪
全体	7.6%	4.2%
保護観察処分少年	0.8%	2.1%
少年院仮退院者	4.3%	4.2%
仮釈放者	22.6%	4.1%
保護観察付執行猶予者	11.2%	7.4%

(保護局調査による)

(注) 保護観察の種類

「保護観察処分少年」とは、家庭裁判所の決定により保護観察処分を受けた者をいう。

「少年院仮退院者」とは、少年院から仮退院を許された者をいう。

「仮釈放者」とは、行刑施設から仮釈放を許された者をいう。

「保護観察付執行猶予者」とは、刑の執行を猶予され、保護観察に付された者をいう。

参考指標 2 保護司の充足率（定員に占める実人員の割合）

参考指標 3 全保護司の平均年齢

参考指標 4 全保護司における女性の占める割合（いずれも平成15年～18年）

年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
保護司の充足率（％）	93.7％	94.1％	93.2％	92.7％
全保護司の平均年齢(歳)	63.2歳	63.3歳	63.0歳	62.8歳
女性の占める割合（％）	24.6％	24.9％	25.1％	25.3％

（保護局調査による）

(4) 保護司に対する研修実施状況（指標 4）について

保護司に対する研修については、その効果を直接測定する指標がなく、また数値化して評価することになじむ性質のものではないが、保護司活動を行う上で必要な知識を習得する機会である保護司研修の充実なくしては、保護司の処遇能力向上は望めず、ひいては保護観察処遇の充実強化、さらには保護観察対象者等の改善更生は望めないことから、保護司に対する研修の実施は、処遇の充実強化、さらには保護観察対象者等の改善更生という目標に対して有効であると言える。

3. 当該政策の効率性

(1) 社会参加活動の活動場所の確保（指標 1）について

社会参加活動は多くの保護観察対象少年を一度に集めて行うものであり、個別的な処遇と比較して効率的な実施が可能であることから、本政策は効率的であると言える。

(2) 覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合（指標 2）について

覚せい剤事犯仮釈放者が簡易尿検査を定期的に受けることによって、薬物事犯対象者自身が家族や周りの人々への信頼を得ることができ、さらには本人の自信の獲得にもつながることが認められ、さらには、簡易尿検査をその他の生活指導や薬害教育と組み合わせることにより、より断薬意思を高めさせることができるなど、本政策は効率的であると言える。

(3) 成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施（指標 3）について

成人性犯罪者等対象者への処遇プログラムは、その実施の緒についたばかりであるが、今後その実施結果に基づいて内容の充実を図り、併せて、指導を担当する保護観察官に対する研修を実施して指導技術の普及及び向上が期待できるものであることから、本政策は効率的であると言える。

(4) 保護司に対する研修実施状況（指標 4）について

各保護観察所において、保護司に対する研修として、地域別の定例研修、各保護観察所において、医師や弁護士等を講師とした専門的知識の修得を目的とする研修等、目的に応じて多様な研修を実施したほか、保護司向けの研修教材として月刊誌「更生保護」を発行し、保護司が日常的に研さんを積むことができるよう工夫をしており、本政策は効率的であると言える。

4. 評価結果の今後の政策への反映の方向性

社会参加活動の実施、類型別処遇の実施、保護司研修の実施等が保護観察処遇の充実強化に有効であったという評価結果を踏まえ、引き続き、保護観察処遇の充実強化を図る。

【達成目標 2】

1. 当該政策の必要性

保護観察対象者の就労を確保するための施策を積極的に推進することで、保護観察対象者の就労状況を安定させ、改善更生を図る必要がある。

2. 当該政策の有効性

(1) 保護観察終了者に占める無職者の割合（指標 1）について

総合的な就労支援対策等の結果、平成18年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、基準年次に比して全体で10.1%減となっており、保護観察の種別では、保護観察処分少年について、基準年次に比して14.4%、少年院仮退院者について、基準年次に比して13.7%、仮釈放者について、基準年次に比して15.9%、保護観察付執行猶予者については、基準年次に比して5.2%それぞれ減となっていることから、就労支援の充実により保護観察対象者の就労状況が改善しつつあり、就労支援対策が一定の効果を上げ、有効であると言える。

保護観察終了者全体（終了時の職業が不詳の者は除く）に占める無職者（定収入のある無職者、学生・生徒、家事従事者を除く）の割合及び無職者数

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全体	23.8% (11,858人)	23.2% (11,488人)	22.3% (10,532人)	21.4% (9,617人)
保護観察処分少年	14.6% (3,673人)	14.2% (3,355人)	12.9% (2,787人)	12.5% (2,545人)
少年院仮退院者	26.3% (1,445人)	24.1% (1,346人)	23.3% (1,230人)	22.7% (1,101人)
仮釈放者	32.7% (4,786人)	31.3% (4,859人)	29.3% (4,575人)	27.5% (4,171人)
保護観察付執行猶予者	40.6% (1,990人)	39.9% (1,928人)	40.6% (1,940人)	38.5% (1,795人)

(保護局調査による)

(2) 協力雇用主の数（指標 2）について

協力雇用主の確保について、個別企業、事業主団体等に対し周知等を行った結果、平成19年4月1日現在の協力雇用主数は5,750事業者であり、被雇用者数は685人であった。基準年次に比して700事業者の増であり、協力雇用主の確保のための周知等が有効であると言える。

全国の協力雇用主数及び被雇用者数（各年とも4月1日現在）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
協力雇用主数	5,050	5,547	5,745	5,734	5,750
被雇用者数	423人	492人	597人	655人	685人

(保護局調査による)

3. 当該政策の効率性

(1) 保護観察終了者に占める無職者の割合（指標 1）について

保護観察対象者の就労の確保については、これまでは主として保護観察所における個別的就労指導に依っていたが、法務省と厚生労働省が連携し、保護観察所と公共職

業安定所が連携して、総合的に、強力に就労支援事業を進めた結果、保護観察終了者に占める無職者の割合が低下したことから、厚生労働省との連携により効率的に就労支援が行われたものと言える。

(2) 協力雇用主の数（指標2）について

協力雇用主の確保のためには、協力雇用主に関する理解が前提となることから、協力雇用主を一層確保するためのパンフレットを作成し、個別企業、事業主団体等に対し、就労支援の各種取組みを周知したことから、協力雇用主に対する事業主の理解も進み、効率的であると言える。

4. 評価結果の今後の政策への反映の方向性

保護観察対象者に対する就労支援活動が有効であるという評価結果を踏まえ、引き続き関係各省との連携を図り、就労支援を推進することとする。

【達成目標3】

1. 当該政策の必要性

長期刑受刑者が社会に復帰するに際しては、特に困難を伴うことが多いことから、その仮釈放審理及び仮釈放後の保護観察においては、通常の仮釈放者とは異なる処遇等を行い、その円滑な社会復帰を促進する必要がある。

2. 当該政策の有効性

平成18年末における中間処遇実施予定者の選定率は28.0%であり、基準年次である平成15年における選定率（32.3%）と比較して、4.3ポイントの減少となっている。この選定率の減少については、中間処遇実施予定者として選定された者は増加しているものの、長期刑受刑者数がそれを上回る増加傾向にあることによるものである。

長期刑受刑者は、犯した罪が重大であることや、その資質面等において複雑困難な問題を有することが少なくないこと、長期にわたり社会から隔離されていることなどにより、その社会復帰に際しては特に困難を伴うことが多いため、仮釈放当初に手厚い処遇が必要となることから、本政策は、長期刑受刑者の仮釈放当初に、更生保護施設という生活の枠組みを与え、雇用情勢や経済情勢に関する知識を付与し、実社会に適應するための基本的な生活訓練を施すというものであり、社会での生活リズムの確立や金銭管理、求職等の面において、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進に一定の効果をもつことが認められるため、本政策は有効であると言える。

中間処遇実施予定者の選定率、長期刑受刑者数、中間処遇対象者として既に選定された者（既選定者）数、仮釈放審理事件新受件数の推移

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
選定率	32.3%	30.4%	29.3%	28.0%
長期刑受刑者数	2,310人	2,487人	2,933人	3,182人
既選定者数	745人	756人	857人	891人
仮釈放審理事件新受件数	17,452件	18,665件	17,906件	18,086件

（保護局調査及び保護統計年報による。平成18年は速報値。）

3 評価結果の今後の政策への反映の方向性

中間処遇の実施が、長期刑仮釈放者の社会復帰を促進することに有効であるという評価結果を踏まえ、引き続き中間処遇実施予定者の選定率の向上等中間処遇の積極的実施に努める。

【達成目標4】

1. 当該政策の必要性

近年、刑事施設被収容者数が著しく増加していることに加え、厳しい経済社会情勢から犯罪前歴者である保護観察対象者等の自立は、引き続き困難な状況にあり、更生保護施設に保護を求める者の数は高水準にある。このため、自力では更生が困難な保護観察対象者について、更生保護施設をより積極的に活用し、宿泊の供与及び食事の給与、就職の援助とともに、社会生活技能訓練（SST）などの専門的処遇を行い、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する必要がある。

2. 当該政策の有効性

国が更生保護法人に対し保護を委託した場合、収容実績に応じて委託費が支弁されることとなるが、平成18年度においては、対前年度32,620千円増、対基準年次比259,099千円増の3,252,187千円の予算措置を講じ、更生保護施設での収容保護が必要な者の受入れ態勢の強化を図った。このことにより平成18年度の収容保護率は75.7%となり、対基準年次2.9%の増となったことから、当該施策は有効であったと認められる。

3. 当該政策の効率性

自力で更生が困難な保護観察対象者については、宿泊、食事の給与、就職の援助とともにSSTなどの専門的処遇を行う必要があるところ、更生保護施設においてはこれらの処遇を個別的又は集団的に処遇を実施することができることから、効率的であると言える。

4. 評価結果の今後の政策への反映の方向性

更生保護施設に対する委託費の充実を図った結果、更生保護施設の保護率が上昇し、保護観察対象者等の自立更生が促進されたという評価結果を踏まえ、引き続き更生保護委託費を充実させていくとともに、更生保護施設職員の人材育成や専門的処遇プログラムの開発、普及を図ることにより更生保護施設の受入れ態勢の強化を図る。

以上のように、保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇を充実強化すること、保護観察対象者の就業を確保すること、長期刑仮釈放者の社会復帰を促進すること、更生保護施設の積極的な活用による、保護観察対象者の自立更生を促進すること等に積極的に取り組んだ結果、おおむねどの政策も有効であったとの評価が得られた。

保護観察対象者の改善更生のためには、上記のとおり様々な手段による支援等が必要であり、個々の政策の実施結果の総体を見て初めて効果が測定できる性格を持っているため、個々の政策のみに着目して評価することになじまない面を有することが指摘できる。

【総括評価】

「保護観察対象者等の改善更生を図る」という目標は、平成15年度を基準年次とし、平成18年度を評価総括年次としている。

平成15年度から平成18年度の各年度の各達成目標や指標は全く同一ではないが、保護観察における類型別処遇の実施等処遇方法に関する政策、社会参加活動の実施の状況、協力雇用主の確保状況等就業に関する政策等について多くの指標を設定して分析を行ってきたところである。

保護観察対象者等の改善更生は、ある特定の政策の効果として達成されるものではなく、

多くの政策の総合の結果として達成されるという側面が強いため、各政策について個別に分析することが全体の効果を測定することに必ずしも寄与しない面があるが、各政策について、各年度ともおおむね有効であったとの評価を得ていることから、全体として、保護観察対象者の改善更生が図られたものと言える。

備 考	
-----	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 6 - (2)

評価対象	犯罪予防活動の助長		
所管部局	保護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。		
達成目標1	社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。		
指標1	実施委員会の未組織地域	目標値等	対前年減 (参考値 平成17年：155市区町村)
指標2	主な行事の開催回数及び参加人員	目標値等	対前年増 (参考値 平成17年： 作文コンテスト応募点数 108,044点 その他の行事の開催回数 49,296回 同 参加人員 3,169,102人)
達成目標2	社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。		
指標	中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果	目標値等	行事内容に対する高い評価の獲得
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ 更生保護活動においては、保護観察処遇を中心として、犯罪者及び非行少年の更生支援を目的とした様々な施策を実施しているが、犯罪や非行は地域社会で発生し、一度罪を犯した者の更生を促す場もまた地域社会に他ならないことから、更生保護活動の実効性を高めるためには、犯罪や非行の生じにくい地域社会づくりを行うことが重要である。</p> <p>2. 目的・意図(当該政策の必要性) 近年、犯罪や非行の抑止に大きな役割を果たしている地域の連帯感や家庭の教育力が弱まっており、犯罪の予防に資する地域住民の取組を充実強化する必要がある。</p> <p>3. 当該政策の実施方法 代表的な犯罪予防活動として推進している“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進させる。</p> <p>4. 基本目標と達成目標・指標との関係 基本目標である「犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する」ためには、国の取</p>		

組だけでなく、犯罪予防に資する地域住民の取組が不可欠であることから、“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進すること及びその行事内容の充実を図ることを達成目標とし、その達成程度を図る指標として「実施委員会の未組織地域」、「主な行事の開催回数及び参加人員」及び「中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果」とした。

測定方法等

“社会を明るくする運動”への参加団体数、主な行事の開催回数及び参加人員を調査するとともに、中央で行った行事への参加者のアンケート結果を分析する。

評価結果等

1. 当該政策の必要性

近年、犯罪や非行の抑止に大きな役割を果たしている地域の連帯感や家庭の教育力が弱まっており、犯罪の予防に資する地域住民の取組を充実強化する必要がある。

2. 当該政策の有効性

“社会を明るくする運動”においては、法務省の主唱の下、全国に都道府県及び市町村等を単位とする実施委員会を構成しているところ、実施委員会の未組織地域数は平成17年の155市区町村から平成18年は101市区町村に減少し、より広い範囲で運動が展開された。各実施委員会がそれぞれの地域の実情に応じて活発な運動を展開することで“社会を明るくする運動”への国民の参加促進に寄与している。

“社会を明るくする運動”においては、中央行事として、全国の小・中学校の児童、生徒に犯罪や非行について考える機会を提供する作文コンテスト等を実施し、また地域においては、街頭広報活動、ミニ集会、住民集会等の集会活動、講演会、スポーツ大会等多様な活動を展開しているところである。

具体的に、“社会を明るくする運動”の主な行事の実施状況について考察すると以下の表のとおり、作文コンテストについては、参加者が前年度に比して増加している。本コンテストは、児童・生徒に犯罪や非行について考える場を提供する貴重な機会である。また、その他の主な行事については、開催回数の総数は、前年度に比して増加しているものの、参加人員の総数は減少している。これは、犯罪や非行の抑止に大きな役割を果たしている地域の連帯感や家庭の教育力が弱まっていることを踏まえ、“社会を明るくする運動”の広報効果を上げるため、キャンペーン型から、比較的小規模の住民参加による交流型の行事へとシフトしていることが、要因の一つとして考えられる。今後も、“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進するための方策について、更に検討を進めていきたいと考えている。

さらに、中央で行った行事（フォーラム「立ち直りを支えるために 更生保護と地域社会」）の参加者アンケートにおいて、行事に対する感想として「参考になった」とするものが大部分を占め、また、犯罪や非行をした人に対する支援に対する考えについては、「必要なことであり、自分でもやれることがあればやってみたい（すでにやっている。）」という回答が大部分を占めた。

以上のことから、“社会を明るくする運動”の実施を通じて犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進することができたと言え、本政策はおおむね有効であると言える。

“社会を明るくする運動”の主な行事の実施状況

	平成17年		平成18年	
	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員

作文コンテスト	—————	108,044人	—————	132,338人
うち小学生	—————	31,521人	—————	43,791人
うち中学生	—————	76,523人	—————	88,547人
街頭広報活動等	7,869回	523,900人	7,397回	448,755人
ミニ集会等(住民集会を含む)	15,963回	641,216人	14,995回	601,743人
講演会	1,410回	224,302人	1,299回	192,748人
弁論大会・標語募集等	1,162回	268,868人	1,154回	254,242人
スポーツ大会	746回	185,045人	791回	195,756人
その他	22,146回	1,325,771人	24,944回	1,121,925人
合計(作文コンテストを除く)	—————	3,169,102人	—————	2,815,169人

3. 当該政策の効率性

“社会を明るくする運動”は様々な団体が参加し、作文コンテストを始めとする多くの行事を実施することで、地域住民各層への犯罪や非行の防止を呼びかけており、単にポスター等の掲示に終始するようなものではないことから、手段において効率的なものであると言える。

4. 評価結果の今後の政策への反映の方向性

以上のように本施策については、必要性、有効性、効率性のいずれにおいても相応に評価することができることから、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進するため、引き続き“社会を明るくする運動”を推進する。

備	考	
---	---	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 7 - (1)

評価対象	破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施		
所管部局	公安調査庁		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うことを通じて，公共の安全の確保を図る。		
達成目標1	国民の不安感払拭のため，オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。		
指標1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標値等	-
指標2	地方公共団体からの情報提供 要請に対する回答率	目標値等	100%
達成目標2	破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を，必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。		
指標	提供情報の正確性，適時性， 迅速性	目標値等	-
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>(1) オウム真理教(以下「教団」という。)は，現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持しており，多くの国民が依然として不安感を抱いている。</p> <p>(2) 国際テロや北朝鮮問題等が，我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において，こうした懸案を解決するためには，政府・関係機関が確度の高い情報を適時に入手する必要がある。</p> <p>2. 目的・意図(当該政策の必要性)</p> <p>このような状況の中，我が国の公共の安全を確保するためには，</p> <p>(1) 教団の活動状況及び危険性を解明し，必要があれば再発防止処分の請求を行うほか，関係地方公共団体の請求に応じ教団に対する調査結果をより幅広く提供することなどを通じて，教団の有している危険性の増大を防止し，国民の不安を払拭する</p> <p>(2) 政府・関係機関に対し，我が国の公共の安全に関するより確度の高い情報を適時に提供することが必要不可欠である。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>(1) 教団に対する調査を，全国的かつ組織的に展開しつつ，特に必要があると認められたときには公安調査官による立入検査を行うなど，教団に対する観察処分を厳正に実施する。また，関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しては，迅速かつ</p>		

適切に対応する。

- (2) 破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府・関係機関に提供する。また、より確度の高い情報を適時に提供するため、情報収集及び分析・評価能力の向上、情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応、外国関係機関等との連携強化、情報ニーズの把握を行う。そのほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民への情報提供も行う。

4. 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標の「破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る」を実現するためには、

- (1) 達成目標1としている「オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する」ことにより、教団の危険性の増大を防止し、国民の不安を解消するとともに、
(2) 達成目標2としている「破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する」ことにより、国際テロや北朝鮮問題等我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項に係る政府の政策遂行に寄与すること

が必要となる。

また、達成目標1については、指標1とした「活動状況及び危険性の解明」の内容に基づき、どの程度観察処分の効果があったかを評価し、指標2とした「地方公共団体からの情報提供要請に対する回答率」に基づき、どの程度国民の不安感払拭に貢献できたかを評価する。達成目標2については、指標とした「提供情報の正確性、適時性、迅速性」の内容に基づき、どの程度政府の政策遂行に寄与できたかを評価する。

測定方法等

達成目標1については、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いに基づき評価する（立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数、関係地方公共団体に対する情報提供件数を含む。）。

達成目標2については、情報の提供状況を検証し、その正確性、適時性、迅速性に基づき評価する。

評価結果等

1. 平成18年度に実施した政策

(1) 達成目標1

教団施設に対する立入検査等

公安調査庁は、教団に対する観察処分の実施のため、団体規制法の規定に基づき、必要な調査を行ったことに加え、平成18年度において、合計19回にわたり、延べ62施設に対し、公安調査官延べ883人を動員して立入検査を実施した。

(参考)

平成17年度の立入検査実施状況

合計24回、延べ32施設、公安調査官延べ710人を動員

教団からの報告徴取

公安調査庁長官は、平成18年5月、8月、12月及び同19年2月の4回にわ

たり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項について報告を受けた。また、平成18年1月に更新された観察処分において新たに報告事項として追加された、教団の収益事業の概要、各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所等の事項についても同様に報告を受けた。

関係地方公共団体への情報提供

観察処分に基づく調査結果については、平成18年度において、17関係地方公共団体の長から延べ50回にわたり請求を受け、16関係地方公共団体の長に対し、延べ48回にわたり情報提供を行った（平成18年度中の回答率は、96%）。

なお、平成18年度中に情報提供できなかったものについては、報告書として取りまとめ次第回答する予定であり、最終的な回答率は、100%となる見込みである。

団体規制法の施行状況の国会報告

政府は、平成18年4月、団体規制法の規定に基づき、平成17年1月から同年12月までの間における同法の施行状況を国会に報告した。

(2) 達成目標2

情報収集及び分析・評価能力の向上

国際テロ関係では、関東公安調査局に国際テロ調査を専管とする首席調査官1人を増設するとともに、担当調査官を増員し、調査体制の強化と情報収集能力の向上を図った。

官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努め、情報収集の的確性・迅速性の向上を図った。

本庁において幹部及び分析担当調査官による各種会議、検討会、外部の有識者との意見交換等を定期的あるいは随時に開催し、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、今後の対応等について協議・検討することにより、分析・評価能力の向上を図った。

外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関する深遠な情報・意見の交換を行い、情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。

これらの各種会議、検討会等の結果を本庁、各公安調査局及び各公安調査事務所にフィードバックし、公安調査官の専門的知見の向上を図り、適時・的確な情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。

破壊的団体等に対する調査

北朝鮮問題関係では、朝鮮総連の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向などに関する幅広い調査を実施するとともに、ミサイル発射・核実験や日本人拉致問題をめぐる動向など、我が国の公共の安全確保に影響を及ぼす不法有害活動について、最重点に情報収集を行った。

国際テロ関係では、国際テロ組織の動向、国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態、国際テロ組織関係者の我が国に対する働き掛け及び出入国の動向などの適時・的確な把握に集中的に取り組むなど、テロの未然防止のための調査を実施した。

特に、サッカーワールドカップ2006・ドイツ大会の開催に際しては、外国関係機関との連携を図るなどして、国際テロ組織、テロリスト等の不穏動向の把握に努めた。

国内公安動向では、在日米軍再編問題などをめぐる過激派等の動向、ミサイル発射・核実験や日本人拉致問題、領土問題、海洋権益問題、靖国神社参拝などをめぐる右翼団体の活動などに関して調査を実施した。

これらの調査に当たっては、外国関係機関等とも緊密な情報交換を実施した。政府・関係機関等への収集・分析情報の提供

上記 及び を通じて収集・分析した情報については、随時、内閣総理大臣、内閣官房長官等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（「内閣情報会議」、「合同情報会議」、「拉致問題対策本部関係省庁連絡会議」等）を通じ、あるいは担当官が関係省庁に直接赴くなどして、迅速に提供した。

平成18年5月、外国人テロリストの退去強制などに関し、出入国管理及び難民認定法の一部が改正され、法務大臣がテロリストの認定を行う際に、公安調査庁長官の意見を聴くものとされたほか、公安調査庁長官が認定に関し法務大臣に意見を述べることのできる旨の規定が新設され、同認定が適切に行われることを確保するため、法の趣旨に則り適切に対応した。

平成18年12月には、内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配布した。また、公安調査庁のホームページにおいて、「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び教団に対する団体規制法の施行状況等に関する情報を掲載し、国民への情報提供を行った。

2. 評価結果等

(1) 達成目標1

平成18年度において、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、3地方公共団体、1地方議会及び1団体から教団に対する活動の規制強化などを求める要望書等が提出されるなど、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いている。教団は、観察処分が付されている現在も、組織の実態や活動状況を偽ろうとする姿勢が顕著であり、公安調査官による立入検査及び教団からの報告徴取が不可能となった場合、松本・地下鉄サリン事件の際と同様に、閉鎖社会の中で秘密裏に無差別大量殺人行為に結び付く危険な要素を増大させるおそれがある。

こうした状況の中、本政策は、教団の危険性の増大を防ぎ、我が国の公共の安全を確保する上で必要性の高いものであると考える。

教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、教団の活動状況及び危険性などに関する情報は、公安調査官が、教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担を伴うだけでなく、解明が極めて困難となる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、有効性・効率性の高い措置であり、また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上において、又は教団の危険性の増大を牽制する上においても有効性・効率性の高い措置であると考えられる。

教団については、立入検査や教団からの報告徴取等により、

平成19年3月31日現在、国内に出家信徒約650人、在家信徒約1,000人、ロシア連邦内に信徒約300人を擁し、また、国内に15都道府県下28か所の拠点施設及び約100か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点

施設を確保している

麻原の死刑判決確定（平成18年9月）後も、依然として麻原及び麻原の説く教義に絶対的帰依している

教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している

組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんのである

ことなどが認められており、教団の活動状況及び危険性については、おおむね解明できたと考える。

観察処分に基づく調査結果については、報告書として取りまとめ次第、要請のあった関係地方公共団体の長に対して迅速に情報提供するよう努めた。情報提供については、これまでに提供先の関係地方公共団体から、「教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った」などの一定の評価を得ていることから、適切に行われたと考える。しかし、教団施設が存する地域の住民等が依然として教団に対する不安感を抱き、関係地方公共団体の長からは継続的な調査結果提供の請求を受けていることから、地域住民等の不安感を解消するため、情報提供については更に迅速かつ適切に実施することが不可欠である。

以上の結果 教団の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられることから、達成目標1とした「国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する」については、おおむね達成できたと評価できる。

(2) 達成目標2

国際テロや北朝鮮問題等が我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、これらに迅速に対応するための適時・的確な情報に対するニーズが高まっており、同時に、公安調査庁の情報機関として果たすべき役割の重要性もまた高まっている。

こうした状況の中、公安調査庁では、破壊的団体等の調査の過程で得られる我が国内外の情勢に関する情報を、必要に応じて政府・関係機関に提供し政府の施策遂行に寄与しているところであり、本政策は、我が国の公共の安全を確保する上で必要性の高いものであると考える。

政策の性質上、政府の政策遂行にどの程度寄与したかを評価するには中長期的な視点からみることが必要な上、具体的に評価することは困難である。

しかし、例えば、北朝鮮のミサイル発射・核実験に際しては、特別調査体制を敷いて関連情報を収集するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応したほか、尖閣諸島領有権問題に関しては、中国・香港・台湾の尖閣諸島領有権主張団体による同諸島上陸計画等の事前情報や同団体の活動状況などについての関連情報を収集するなど、その時々々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供したところ、提供先から継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得たことからその有効性が認められ、また、提供した情報の正確性、適時性、迅速性についてはおおむね確保することができた上、政府の政策遂行に一定程度寄与することができたと考える。

緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供したほか、その他の情報については各種資料を作成して配布したり、ホームページに掲載するなどして、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供ができたと考える。

以上の結果，政府・関係機関に対し，破壊的団体等の調査の過程で得られた我が国の公共安全に関する情報を適時に提供することができたと考えられることから，達成目標２とした「破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を，必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する」については，おおむね達成できたと評価できる。

3. 評価結果の今後の政策への反映の方向性

(1) 現在，教団については，一部が“新団体”を設立した旨発表する一方，教団内の主導権争いをめぐる対立も深まっており，公安調査庁としては，更に教団の活動状況及び危険性の全容を明らかにする必要がある。

そこで，「教団の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ，また，地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる」との評価結果を踏まえ，予算要求を通じて，教団に対する調査体制の強化を図り，観察処分を更に厳正に実施していく必要がある。

(2) 国際テロや北朝鮮問題等をめぐる情勢は従前にも増して緊迫と混迷の度合いを深めており，現下，我が国の公共安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在している。

こうした状況の中，情報機能強化は我が国の喫緊の課題であり，政府内外の有識者等からもその重要性が指摘されていることから，政策の方向性は妥当であると考えられる。

そこで，「政府・関係機関に対し，破壊的団体等の調査の過程で得られた我が国の公共安全に関する情報を適時に提供することができたと考えられる」との評価結果を踏まえ，今後更に政府の政策遂行に寄与していくため，予算要求を通じて，公安調査庁における情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させるとともに，調査体制を充実強化していく必要がある。

備考	<p>団体規制法は，団体の活動として役職員又は構成員が，例えばサリンを使用するなどして，無差別大量殺人行為を行った団体について，その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め，もって国民の生活の平穏を含む公共安全の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>同法が規定する規制措置には，当該団体の活動状況を継続して明らかにするための「観察処分」及び，当該団体の危険な要素の量的，質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査を妨害するなどして，当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に，一定の活動を一定期間制限する「再発防止処分」の二つがある。</p> <p>なお，「観察処分」の具体的な措置としては，団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められる場合に，団体が所有又は管理する土地又は建物に対して公安調査庁長官が公安調査官に行わせる「立入検査」，同庁長官が当該団体から役職員，構成員の氏名，住所などの報告を受ける「報告徴取」，その他，団体の活動状況を明らかにするために行う「任意調査」がある。</p>
----	--

平成 1 8 年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 2 3 年度（平成 1 8 年度は中間報告）

- 9 - (1)

評価対象	登記事務の適正円滑な処理（登記情報システムの再構築）		
所管部局	民事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。</p>		
達成目標 1	平成 1 9 年度末までに全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。		
指標	<p>不動産登記：全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数割合</p> <p>商業・法人登記：全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合</p>	目標値等	平成 1 9 年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了する。
達成目標 2	平成 2 0 年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。		
指標	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数	目標値等	平成 2 0 年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。
達成目標 3	平成 2 2 年度末までに登記情報システムの再構築を実現する。		
指標	平成 2 3 年度における登記情報システムの運用経費と平成 1 5 年度と同経費との比較	目標値等	再構築事業の終了する平成 2 3 年度において、登記情報システムの運用経費を平成 1 5 年度比で 1 1 0 億円程度削減を図る（平成 1 5 年度：約 3 6 6 億円）。
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>【達成目標 1】</p> <p>従来の事務処理については、紙の登記簿等を基にしていたことから、登記簿謄抄本の交付に長時間を要し、利用者からは待ち時間の短縮が望まれていた。また、登記簿の原本を閲覧できたため、登記簿の抜き取り・改ざん等の不正事案も頻発し、登記情報の適正な管理が求められていた。</p> <p>【達成目標 2】</p> <p>登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し、窓口に出向くことなく自宅等から登記申請・登記事項証明書交付申請が可能となるオンライン申請システムを導入することにより、国民の負担軽減、利便性の向上を図る必要がある。</p>		

【達成目標 3】

現在の登記情報システムはメインフレームを中核とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず、新たな情報処理技術の活用も困難である。柔軟でコストパフォーマンスの高いシステムへ移行することにより、コスト削減を図る必要がある。

登記情報システムについては、「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、いわゆるレガシーシステム見直しの対象とされ、平成16年11月19日法務省情報化統括責任者(CIO)の決定により、「登記情報システム業務・システム最適化計画」(以下「最適化計画」という。)を公表している。

2. 目的・意図(当該政策の必要性)

【達成目標 1】

登記情報を電子化し、コンピュータ上で処理することで、登記事項証明書(従前の登記簿謄抄本)の交付に要する時間が短縮され、登記簿の抜き取り・改ざんを防止し、登記事務の信頼性を確保することができる。また、従来管轄の登記所でしか確認できなかった登記情報を、管轄外の登記所、または自宅から確認することができるシステムの導入も可能となる。

【達成目標 2】

インターネットを利用した各種申請・届出手続のオンライン化を推進し、国民の負担軽減・利便性向上を実現することで、基本目標達成をめざす。

また、「IT政策パッケージ2005」(平成17年2月24日IT戦略本部決定)において、「2008(平成20)年度のできるだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」との目標が掲げられており、電子政府構築の一環として計画的な導入を行うこととした。

【達成目標 3】

「登記情報システム業務・システム最適化計画」において、登記情報システム最適化の効果として、「オンライン申請の導入を契機とした業務の最適化及び現行システムの見直しによる最適化等を実施することにより、システム運用経費については、平成15年度に比して年間約110億円程度(試算値)の節減が見込まれる。」とされており、より効率的なシステムを導入することにより、システム運用経費の削減を図る。

3. 当該政策の実施方法

【達成目標 1】

不動産登記については全国約2億7千万筆個、商業・法人登記については約350万社の登記情報を順次電子化することとし、平成19年度末までに全国の登記情報の電子化を完了することとした。

【達成目標 2】

平成16年度から、登記情報の電子化を完了した登記所に順次オンライン申請用機器を導入し、達成目標である平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能とすることとした。

【達成目標 3】

登記情報システムの運用経費削減の実現に向け、段階的な作業計画を立てて取り組

んでいくこととした。

再構築第一段階（平成13年度～）

専用端末装置及び専用印刷装置の汎用化。

再構築第二段階（平成16年度～）

全国の登記所に設置しているホストコンピュータの、法務局・地方法務局に1箇所設置されているバックアップセンター（全国50箇所）への集約によるシステム数の大幅な削減。

再構築第三段階（開発・展開：平成15年度～平成22年度）

次期システムの詳細設計以降のシステム開発。

4. 基本目標と達成目標・指標との関係

【達成目標1】

基本目標を達成するためには、登記情報の電子化が前提となるので、達成目標を上記のように定めた。

達成目標の達成度については、電子化への移行率を表す上記指標により分析することとした。

【達成目標2】

オンライン申請の普及により事務処理の効率化・国民の利便性の向上が見込めるため、達成目標を上記のように定めた。

達成目標の達成度については、オンライン化の導入登記所数を表す上記指標により分析することとした。

【達成目標3】

基本目標の達成には、登記情報システムの根本的な見直しが必要不可欠であり、より効率的なシステムに移行し、迅速な登記事件処理・経費の削減を実現するため、達成目標を上記のように定めた。

達成目標の達成度については、経費削減の効果を表す上記指標により分析することとした。

測定方法等

【達成目標1】

平成18年度末における移行完了率

【達成目標2】

平成18年度末におけるオンライン申請導入登記所数

【達成目標3】

平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度と同経費（約366億円）との比較（ただし、平成22年度までは、最適化計画を実施中であることから、本年度の評価については、同計画の実施状況を報告。）

評価結果等

【達成目標1】

不動産については、平成17年度末までに約86%の電子化移行が完了しているところ、同18年度において約6%の移行を完了し、同年度末時点で約92%の移行が完了した。

商業・法人については、平成18年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了することができ、指標の目標は達成している。

今後は、不動産の登記情報の電子化を完了するために引き続き電子化移行未了部分の電子化に取り組み、達成目標である平成19年度末までには登記情報の電子化を完了する見込みである。

【達成目標2】

不動産については、平成17年度末までに約20%、同18年度においては約32%の導入を完了し、同年度末時点で全国の登記所数に対して約53%の導入が完了した。

商業・法人については、平成17年度末までに約20%の登記所に対して導入が完了しているところ、同18年度において約31%、同年度末時点で全国の登記所数に対して約52%の導入が完了した。

直近2年間の導入実績を考慮すれば、平成20年度には全国の登記所に対して導入が完了し、全国の登記所に対してオンライン申請が可能となる見込みであり、本事業は予定どおり進捗していると評価できる。

【達成目標3】

登記情報システムの再構築については、これまで、専用端末装置の汎用パソコンへの切替え、専用印刷装置の汎用プリンタへの切替え等を行うとともに、平成16年度から4か年計画で詳細設計以降のシステム開発を進めており、平成18年度は、開発したプログラムを基にシステムテストを実施しているところである。

なお、次期システムは、平成20年度から平成22年度にかけて、局単位に現行システムから移行することとしている。全局において移行が完了するまでの間は、現行システムと次期システムが並行運用され、現行システム・次期システムそれぞれの機器借料・運用経費等がかかることとなる。このため、全局において移行が完了し、次期システムが本格稼働する平成23年度までは運用経費の削減効果は現れにくいものと考えられるが、次期システムへの移行が完了した平成23年度には削減効果が現れる見込みである。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性】

上記のとおり、「登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。」という基本目標を達成するため、予定どおり登記情報の電子化及びオンライン申請システムの導入が図られ、また、再構築事業も予定どおりシステム開発等が進められており、現時点では、特段の問題点・課題はないことから、引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿って本施策を実施していく予定である。

備 考	
-----	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成22年度（平成18年度は中間報告）

- 9 - (1)

評価対象	登記事務の適正円滑な処理（地図管理業務・システムの最適化）		
所管部局	民事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>地図情報システムの全国展開により，インターネットを利用した地図情報の提供や，最寄りの登記所から他管轄物件の地図等の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上を実現する。</p>		
達成目標	平成22年度末までに，全国の登記所に地図情報システムを導入する。		
指標	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	目標値等	平成18年度末：約15% 平成19年度末：約35% 平成20年度末：約60% 平成21年度末：約80% 平成22年度末：100%
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>従来の地図管理システムは，紙による地図の管理業務を前提としたものであり，数値化された地図等の維持・管理を適正に行うことのみを目的とした必要最小限の機能を有するものである。このため，情報の提供方法が，紙の交付という手段に限定され，また，当該不動産の管轄登記所でしか地図等の証明書を取得できないなど，国民の利便性の点で課題がある。</p> <p>2．目的・意図（当該政策の必要性）</p> <p>地図情報システムは，登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし，国民への利便性の向上を図ることができることから，地図情報システムの全国展開をする必要がある。</p> <p>3．当該政策の実施方法</p> <p>地図情報システムを導入するために，データの作成・移行作業を実施する。</p> <p>4．基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>平成22年度末までに，全国の登記所に地図情報システムを導入する達成目標を前提として，各年度における地図情報システム導入登記所数の割合を目標値として設定したものの。</p>		
測定方法等	最適化の個別効果指標として，システム庁率を算出した。		
評価結果等	<p>平成18年度においては，地図等のデータ作成・移行作業を実施し，全登記所のうち約16%の登記所について地図情報システムを導入し，目標を達成している。この移行実績を維持すれば，平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入できる見込みであり，本施策は，予定どおり進捗しているものと評価できる。</p>		

上記のとおり、本施策については、「地図情報システムの全国展開により、インターネットを利用した地図情報の提供や、最寄りの登記所から他管轄物件の地図等の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上を実現する。」という基本目標を達成するため、予定どおり地図情報システムの導入が図られているところであり、現時点では、特段の問題点・課題はないことから、引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿って本施策を実施していく予定である。

備 考	
-----	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 9 - (3)

評価対象	債権管理回収業の審査監督		
所管部局	大臣官房司法法制部		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。		
達成目標	債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。		
指標 1	債権回収会社に対する立入検査の実施状況（実施率 = 実施会社数 ÷ 営業会社数 × 100）	目標値等	対前年増 （平成17年度 37.9%）
指標 2	債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況	目標値等	-
参考指標 1	回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握		
参考指標 2	債権管理回収業の営業許可審査の件数		
参考指標 3	債権回収会社に対する行政処分の件数		
参考指標 4	債権回収会社に対する苦情・相談受付状況		
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ 我が国の経済の健全な発展のため、金融機関等が抱える膨大な不良債権を迅速かつ円滑に処理しなければならない。</p> <p>2. 目的・意図（当該政策の必要性） (1) これまで弁護士にしか許されていなかった債権回収業を、法務大臣による許可制を採ることにより民間業者に解禁し、債権回収の分野に民間活力を導入することで不良債権等の処理を促進する。 (2) 債権回収の分野には暴力団員、事件屋等の反社会的勢力が深く関与していた実態にかんがみ、許可に当たり、暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除する。 (3) 許可業者（債権回収会社）の違法・不当な回収行為により債務者等が損害を受けることを防止するなど債務者等の保護を図るため、許可業者に対して行為規制を課すとともに十分な監督を行い、業務の適正な運営を確保する。</p> <p>3. 当該政策の実施方法 債権回収会社による違法・不当な回収行為により債務者が被害を受けることなどを防</p>		

止するとともに、債権管理回収業への暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除するための施策として、申請会社に対する許可審査及び債権回収会社に対する立入検査並びに回収先（債務者等）に対するヒアリングを実施するとともに、債務者等からの苦情があった場合には調査を行い、債権回収会社に違法・不当な回収行為が見られた場合には、適切に業務改善命令などの行政処分措置を講じ、債権管理回収業における債権回収行為等の適正を確保する。

4．基本目標と達成目標・指標との関係

不良債権の処理を促進することにより金融機関等による資金供給の円滑化を図り、国民経済の健全な発展に資するため、債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図るという基本目標を達成するためには、債権回収会社が違法・不当な業務を行い、そのために国民が被害を受けることのないようにしなければならないとともに、暴力団等反社会的勢力が参入することも排除しなければならないので、上記達成目標とした。

また、達成目標の達成度を測定するため、

- (1) 結果指標として、債権管理回収業の営業許可に当たっての審査件数、債権回収会社に対する立入検査の実施状況（立入検査実施率）、回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握及び債権回収会社に対する法務大臣の行政処分（業務改善命令等）の件数を用いる
- (2) 成果指標として、債権回収会社に対する苦情・相談受付状況を用いて、その内容が反社会的勢力の参入や過酷な取立てに関するものであるかについて定性的な情報として評価し、さらに、債権回収会社に対して前回の立入検査で指摘した事項について、次回の立入検査までに十分な改善措置が執られており、再び同様の問題点は指摘されないことなどについても定性的な情報として評価する

こととした。

測定方法等

指標 1 については、立入検査を実施した会社数を営業会社数で割った立入検査実施率を算出する。

指標 2 については、債権回収会社に対する立入検査の際に指摘した事項の改善状況について分析する。

参考指標 1 については、回収先（債務者）に対する回収状況についてのヒアリング件数及びその内容を分析する。

参考指標 2 については、平成 18 年度中の債権管理回収業の営業許可審査件数を測定する。

参考指標 3 については、平成 18 年度中における債権回収会社に対する行政処分の件数を測定する。

参考指標 4 については、法務省が受け付けた債務者等からの苦情件数及びその内容を分析する。

評価結果等

1．平成 18 年度に講じた施策（実施状況）

(1) 債権回収会社に対する立入検査の実施状況

債権回収会社の業務の実態を的確に把握し、適時・適切な指導・監督を行うことにより、債権回収会社の適正な業務の運営を確保することを目的として定期的に立入検

査を実施している。

区分 \ 年度	16年	17年	18年
実施会社数	34件	36件	38件
営業会社数	91件	95件	101件
実施率	37.4%	37.9%	37.6%

(注) 実施率(実施会社数÷営業会社数×100)

(2) 回収先(債務者)ヒアリングによる回収状況把握

債権回収会社の回収状況について調査をする必要がある場合には、回収先(債務者)の協力を得てヒアリングを実施し、債権回収会社による違法・不当な回収行為が行われていないかどうか等を調査している。

区分 \ 年度	16年	17年	18年
ヒアリング実施件数 (累計)	224件	279件	326件

(3) 債権管理回収業の営業許可審査件数

債権管理回収業の許可については、暴力団員等がその事業活動を支配すること、役員等に暴力団員等が含まれていることなどを欠格要件としており、暴力団員等の参入を排除している。

区分 \ 年度	16年	17年	18年
営業許可審査件数	11件	8件	10件
審査件数(累計)	98件	106件	116件

(4) 債権回収会社に対する行政処分の件数

債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、債権回収会社に対して業務の改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる(業務改善命令)。また、債権回収会社が債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をしたときなどは、営業の許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる(許可取消し、業務停止命令)。

区分 \ 年度	16年	17年	18年
行政処分の件数	0件	0件	2件

(5) 苦情・相談受付状況

債権回収会社の回収行為等に関して、債務者等の関係者から苦情の申立てや情報提供を受け付けることにより、回収行為の状況等を把握している。苦情の申立て等があった場合には、事実関係を調査の上、必要に応じて立入検査を実施し、立入検査の結果等によっては、業務改善命令などの処分を行う。

区分 \ 年度	16年	17年	18年
苦情の申立て件数	51件	53件	54件
(内訳)			
行為規制に関するもの	43件	44件	50件
行為規制以外に関するもの	8件	6件	0件

その他	0件	3件	4件
-----	----	----	----

2. 評価結果

立入検査の実施会社数は38件で、前年度(36件)に比較して2件増加(対前年度比105.6パーセント)しているが、立入検査の状況を示す「実施率」(指標1)は37.6%で、前年度(37.9%)に比較して0.3ポイント減少しており、これは、平成18年度末の営業会社数が101社と、前年度末日(95社)に比較して6社増加(対前年度比106.3パーセント)したことに加えて、年度当初に立入検査を予定していた債権回収会社(1社)が、立入検査直前に廃業するという突発的な事情により、当該実施予定日に立入検査を実施することができず、結果的に同実施件数が1件減少したことによるものである。

前回の立入検査で指摘した事項の改善状況は、指標2として達成状況を評価することとしているが、個別の改善の状況により達成状況を判断するというところで、目標値は設定されていないところ、指摘事項についてはそれぞれ改善措置が執られ、妥当な業務が行われており、特に問題となる事項は認められず、指標2について良好な結果が得られた。

ヒアリング実施件数は326件で、前年度(279件)に比較して47件増加したが、その結果について、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実等特に問題になる事項は認められなかった。

債権管理回収業の許可審査件数は116件で、前年度(106件)に比較して10件増加した。

行政処分の件数については、業務改善命令と業務停止命令を各1件ずつ発したが、その内容は会社の運営体制に関するもので、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関するものではない。

債権回収会社に対する苦情・相談受付状況については、苦情申立て件数は54件で、前年度(53件)に比較して1件増加しているが、その調査の結果、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実等特に問題になる事項は認められなかった。

以上のとおり、立入検査直前の対象会社の廃業という突発的な事情等による立入検査実施率の若干の低下と行政処分の実施はあったものの、債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況については良好な結果が得られ、また、債務者に対する回収状況ヒアリングの実施件数が増加し、債権回収会社に対する苦情・相談受付状況として、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実等特に問題となる事項は認められなかった。これらのことから、「債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。」という所期の目的は達成され、「債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。」ことができ、本施策は総じて有効であったものと認められる。

今後も国民経済の健全な発展に資するため、金融機関等の抱える不良債権を早急に処理する必要があるところ、そのための重要なインフラである債権回収会社に対する適切な監督を行うことにより、債権回収過程の適正が確保され、ひいては国民経済の健全な発展がもたらされることになり、また、暴力団等反社会的勢力が関与しやすい債権の管理回収業務の適正確保という本施策の特殊性にかんがみ、国が関与する必要があると考えられることから、今後も引き続き本施策を実施する必要がある。

なお、立入検査は、債権回収会社の営業所における債権回収過程の実態を的確に把握し、債権回収会社に対する適時適切な指導監督を行うことによって、その業務の適正な運用を確保しようとするものであり、さらに立入検査が随時実施されているという事実が債権回収会社に不適切な債権回収を行わせないようにさせるという抑止的效果を期待することができることから、非常に有効かつ効率的な監督手段であるといえる。上記評価結果を踏まえ、さらに立入検査の実施率を向上させるために、業務の合理化による経費等の見直しを行った上で、必要な予算及び人員の確保に努める必要がある。

備 考	
-----	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 10 - (1)

評価対象	人権の擁護（人権啓発活動の推進）		
所管部局	人権擁護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	人権尊重について国民の理解が深まる。		
達成目標 1	人権啓発活動ネットワークを全国に整備する。		
指標	全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合	目標値等	対前年度増 (平成17年度 82.1%)
達成目標 2	全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにする。		
指標 1	全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合	目標値等	対前年度増 (平成17年度 21.2%)
指標 2	全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	目標値等	対前年度増 (平成17年度 51.1%)
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>最近、物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさをはぐくむことに関心を持たない風潮や、他人への思いやりの心が薄れ、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられる。また、児童、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの相手に対する暴力、子どもを被害者とする殺傷事件といった、残忍で人の生命を軽んずるような痛ましい事案が多発するなど憂慮すべき状況にあり、様々な人権問題も生じている。</p> <p>すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うことが求められている。</p> <p>2. 目的・意図（当該政策の必要性）</p> <p>人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、国民一人一人の心に訴える人権啓発活動を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていかなければならない。</p> <p>その際には、法務省が、国、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携するための横断的な組織として平成10年度から構築を進めている人権啓発活動ネットワークの更なる整備・発展を図ることにより、人権啓発活動を一層効果的かつ総合的に推進する必要がある。</p> <p>また、人権啓発は、対象者の理解度に合わせて適切に行うことが重要であり、日常生活の経験などから人権問題を自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らして実施する必要がある。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>人権を尊重することの重要性を認識してもらうため、以下の人権啓発活動を実施する。</p> <p>(1) 多様な主体が連携協力するための人権啓発活動ネットワークの充実強化を図る。</p> <p>(2) 次代を担う中学生を対象に、全国中学生人権作文コンテストを実施する。</p>		

4. 基本目標と達成目標・指標との関係

人権啓発を更に効果的なものにしていくためには、それぞれの主体における実施体制の整備に合わせ、多様な主体が連携協力して、人権啓発活動を総合的、効果的かつ効率的に実施することが有効であるので、1番目の達成目標である「人権啓発活動ネットワークを全国に整備する」ことは、基本目標である「人権尊重についての国民の理解が深まる」ための重要な取組といえる。この達成度については、ネットワーク整備の進捗度で評価するため、全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合を指標とした。

また、全国中学生人権作文コンテストは、次代を担う中学生に、人権問題についての作文を書いてもらうことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けてもらう機会となるものであるので、2番目の達成目標である「全国中学生人権作文コンテスト参加者がより多くなるようにする」ことは、基本目標を達成するための重要な取組といえる。この達成度については、いかに多くの中学生に人権問題について考えてもらう機会を作ったかということで評価するため、全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合及び全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合を指標とした。

測定方法等

- (1) 人権啓発活動ネットワーク（達成目標1）について
全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合（加入率）を前年度実績と比較する。
- (2) 全国中学生作文コンテスト（達成目標2）について
全中学生数に対する全国中学生人権作文コンテスト応募者数の割合を前年度実績と比較する。
全中学校数に対する全国中学生人権作文コンテスト応募中学校数の割合を前年度実績と比較する。

評価結果等

1. 平成18年度に講じた施策（実施状況）

(1) 人権啓発活動ネットワークの整備

平成18年度に新たに13の人権啓発活動地域ネットワーク協議会を設置し、市町村に対し人権啓発活動ネットワークへの参加を呼びかけた。

平成17年度及び平成18年度末におけるネットワーク協議会数及び市町村の参加状況は以下のとおりである。

	都道府県 ネットワーク数	地域ネット ワーク数	都道府県 ネットワーク参加 市町村数	地域ネット ワーク参加 市町村数	、のい ずれかに参 加している 市町村数	全市町村数	参加割合 (%) (/)
平成17年度	50	167	126	1,489	1,514	1,844	82.1
平成18年度	50	180	95	1,715	1,733	1,827	94.9

(2) 全国中学生人権作文コンテストの実施について

法務局及び地方法務局において、教育委員会や中学校に対して募集に関する取組を積極的に行ったところ、平成18年度は、全国の中学校の53.8%に当たる6,450校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た経験をもとに、基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた799,103編という多数の作文の応募があった。

平成17年度及び平成18年度の実施状況は以下のとおりである。

	参加割合(%)		参加割合(%)	
	応募者数	全中学生数	応募中学校数	全中学校数
平成17年度	773,178	3,649,069	6,149	12,037
平成18年度	799,103	3,625,149	6,450	11,998

2. 評価結果

(1) 人権啓発活動ネットワーク（達成目標1）について

全市町村数に占める参加市町村数の割合を比較すると、平成17年度末では82.1%だったものが平成18年度末には94.9%に上昇しており、人権啓発活動ネットワークが拡充されたと評価することができる。

(2) 全国中学生人権作文コンテスト（達成目標2）について

全中学生数に対する応募者数の割合は22.0%であり、前年度の21.2%を上回っている。また、全中学校数に対する応募中学校数の割合は53.8%であり、前年度の51.1%を上回っており、全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなったと評価することができる。

(3) 政策の有効性・効率性

人権啓発活動ネットワークの整備が着実に進捗することにより、国や地方公共団体等が連携協力して行う啓発事業が充実するとともに、昨年度以上に多くの中学生に、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうよい機会を提供することができ本施策は人権の尊重に対する理解を深めるために有効であったと認められる。

また、効率性の観点からも、人権啓発活動ネットワークの整備が着実に進捗することにより、地方自治体等の地域における各種啓発活動を促進させるなどの効果をもたらしており、限られた行政資源で最大限の効果を挙げており効率的であるといえる。また、中学生人権作文コンテストは、限られた行政資源を最大限生かすために、国・地方・人権擁護委員等が協力して効果的に実施されており、効率的であるといえる。

(4) 評価結果の今後の政策への反映の方向性

以上のように本施策については、必要性、有効性、効率性のいずれにおいても相応に評価することができることから、引き続き、本施策を実施する必要がある。

備	考	
---	---	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 10 - (1)

評価対象	人権の擁護（人権侵犯事件の適正な調査・対応）		
所管部局	人権擁護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	人権侵害による被害が救済され、予防される。		
達成目標 1	女性に対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化		
指標	人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増 (平成17年 7,380件)
達成目標 2	子どもに対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化		
指標	人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増 (平成17年 653件)
達成目標 3	インターネット上における人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化		
指標	人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増 (平成17年 289件)
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>我が国の人権状況をみると、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者等の問題や、最近では、インターネット上における差別・プライバシー侵害など、なお様々な人権侵害事件が発生している。</p> <p>特に、女性や子どもをめぐっては、配偶者・パートナーからの暴力や児童虐待が大きな社会問題となっており、悪質な事案も少なくない。インターネット上における差別・名誉プライバシー侵害等も、その匿名性の故に陰湿化し、被害が容易に拡大する傾向にある。</p> <p>しかし、かかる人権侵害の被害者は、社会的弱者であったり、救済のための技術的知識を欠くため、被害が潜在化するおそれがある。</p> <p>2．目的・意図（当該政策の必要性）</p> <p>人権侵害の被害者を実効的に救済し、また、今日の幅広い人権救済の要請に応えるためには、事後的な救済としての性格を主に有する司法的救済のみならず、行政において、簡易・迅速・柔軟な救済措置を講じることが必要であり、また、潜在化するおそれが高い被害者等にかかる人権侵犯事件について調査・対応を適正に実施する必要がある。</p> <p>3．当該政策の実施方法</p> <p>法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件の調査・対応によって、人権侵害の被害者の迅速、柔軟な救済と予防に努めることとして、それらの調査・対応が適正かつ迅速に行われるために、職員や人権擁護委員に対する研修の充実を図り、特に、潜在化するおそれが高い被害者等にかかる人権侵犯事件の調査・対応については、重点的に取り組む</p>		

こととしている。

4. 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「人権侵害による被害が救済され、予防される」を達成するためには、まず人権擁護機関における人権侵犯事件に対する調査・対応を行う体制を確固たるものとする必要があるのは当然であるが、とりわけ、潜在化するおそれが高い被害者にかかる人権侵犯事件への取組を強化することは、当該基本目標を達成する上で重要であるといえる。

そこで、上記取組の達成度を測る指標として、「女性に対する人権侵犯事件」、「子どもに対する人権侵犯事件」及び「インターネット上における人権侵犯事件」の対応件数を指標とした。

測定方法等

平成18年中に取り扱った「女性に対する人権侵犯事件」、「子どもに対する人権侵犯事件」((注)目標値に、いじめ・体罰等の対応件数を加えたものとする)及び「インターネット上における人権侵犯事件」の対応件数を前年の件数と比較する。

評価結果等

1 平成18年度に講じた施策(実施状況)

人権侵犯事件調査処理規程に基づき、被害者からの申告を受けた場合には、速やかに救済手続を開始するとともに、被害救済のために柔軟かつ適正な措置を講ずるよう努めた。

日常の業務遂行に必要な専門知識及び技術を習得させるため、人権擁護事務に携わる職員及び人権擁護委員を対象とする研修を充実させるように努めた。

そして、配偶者暴力(DV)や児童虐待事案については、早期発見、早期対応、関係機関との連携協力、アフターケアが特に重要であることから、研修参加者に対してこれらの周知・徹底に努めた。

法務省の人権擁護機関がインターネット上の人権侵害情報の削除依頼を受けた際、及び平成18年6月から運用を開始した、ホットラインセンター(財団法人インターネット協会)から人権侵害情報に該当する情報提供を受けた場合に、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づき、これを積極的に活用し、削除要請を行うよう努めた。

女性を被害者とする人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	強制・強要	セクハラ	差別待遇	ストーカー	合計
平成18年	3,381	2,359	646	76	219	6,681
平成17年	3,353	3,076	598	71	282	7,380
差	28	717	48	5	63	699

子どもを被害者とする人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	強制・強要	児童買春	いじめ・体罰等	合計
平成18年	532	178	0	1,547	2,257
平成17年	486	164	3	1,486	2,139
差	46	14	3	61	118

インターネット上における人権侵犯事件対応件数

	対応件数
平成18年	279
平成17年	289
差	10

(注) 人権侵犯事件の件数は、前年からの継続件数、救済手続を開始した時点をとらえて集計する「救済手続開始件数」と、終局的な対応を行った時点をとらえて集計する「対応件数」で把握しているところ、本施策の達成度を分析するためには「対応件数」によることが妥当であるため、「対応件数」に基づき、施策の実施状況を分析したものである。

2 評価結果

平成18年中の人権侵犯事件の対応総数は、21,228件となっており、そのうち、女性を被害者とするものは6,681件であり、前年より699件減少している。その内訳は、暴行・虐待3,381件、強制・強要2,359件、セクシュアルハラスメント646件などとなっている。

また、子どもを被害者とするものは2,257件であり、前年と比較すると118件増加している。その内訳は、暴行・虐待532件、強制・強要178件、いじめ・体罰等1,547件などとなっている。

インターネットに関する人権侵犯事件は279件であり、前年より10件減少している。

3つの指標のうち2つの指標で目標値を達成できず、部分的には有効であったものの、全体としては十分に有効であったとは認められない。

しかし、様々な人権侵犯事件が発生している現在、潜在化するおそれの高い被害者に係る人権侵犯事件への取組を強化することは、実効的な被害者の救済に必要なものであるといえる。

そこで、女性を被害者とする人権侵犯事件の対応件数が減少している原因を検討するに、DVやストーカー事件などに関する関連法の整備が進み、警察など専掌機関の対応が充実してきていることが考えられることから、人権擁護機関としては、ほかにも配慮が必要な人権侵害が顕在化しにくい障害のある人などを対象とした取組が必要である。

一方、インターネットに関する人権侵犯事件については、対応件数は依然横ばいの状態が継続していることから、重点的に取り組む必要がある。

したがって、今後とも、実効的な被害者救済のため、人権侵犯事件の的確な端緒の把握に、より一層努めるとともに、行政において簡易・迅速・柔軟な救済措置を講じ、人権侵害による被害の救済、予防を図るため、引き続き本施策の推進を図ることが必要である。

備	考	
---	---	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 10 - (1)

評価対象	人権の擁護（人権相談の充実）		
所管部局	人権擁護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。		
達成目標 1	女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備		
指標	専用相談電話「女性の人権ホットライン」における相談件数	目標値等	対前年増 (平成17年 24,321件)
達成目標 2	子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備		
指標	専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	目標値等	対前年増 (平成17年 9,127件)
達成目標 3	日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備		
指標	「外国人のための人権相談所」における相談件数	目標値等	対前年増 (平成17年 437件)
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>我が国の人権状況をみると、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者等の問題や、最近では、インターネット上における差別・プライバシー侵害など、なお様々な人権侵害事件が発生している。</p> <p>特に、女性や子どもをめぐるっては、配偶者・パートナーからの暴力、児童虐待及び「いじめ」が大きな社会問題となっており、悪質な事案も少なくない。また、国籍や人種を理由とするアパートへの入居拒否などの差別事案も認められる。</p> <p>しかし、かかる女性や子ども、外国人等の被害者は、社会的弱者であったり、我が国の法制度に関する知識に乏しいため、こうした人権問題が、暗数化・潜在化するおそれがある。</p> <p>2. 目的・意図（当該政策の必要性）</p> <p>人権相談は、適切な助言等を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促すなど、それ自体が有効な救済手法であるとともに、人権侵犯事件として救済手続を開始する端緒として重要である。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>女性、子ども及び外国人の人権問題に重点的に取り組むため、女性及び子どもに対する相談体制として、専用相談電話の整備、外国人の相談体制として、英語・中国語等による人権相談所の開設をそれぞれ行うとともに周知を図る。</p> <p>4. 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>基本目標である「人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される」を達成するためには、まず相談者が相談できる体制が整備されている必要があるが、一般的に弱い立場にあり相談者も多いと思われる女性や子ども、また、日本</p>		

語による意思疎通に難がある外国人に特化した相談体制の整備は、効率的な相談体制の整備といえ、この目標を達成することは基本目標の達成に大きく寄与すると言える。また、各相談体制の整備が充実すれば、相談を受ける件数も増加すると考えられるので、相談件数を指標とした。

測定方法等

平成18年中の「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」及び「外国人のための人権相談所」の利用件数を前年の件数と比較する。

評価結果等

1 平成18年度に講じた施策（実施状況）

相談窓口への女性の職員及び人権擁護委員の配置の推進、全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談回線「女性の人権ホットライン」のナビダイヤル化（平成18年4月から）、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施（平成18年11月13日～同月19日）。

人権擁護委員の中から任命される子どもの人権専門委員の相談活動への積極的な活用及び全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関する専用相談回線「子どもの人権110番」のフリーダイヤル化（平成19年2月22日から）、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（平成18年8月28日～9月3日）及び「いじめ」問題相談強化週間（平成18年10月23日～同月29日）の実施。

「外国人のための人権相談所」の周知

「女性の人権ホットライン」に寄せられた相談件数は、25,285件であり、前年より964件増加している。その内訳は、暴行・虐待2,241件、強制・強要2,404件、セクシュアル・ハラスメント707件、ストーカー257件などとなっている。

また、「子どもの人権110番」に寄せられた相談件数は、12,885件であり、前年より3,758件増加している。その内訳は、暴行・虐待359件、いじめ2,582件、体罰等1,905件などとなっている。

外国人のための人権相談所に対する相談件数は、309件であり、前年より128件減少している。

「女性の人権ホットライン」における相談件数

	暴行・虐待	強制・強要 (セクハラ・ ストーカー をのぞく)	セクハラ	ストーカー	その他	合計
平成18年	2,241	2,404	707	257	19,676	25,285
平成17年	2,285	2,758	705	286	18,287	24,321
差	44	354	2	29	1,389	964

「子どもの人権110番」における相談件数

	暴行・虐待	いじめ	体罰	その他	合計
平成18年	359	2,582	1,905	8,039	12,885
平成17年	344	1,175	1,175	6,433	9,127
差	15	1,407	730	1,606	3,758

外国人のための人権相談所における相談件数

	件数
平成18年	309
平成17年	437
差	128

2 評価結果

「子どもの人権110番」については、相談件数が対前年比41.2パーセント増となっており、これは、10月に実施した「いじめ」問題相談強化週間がマスコミにより大々的に報道されるなど積極的な周知を行った結果と評価でき、また、フリーダイヤル化実施により、子どもが気軽に相談することのできる環境を整備することができたものと評価することができる。

「女性の人権ホットライン」については、相談件数が対前年比4パーセント増となっており、これは、ナビダイヤル化により全国統一の電話番号としたことで、相談しやすい環境を整備することができたものと評価することができる。

「外国人のための人権相談所」については、対前年比29.3パーセント減少となっており、相談体制を整備したにもかかわらず、目標値を達成することができていない。

3つの指標のうち、1つの指標では、目標値を達成しなかったものの、全体としては概ねに有効であったと認められるが、今後とも、日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備に向けて、その周知方法等を検討していきたいと考えている。

また、効率性の観点からも「女性の人権ホットライン」については、ナビダイヤル化や全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施、及び「子どもの人権110番」については、フリーダイヤル化、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間や「いじめ」問題相談強化週間の実施など、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

人権侵犯事件数は減少しているものの、その主な原因は、いわゆる「振り込め詐欺」に関する事案の減少であり、いじめに関するもの（対前年比35.9パーセント増）、障害のある人に対するもの（319件、対前年比6.7パーセント増）及び社会福祉施設におけるもの（142件、対前年比21.4パーセント増）の人権侵犯事件数は増加していることから、人権侵犯事件の端緒となる人権相談体制の充実強化は社会にとって必要であることは明白である。そこで、今後も、人権相談体制の周知等に努めるとともに、人権相談を受ける機会の少ない高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設における相談、相談者が窓口の開設時間にとらわれることなく相談の申し出が可能なインターネットによる相談体制等について、より一層相談しやすい環境の構築に努め、相談を通じて相談者が抱えている人権侵害問題の解決を図るため、引き続き本施策の推進を図ることが必要である。

備 考

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 11 - (1)

評価対象	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 (国の利害に関係のある民事・行政事件訴訟の適正・迅速な追行)		
所管部局	大臣官房訟務部門		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。		
達成目標	国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。		
指標	判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	目標値等	100% (平成20年度までの目標値)
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法の支配による行政の確保に寄与することであるから、国民の権利利益が実現されるためにも、裁判が迅速に行われなければならない。しかし、国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体としては相当の迅速化が図られてきているが、依然として長期間を要しているものが少なくない状況にある。</p> <p>2. 目的・意図(当該政策の必要性)</p> <p>司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終結させること等を規定した裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、訴訟手続の適正・迅速化に努めることが必要である。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>適正・迅速な訴訟追行のため、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化を図るとともに、所管行政庁等への迅速な訴訟対応に関する周知及び協力要請を行う。</p> <p>4. 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>基本目標である「国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。」を実現するため、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、達成目標を「国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。」とし、判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率を指標とした。</p>		
測定方法等	訟務組織が追行する本案訴訟で、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間に地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、訟務組織が訴状の送達を受け、又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間が2年以内のものの率を算出した。		

評価結果等

1. 平成18年度に実施した政策の具体的内容

(1) 実施時期

平成18年度（平成15年度から継続実施）

(2) 実施内容

訴訟の迅速化のためには、訟務組織の訴訟追行体制の一層の整備・充実が必要であるから、施策として昨年度も有効であった準備書面作成支援システム(注)の充実等を引き続き行って訴訟追行の効率化を図ったほか、各種打合せ会において、裁判の迅速化に対応するための方策や、施行後2年が経過した改正行政事件訴訟法に適切・迅速に対応するための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進め、その結果を担当職員へ周知し、かつ実践を徹底するなどして、審理計画に基づく訴訟追行の進行管理と期限の遵守の徹底を図った。

また、訴訟の迅速化には、所管行政庁等の訴訟追行への協力も不可欠であることから、打合せ会・説明会を随時開催し、訴訟追行の適正・迅速な対応についてより一層の協力を求めた。

(注) 準備書面作成支援システムとは、本省及び各法務局・地方法務局のパソコン、プリンタ、OCR装置（光学式文字読取装置）、判例・文献のCD-ROMを組み合わせたもので、ネットワークで結ぶことによって、訴訟に必要な準備書面作成の効率化・迅速化を図るもの。

2. 評価結果

(1) 司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終結させること等を規定した裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要があるが、訟務組織が担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかについては、個々の事件の性質や、相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右され、必ずしも訴訟の一方当事者のみが努力すれば裁判の迅速化が実現できるものではない。特に、訟務組織が処理を担当する訴訟の多くは、国の行政機関が法律に基づいて行った業務の結果生じた紛争の最終的な解決手段として提訴されるもので、行政の在り方をめぐって最も激しく対立し、その紛争が迅速に解決されるためには相当の困難を伴うこととなる。その中には、最先端の科学技術に関する訴訟、新たな法律問題を含む訴訟、多数の原告を擁する訴訟、所管行政庁が存在しない訴訟などがあり、その処理に多くの困難と時間を要することとなる。

このような事情の中、本案訴訟で平成18年度中に地方裁判所で判決言渡しのあった第1審判決1,209（平成17年度1,014）のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は、1,001（平成17年度847）で、その率は82.8%であり、平成17年度に比し0.7ポイント下降したものの、判決数は前年比118%となった。

指標の目標値には未だ到達してはいないものの、裁判の迅速化を示す達成率は当初（平成15年度）の71.7%から年々増加し、平成18年度は達成率80%台を維持するに至っている。そして、目標達成まで残り2年間であることを考慮すると、上記施策は達成目標の実現に向けて順調に推移しており、有効性の観点から一定の効果があつたものと認められる。

また、効率性の観点からも、平成16年度以降継続して講じた施策である準備書

面作成支援システムの充実等による事務の効率化， 各種会議等における担当職員への周知徹底， 所管行政庁等に対し，裁判の迅速化の趣旨に即した行政機関の適切な対応と連携協力の重要性について，継続的に説明を行い，訴訟対応への協力要請を行っていること等，限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

(2) 評価結果の今後の政策への反映の方向性

以上のように本施策については，必要性，有効性，効率性のいずれにおいても相応に評価することができることから，引き続き，訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備のための各種施策を実施するとともに，所管行政庁等との協力関係の一層の充実・強化を図るための各種施策を実施する必要がある。

(参考) 年度別達成率

年 度	達 成 率
平成 1 5 年度	7 1 . 7 %
平成 1 6 年度	7 8 . 0 %
平成 1 7 年度	8 3 . 5 %
平成 1 8 年度	8 2 . 8 %

備 考	
-----	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成20年度（平成18年度は中間報告）

- 12 - (1)

評価対象	好ましくない外国人の排除		
所管部局	入国管理局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ、我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。		
達成目標	平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。		
指標 1	平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）	目標値等	12.5万人以下
指標 2	厳格な出入国審査，強力な摘発，円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況	目標値等	効果的な不法滞在者対策の実施
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>近年，国際的な犯罪組織の暗躍等により，我が国において外国人の関与する各種の犯罪が多発しており，また，入管法違反者の多くは不法就労に従事しており，これらの者を不法就労させる事業主が，賃金搾取など我が国の労働関係法規等を遵守しなかったり，事業主やブローカーが不法就労者に売春を強要したりするなど人権上の問題を生じさせるケースも見られる。</p> <p>また，不法残留者数（注）は近年漸減傾向にあるが，依然としてその数は高水準にあるばかりか，不法就労期間も長期化傾向にあり，さらに，我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者も依然として高水準にあり，その不法就労行為は，適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず，我が国の社会，経済，治安等に悪影響を及ぼしている。</p> <p>2. 目的・意図（当該政策の必要性）</p> <p>出入国管理行政の重要な役割の一つは，外国人の適正な入国・在留を確保することにより，我が国社会の安全と秩序を維持することである。我が国における出入国管理の秩序は在留資格制度を基本として維持されており，在留資格を有することなく我が国に不法に在留している外国人についてはこれを排除し，入管法違反者の減少を図らなければならない。</p> <p>そこで上記の諸情勢にかんがみ，出入国管理行政においては，この問題に従前にも増して強力に取り組んでいく必要がある。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>入国管理局では，強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため，不法滞在事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な経費・要員の確保・充実及び収容施設の拡</p>		

充・整備等の体制強化を進めるとともに、関係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し、不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行うほか、新たな入管法違反者の入国を防止するため、最新鋭の偽変造旅券等の鑑識機器を活用し、偽変造旅券等の行使者に対して厳格な上陸審査を実施し退去強制手続を執るなどの水際対策を推進していくこととしている。

4. 基本目標と達成目標・指標との関係

このような施策を通じて不法滞在者数を半減すること（達成目標）により、外国人の不正な入国及び在留を抑止し、我が国社会の安全と秩序の維持を目指す（基本目標）ことができる。

（注）不法残留者数は、我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も我が国に滞在している者の数であり、入国管理局において把握している。

測定方法等

平成18年度の政策評価においては、摘発体制の強化等の状況、水際対策の強化の状況及び不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施状況に留意しつつ、我が国における不法滞在者数（統計値としての不法残留者数及び推測値である不法入国者数の合計）に着目することにより、不法滞在者対策の推進を図ることができたか否かを評価する。

評価結果等

1 摘発体制の強化等

警察等関係機関との連携を一層強化し、地域ごとに専門的かつ機動的な摘発を実施するため、平成16年度の東京入国管理局、17年度の名古屋入国管理局に続いて、18年度には入国警備官36人を増員措置し大阪入国管理局に摘発方面隊を創設した。

また、不法滞在者の退去強制手続を効率的に進めるため、東京入国管理局においては、入国警備官34人及び入国審査官5人を増員措置し、身柄引取件数の増加に対応するとともに、土日祝日における身柄引取を開始した。

さらに、我が国から退去強制する外国人を大幅に増加させるためには、十分な収容能力の確保と迅速な送還が必要であるところ、平成18年度においては、成田空港支局の収容場の収容定員を350人に拡充し、これに伴い被収容者の処遇や送還のための要員として入国警備官28人を増員措置し、24時間・365日の送還体制を確立した。

これらの措置を踏まえ、法違反者の取り締まりに強力に取り組んだ結果、平成18年中に退去強制手続を執った外国人は5万6,410人に上り、3年連続して5万人台となった。

2 水際対策の強化

不法滞在者の半減を図る上では、摘発等によって法違反者を退去強制するだけでなく、不法残留発生状況に関する綿密な分析に加えて偽変造文書鑑識機器を活用するなどの水際対策を強化することにより、不法滞在を目的とする者を入らせないための方策を講じることが重要である。このような観点から、平成18年度においては、偽変造文書鑑識体制の充実のための経費として97百万円を措置したほか、出入国審査業務の充実強化を図るため、成田空港支局に8人、羽田空港出張所に23人、博多港出張所に8人の入国審査官を増員措置した。また、引き続き成田空港及び関西空港支局を拠点とした空港審査応援を実施するほか、全国の地方空・海港のチャーター便等の出入国審査を、新千歳空港と羽田空港を拠点に空路を利用して機動的かつ効率的に応援できるようにするた

め、千歳苫小牧出張所及び羽田空港出張所に計16人の入国審査官を増員措置した。

その他、大規模国際空港の直行通過区域（トランジットエリア）を中心に人の密輸や不法な人の移動を取り締まるため、成田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局に入国警備官22人を増員措置した。

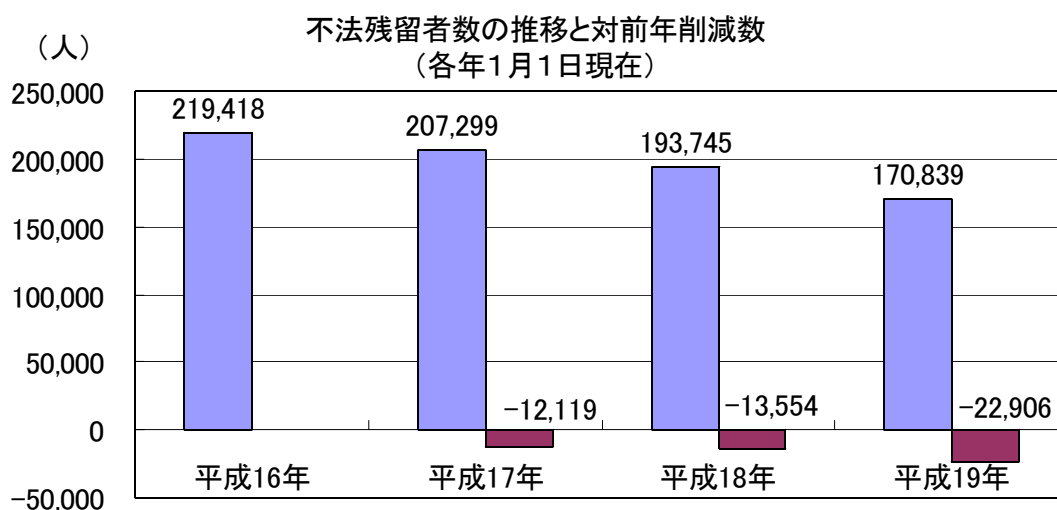
なお、平成18年中に我が国への上陸を拒否された外国人の数は11,410人に上り、過去5年間で最も多い数となった。

3 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成18年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼するとともに、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭・巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じた啓発等の広報を行った。

4 不法残留者数について

上記1～3をはじめとして、総合的な不法滞在対策を強力に推進した結果、平成19年1月1日現在の本邦における不法残留者数は17万839人で、前年同期と比較して2万2,906人（11.8%）の減少となった。これにより、平成16年からの3年間で4万8,579人減少したこととなるが、平成18年における減少数は過去3年



間で最も大きいものであったことから、各種不法滞在対策が有効に機能したものと考えられる（なお、これに推測値である不法入国者を加えると、平成16年1月1日時点で約25万人と推計されていた不法滞在者は、約20万人まで減少したものと推計される。）

本件施策について、必要性の観点から検討すると、不法滞在者等好ましくない外国人を退去強制手続等により排除するという作用は、本来的に国が行うべきものであり、また、不法滞在者の半減は政府の目標であることから、社会のニーズに合致していることは明らかである。さらに、効率性の観点からは、摘発等により退去強制するというだけでなく、データ分析や偽変造文書対策などの水際対策を強化して新たな不法残留者の発生を防ぐとともに、一般社会に対する啓発活動を併せて行う等、様々な側面からの取組を行うことにより、最大限の効果を挙げるべく取り組んでいると行うことができる。また上記のとおり、これらが着実に成果を上げていることから、有効性の観点からも、18年度取組が妥当であったと評価できる。

以上から、今後とも、これまでの成果を踏まえつつ、入国管理局の組織を挙げてのプロジェクト体制を引き続き推進し、不法残留者情報の分析・提供、入国事前審査に係る実態調査の機動的な実施といった「来させない」ための施策、上陸審判実施結果情報等の分析・提供といった「入らせない」ための施策、効率的・効果的な摘発及び送還の実施、出頭申告の促進といった「居させない」ための施策を積極的に講じていくことにより、好ましくない外国人の排除に一層取り組んでいくと同時に、そのために必要な経費・要員を確保することとしている。

備 考	
-----	--

平成 1 8 年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 1 9 年 5 月

- 12 - (2)

評価対象	外国人の円滑な受入れ（出入国審査）		
所管部局	入国管理局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。		
達成目標	入国手続の迅速化のための施策を実施することにより、空港での審査の待ち時間を短縮する。		
指標	空港での審査に要する最長待ち時間	目標値等	20分以下
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>2003年1月に総理が施政方針演説において、「現在日本からの海外旅行者が年間約1,600万人を超えているのに対し、日本を訪れる外国人旅行者は約500万人にとどまっております。2010年にこれを倍増させることを目標とする。」旨表明し、以来政府を挙げて観光立国実現のための様々な取組が行われている。平成19年1月1日からは観光立国推進基本法が施行され、観光が21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けられることとなった。</p> <p>観光には、経済活性化や国際相互理解の促進など、様々な波及効果があり、外国人旅行者の倍増に向けて政府全体が一丸となって取り組む中、出入国管理行政を所管する当局としては、円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進し、観光立国実現へ貢献することが求められている。</p> <p>2. 目的・意図（当該政策の必要性）</p> <p>当局においては、これまでも各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。</p> <p>空港における入国審査は、外国人観光客が我が国で最初に体験するものであり、当該外国人が我が国に対して抱く印象に大きく影響するものである。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮することは非常に重要と考えられ、観光立国を実現していく上で、欠かせないものである。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機が我が国へ到着する前に、乗員・乗客の情報を入手し、テロリスト等要注意人物を事前に認知するための事前旅客情報システム（APIS）の運用 ・航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックする「プレクリアランス（事前確認）」の実施 ・入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別室で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査（二次的審査）」 		

の実施

- ・日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・外国人用に審査待ち時間を表示
- ・地方自治体からの研修員の受入れ
- ・出入国カードの多言語化

4. 基本目標と達成目標・指標との関係

現在、観光立国の実現に向けた取組が展開される際の基礎となっている、観光立国推進戦略会議報告書（2004年11月）においては、観光立国の推進に向けて、国、地方公共団体、産業界などに対する4つの課題が挙げられている。そのうちのひとつとして「外国人旅行者の訪日促進」が掲げられており、「外国人が集中する空港における円滑な出入国手続きを促進すべきである。」旨指摘されていることから、様々な取組を進めることにより、空港での審査の待ち時間を短縮する必要がある。

そこで、空港での審査待ち時間について、目標値を20分以下に設定した。

測定方法等

全空港において、外国人の入国審査に要する待ち時間を計測し、そのうち最長であった者の待ち時間が20分を超えないよう努めることとする。

評価結果等

1 当局では、出入国審査の円滑化の実現だけでなく、不法滞在者の半減に向けて厳格な上陸審査の実施も同時に求められており、両者を同時に推進していくためには、問題のない大多数の外国人にはできるだけ迅速な審査を行いつつ、慎重な審査が必要と思われる者を選別して別途取り扱うという考え方が基本となる。このような観点から、次のような取組を行った。

(1) 事前旅客情報システム(API S)は、航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合することにより、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することを可能にするシステムであり、平成18年度においては、当該システムを運用するための経費として88百万円の措置を講じた。

平成18年5月17日、第164回国会において、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成19年2月から、航空機や船舶の長に対して我が国に到着する前に乗員・乗客に関する事項の報告が義務付けられているところ、API Sの活用等により、事前に上陸審査等の準備を行うことが可能となり、問題のない大多数の渡航者の円滑な上陸審査を実施した。

(2) プレクリアランス(事前確認)は、外国の空港に入国審査官を派遣して現地で上陸条件の適合性についての事前チェックを行い、上陸拒否事由に該当する外国人については日本への渡航を事前に取りやめさせ、また、本邦において行う活動が虚偽のものであるかどうかを確認するもので、入国する空港又は海港での審査の簡素化及び待ち時間の短縮を図るとともに、不法滞在者の発生を抑制するものであり、平成18年度においては、38百万円の予算措置を講じ、前年度に続き、韓国及び台湾において実施した。

(3) セカンダリ審査(二次的審査)は、上陸審査ブースでは、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、入国目的等に疑義が持たれる外国人につい

ては、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するもので、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものであり、平成18年度においては、前年度に続き、成田国際空港，中部国際空港，関西国際空港において実施した。

2 その他，下記の取組を行った。

(1) 成田・中部・関西の3空港において，日本人・外国人審査ブースの振り分け見直し及び勤務時間の見直しによる入国審査官の機動的配置を実施するとともに，外国人用に審査待ち時間の表示を実施。

(2) 地方自治体からの研修生の派遣に関し，平成18年度においては北海道，帯広市，旭川市から各1名の計3名を行政実務研修員として受け入れ，入国手続の迅速化のための支援を受けた。また，新潟市から1名を新潟空港審査場案内整理員として受け入れた。

(3) 空港における審査待ち時間の長時間化の一因となっているEDカード(外国人出入国記録)の未記載・誤記載削減策の一つとして，韓国語，中国語(簡体字及び繁体字)併記のEDカード様式を作成・使用している。

3 上記のとおり取組の結果，成田国際空港，関西国際空港，中部国際空港における審査待ち時間は約20～30分となり，また，地方空港においては，概ね20分となるなど，審査待ち時間短縮のための様々な施策の効果が現れたと考えられる。

また，平成18年における外国人の入国者数は810万7,963人で，前年に比べ65万7,860人(8.8%)増加し過去最高となるなど，国際交流の増進が着実に進展していると評価できる。

本件施策について，必要性の観点から検討すると，出入国審査により外国人の入国の許否を決するという作用は，本来的に国が担うべきものであり，また，その円滑な実施については，政府を挙げての取組である観光立国において求められているものであることから，社会のニーズに合致していることは明らかである。さらに，効率性の観点からは，出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては，問題のない外国人に対する審査を円滑に行うため，上記のとおり考え得る様々な施策を駆使することにより，限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。またこれらが着実に成果を上げていると認められることから，有効性の観点からも，18年度の取組が妥当であったと評価できる。

以上から，今後においても，これまでの施策を継続し，円滑な出入国審査の実施に一層取り組んでいくこととしている。

備 考	
-----	--

平成 1 8 年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 2 3 年度(平成 1 8 年度は中間報告)

- 12 - (1), (2)

評価対象	好ましくない外国人の排除・外国人の円滑な受入れ (出入国管理システムの最適化)		
所管部局	入国管理局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。</p>		
達成目標	<p>出入国管理業務の業務・システムの最適化を実現する。</p>		
指標	<p>いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新を行う。</p>	目標値等	<p>オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて移行完成時において現システムの運用経費から10.2億円(最適化後4年間の合計額)の削減を図る。</p>
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>今日の出入国管理行政においては、観光立国及び国際ビジネスの更なる展開を目指した外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、専門的・技術的労働者の受入れ拡大をはじめとする我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、環境が大きく変化しており、現行の業務・システムのままでは、この変化に対して柔軟かつ迅速に対応することが難しくなりつつある。このような環境の変化に対応しつつ、出入国管理行政の円滑化・厳格化といういわば相反する二つの課題に同時に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることが必要となっている。</p> <p>2. 目的・意図(当該政策の必要性)</p> <p>上記ニーズを踏まえ、最適化に当たっては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びIT-ROIの向上等を基本理念とする。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>次世代システムの開発に当たっては、特定ベンダーの技術に依存しないオープンなアーキテクチャの採用、サーバ及びストレージの統合による効率化等を実施することとし、これにより現世代システムの運用経費からの削減を図ることとする。</p> <p>4. 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>現行の出入国管理システムにおいては、</p> <p style="padding-left: 20px;">出入国審査、在留審査、退去強制といった各業務に対応したアプリケーションを統</p>		

	<p>合するために多額のコストと時間を要していること</p> <p>外国人出入国情報システム（FEIS）において一定のデータベース統合化を実現しているものの、それ以外のシステムはデータベースが部門毎、業務毎の縦割りとなっており、十分なデータ統合が図れているとは言えない状況であり、総合的、迅速な意思決定やサービスの提供ができていない等の課題が顕在化していること</p> <p>が課題となっているほか、出入国管理システム及び外国人登録調製システムにおいては、至るところでマスターデータの重複が発生しており、データ補正が頻繁に発生することやデータの鮮度が最新の状態ではない等の課題が顕在化している状況にある。</p> <p>これらの状況に加え、出入国管理関係の業務では、外国人入国者数が平成13年から17年の5年間で約41%増となる等、近年の業務量の増加は顕著であり、今後ともこの増加傾向は続くものと予想されるところ、システムの刷新によりこれに対処することが不可欠である。</p>
測定方法等	<p>現世代システムの運用経費と、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」に掲げる各施策をすべて実施した上での新世代システム全体の運用経費を比較し、IT改善効果を評価する。</p>
評価結果等	<p>平成18年度においては、最適化計画における最適化実施工程を工程どおりにスムーズに実施するため、基本設計を実施した。</p> <p>具体的には、次世代出入国審査システム、次世代在留審査システム、次世代退去強制システム、共通基盤システムの各種要件定義、基本設計を実施した。</p> <p>基本設計にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度な情報技術を活用した厳格な出入国管理 外国人出入国情報等の一元管理・共有 申請者側の視点に立ったサービスの確立 環境変化対応が容易で予算効率の高いシステム 24時間365日稼動する信頼性・安全性の高いシステム <p>の5つのコンセプトを実現することにより、出入国管理行政の円滑化・厳格化という、相反する二つの課題に的確に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることを念頭において作業を行った。</p> <p>今後は、実施した基本計画を詳細設計・開発工程の参考とするのみならず、全体最適の観点から今後順次予定されている各種システムの基本設計作業等の標準として最適化計画を活用することとしている。</p> <p>現在のところ、基本設計等を行っている段階であり、具体的な効果は得られていないが、成果目標を実現するため、今後も最適化計画に沿った各種施策を着実に実施することが肝要と考えられる。</p>
備考	

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 13 - (2)

評価対象	法務行政における国際協力の推進 (国際連合に協力して行う研修・研究及び調査の推進)		
所管部局	法務総合研究所		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。		
達成目標1	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施		
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：9回)
指標2	研修への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：178人)
指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上
達成目標2	国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催		
指標1	国際会議の開催回数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：1回)
指標2	国際会議の参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：18人)
達成目標3	国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加		
指標1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：1回)
指標2	国際会議への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：2人)
基本的考え方	1 課題・ニーズ アジア・太平洋地域を始めとした世界各地における開発途上国の最近における実情を見ると、政治機構の不備や汚職のまん延などのため、法による統治が十分機能しなかったり、急速な経済成長を続けているものの、それに伴って貧富の差が拡大して社会不安が高まったり、各種犯罪が大幅に増加したりしているにもかかわらず、法整備が進まず、効果的な犯罪防止策も講じられず、犯罪に対する捜査、裁判及び刑の執行が困難となり、過剰拘禁等の問題も生じて犯罪者の更生改善も進まない状況となっている国が多い。これら諸国にあっては、1960年代以降の飛躍的な経済成長や人口の都市流入を経験しながらも、犯罪の増加がさほど顕著でなく、犯罪発生率の低さや犯罪検挙率の高		

さは世界有数であり，治安もおおむね平穩に保たれている我が国に対し，我が国の経験を生かしてそれらの国々における効果的な刑事司法の確立とその効果的な運用に資する協力の実施への期待が高く，実際にその要請が多数寄せられている。

2 目的・意図

法務総合研究所は，国際連合に協力して刑事司法関係者に対する研修を40年以上にわたり実施してきたことにより，日本のみならず，世界各国における刑事司法制度の実情にも精通しているところ，その豊富な経験及び蓄積した知識に基づいて，また近年の国際社会，特に国連等における刑事司法の動きに対応しつつ，開発途上国の抱える問題に対処するための知識，手法を習得させるための研修を効果的に実施する体制・能力を有していることから，それを利用した支援を行うことが有益である。

3 当該政策の実施方法

平成18年度においては，犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施するとともに，国際的な刑事司法の現状や実態の分析等のための国際会議の開催及び国際会議への参加を目標とする。

4 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。」を達成するためには，諸外国においてこれらの分野を担う人材が，効果的な刑事司法を確立し，その効果的な運用に資するための知識及び手法を習得することが必要であり，我が国の豊富な経験及び知識に基づいて，国際研修等を通じて，これらの人材を対象に必要な知識・手法を提供することが本目標の達成に大きく寄与するものといえることから，その達成状況を測るため，国際研修については，その「実施件数」，「研修への参加人員」及び「研修員の研修に対する満足度」を，国際会議については，その「開催回数（参加回数）」及び「参加人員」をそれぞれ指標とした。

測定方法等

- 1 平成18年度における各種研修の実施件数，参加人員及び各研修修了者へのアンケート調査
- 2 平成18年度における国際会議の開催回数及び参加人員
- 3 平成18年度における国際会議への参加回数及び参加人員

評価結果等

1 平成18年度に講じた施策（実施状況）

- (1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施

研修名等	参加国	人員	満足度(%)
国際研修(3回)	アルバニア，アンティグアバーブーダ他	65	88.2
国別研修(5回)	中国，タイ他	104	90.3
汚職防止刑事司法支援研修	アフガニスタン，バングラディシュ他	18	87.6
計	9回	187	

「満足度」欄は，研修修了者へのアンケート調査で，「Excellent」，「Good」の評価をした者の割合（国際研修及び国別研修は各研修の平均値）である。

- (2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を

探求するための国際会議の開催

会議名	人員
刑事司法専門家会議	18

(3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

開催地	会議名	人員
ウィーン	第15回国連犯罪防止刑事司法委員会	2

2 評価結果等

(1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施

目 標	成 果	達成率等
研修の実施件数	9回	100.0%
研修への参加人員	178人	105.1%
研修員の満足度	80%以上	87.6%～90.3% すべての研修で80%以上

本事業においては、アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修・セミナーを各国の立法担当者、研修担当者を中心とする研修員に対して実施し、研修員の能力を強化することにより、これら諸国の刑事司法に携わる者の知識や手法等の拡充を図ることに貢献した。

(2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催

目 標	成 果	達成率
国際会議の開催回数	1回	100.0%
国際会議の参加人員	18人	100.0%

各国の刑事司法専門家が出席し、刑事司法の現状及び効果的対策等について議論することによって、刑事司法運営のより効果的な方策の探求に貢献した。

(3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

目 標	成 果	達成率
国際会議への参加回数	1回	100.0%
国際会議への参加人員	2人	100.0%

平成18年4月にウィーンにおいて開催された「第15回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し、発表、発言を通して国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献した。

以上のとおり、本施策の達成目標の達成度を測定するための各指標は、いずれも目標値を達成しており、本施策の基本目標である「開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。」ことについて、有効であったと認められる。

本施策は、国際連合と日本国政府の協定に基づき、アジア・太平洋地域を中心とした国々の刑事司法行政の健全な発展と相互協力の促進を目的として実施しているものであり、国際社会に対する日本の貢献を示すとともに、犯罪の国際化が進む中、国際社会が協力して犯罪に対処するために必要とされる重要な施策である。

各種国際研修・セミナーの実施に当たっては、国連等国際社会における関心事項や開発途上国において支援を必要としている事項について十分に検討した上で、その内容を確定し、また、研修員も各人の所属・能力を考慮して選定しているほか、国際会議の参

加者も、各国の刑事司法に携わる実務家、専門家であることから、開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになるという目標の達成に当たり、効率性の観点から高く評価できるところである。

また、研修、研究の成果については、各国の刑事司法行政に確実に反映されているほか、研修員同士を通じて各国間の連携が図られているなど、期待された効果が得られているものと認められることから、有効性の観点からも、非常に高く評価できるところである。

よって、本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高く評価することができるところ、アジア・太平洋地域を始めとした世界各国地域における開発途上国からは、引き続き、刑事司法制度に関して多数の協力要請がなされていることも踏まえ、平成19年度以降においても、引き続き本施策を実施していく必要がある。

備 考	
-----	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 13 - (2)

評価対象	法務行政における国際協力の推進 (法制の維持及び整備に関する国際協力の推進)		
所管部局	法務総合研究所		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。		
達成目標1	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施		
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：10回)
指標2	研修への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：95人)
指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上
達成目標2	諸外国の法制等の調査研究の実施		
指標1	諸外国への調査職員の派遣件数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：1件)
指標2	諸外国からの研究員の招へい人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：8人)
達成目標3	法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催		
指標1	会議の開催回数	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：1回)
指標2	会議への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持 (平成17年度：84人)
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ</p> <p>アジア地域の開発途上国では、社会・経済の更なる発展のため、市場経済への移行や経済の一層の自由化を推進し、これに伴う各種の法制度の整備や法の運用に従事する人材の育成が緊急の課題となっている。しかし、これらの国々では、自らの力で法整備を行うためのノウハウや人材が極めて不足しており、明治以来、西洋法を継受し発展させてきた経験を有する我が国に対し、法整備のための支援の要請が多数寄せられてきている。</p> <p>2 目的・意図</p> <p>法務省は民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法等、国の基本的秩序に関わる法令を所管し、立法や法の運用に関する広範なノウハウを有しており、また、法務総合研究所は、国際連合研修協力部が過去40年間にわたり、国連との協定に基づく国</p>		

際研修の実施を通じて刑事司法分野における諸外国の人材の育成に貢献してきた経験と実績を有している。この経験を生かし、これら諸国の要請にこたえて法整備支援を行うことは、我が国とこれら諸国との友好関係の進展に寄与するのみならず、国際社会における我が国への評価の向上と、我が国を含む国際経済の安定的成長、ひいては国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものとする。

3 当該政策の実施方法

平成18年度においては、支援対象国の法制度の調査・研究を進め、その調査結果等を基に更に充実した研修等を実施し、また、我が国の法整備支援関係者が一堂に会し、我が国の今後の法整備支援の在り方に関する意見・情報の交換を行う国際専門家会議を開催することとする。

4 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。」を達成するためには、支援対象国の法制度等の実態を十分に調査した上で、有効な各種研修を実施することによって対象国の立法担当者や法律実務家等の能力の向上を図ることが必要であり、また、国際専門家会議の場において、各種法制の整備と運用につき、助言や関連情報の提供等の支援を行う必要があることから、その達成状況を測るため、各種研修の「実施件数」、「参加人員」及び「研修員の研修に対する満足度」、諸外国の法制等の調査研究に係る「諸外国への調査職員の派遣件数」及び「諸外国からの研究員の招へい人員」、並びに国際専門家会議の「開催回数」及び「参加人員」をそれぞれ指標とした。

測定方法等

- 1 平成18年度における各種研修の実施件数、参加人員及び研修員の研修に対する満足度
- 2 平成18年度における諸外国への調査職員の派遣件数及び諸外国からの研究員の招へい人員
- 3 平成18年度における国際専門家会議の開催回数及び参加人員

評価結果等

1 平成18年度に講じた施策（実施状況）

(1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施

対象国	研修テーマ	件数	参加人員
ベトナム等 7か国	判決書標準化，判例整備， 法曹養成，法曹実務教育，倒 産法注釈書作成，民事紛争解 決制度の構築と運営に関する 比較研究等	10回	75人

【国際研修の内容】

支援対象国が行う法整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、ミャンマー、韓国の司法省職員等の法案起草担当者、裁判官、検察官、弁護士等を日本に招へいして研修を実施した。

研修は、講義、研修員の発表、質疑応答、実務家との意見交換等により実施され、法案起草を研修テーマとするものについては、我が国の法学者、実務家、当部教官等と研修員との間で法案起草に関する共同研究を行い、法曹養成を研修テーマとするものについては、我が国の法曹養成の経験に基づき、裁判官、弁護士、実務家、JICA長期専門家、当部教官等と研修員との間で、指導体制の構築、カリキュラム案や教材の作成について共同研究を実施する等の研修プログラムを実施した。

(2) 諸外国の法制等の調査研究の実施

ア 諸外国への調査職員の派遣件数

対象国	目的
ベトナム	ベトナムにおける司法制度調査
ベトナム	ベトナムにおける法整備支援状況調査

イ 諸外国からの研究員の招へい人員

対象国	目的	人員
ベトナム	ベトナム最高人民検察院検察理論研究所長等2名とのベトナム新刑事訴訟法の運用を含めた日越司法制度の共同研究	2名
ベトナム	ベトナム最高人民裁判所裁判理論研究所副所長等4名とのベトナムにおける判決書・判例整備に関する共同研究	4名
カンボジア	カンボジア司法大臣等3名との今後のカンボジア法整備支援及びカンボジア民事執行制度の在り方に関する共同研究	3名

注 上記のほか、JICA短期専門家等として、ベトナム等の支援対象国に9回(11名、延べ92日)、職員を派遣し、プロジェクト終了時評価等の調査を行わせた。

(3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

会議名	法整備支援連絡会
開催日	平成19年1月19日(金)
開催場所	法務総合研究所国際協力部
	法務省、JICA、最高裁判所、日弁連、大学教授等の我

概要	が国の法整備支援関係者及び法整備支援対象国関係者が一堂に会し、国内の法整備支援関係機関が、それぞれの支援活動の基本方針と取組状況に関する報告を行うなど、我が国の今後の法整備支援の在り方に関する意見・情報の交換を行った。また、我が国の法整備支援の成功例として、カンボジア民事訴訟法成立・公布の事例を紹介し、カンボジア司法大臣等が講演を行った。
参加人員	100名

2 評価結果等

(1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施

目 標	成 果	達 成 率
研修の実施件数	10回	100.0%
研修への参加人員	95人	78.9%
研修員の研修に対する満足度	80%以上	次表のとおり

本事業においては、ベトナム、カンボジア等の支援対象国からの個々のニーズにこたえた国際研修を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。

また、次表の研修員アンケート調査結果のとおり、新しい知識の習得度についての質問回答については、「今後に役立つ多くの知識を修得できた」、「多くの知識を修得できた」が合わせて91.78%、研修の有効性についての質問回答については、「大変有意義であった」、「概ね有意義であった」が合わせて100%となっているなど、研修員からは高い評価を受けており、有効適切な研修が実施できたものと評価できる。

新しい知識を修得したかとの質問に対する回答	今後役立つ多くの知識を修得できた	多くの知識を修得できた	修得できた	あまり修得できなかった
	61.64%	30.14%	8.22%	0%
研修が有意義であったかとの質問に対する回答	大変有意義であった	概ね有意義であった	どちらとも言えない	あまり参考にならなかった
	69.86%	30.14%	0%	0%

(2) 諸外国の法制等の調査研究の実施

ア 諸外国への調査職員の派遣件数

目 標	成 果	達 成 率

職員の派遣件数	1件	2件	200.0%
---------	----	----	--------

当初の計画どおり，支援対象国の法制度及び法整備支援状況について調査を実施し，国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案等に必要な情報が得られた。

イ 諸外国からの研究員の招へい人員

目 標	成 果	達 成 率
研究員の招へい人員	8人	112.5%

当初の計画どおり，ベトナムから最高人民検察院検察理論研究所長ほか1名を招へいし，ベトナムの司法制度改革の現状と問題点，ベトナム新刑事訴訟法の運用状況等をテーマに共同研究を行うとともに，同国から最高人民裁判所裁判理論研究所副所長ほか3名を招へいし，ベトナムにおける判決書・判例整備に関する共同研究を行ったほか，カンボジアから司法大臣ほか2名を招へいし，今後のカンボジア法整備支援及びカンボジア民事執行制度の在り方に関する共同研究を行うことにより，今後の支援対象国の有効適切な法整備支援に資する有用な情報が得られた。

(3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

目 標	成 果	達 成 率
会議の開催回数	1回	100.0%
会議への参加人員	84人	119.0%

当初の計画どおり，我が国の法整備支援の成功例として，カンボジア民事訴訟法成立・公布の事例を紹介し，カンボジア司法大臣等が特別講演（テーマ「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」）を行うとともに，国内の法整備支援関係機関からそれぞれの支援活動の基本方針と取組状況に関する報告が行われるなど，我が国の今後の法整備支援の在り方について活発な意見，情報交換が行われ，より一層，法整備支援活動の各関係機関間の協力・連携の必要性を再認識するに至った。

以上のとおり，本施策の達成目標の達成度を測定するための7つの指標のうち，達成目標1中指標2「研修への参加人員」について，目標値を達成できなかったが，これは，本件研修の実施に当たり，参加を依頼した諸外国の専門家等の都合等の外部要因により，参加者が目標値の参加人員に達しなかったものであるが，研修に参加した各国の専門家等の間では，非常に活発な議論が展開されており，これらの専門家等に対するアンケート調査結果でも明らかかなように，参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度（＝達成度）を得ることができた。

本施策は，国際協力機構（JICA）等の関係機関や多くの学者，法律実務家等の協力を得ながら，アジア地域の開発途上国が，その経済発展を図り，豊かで安定した社会を築き上げるため，経済活動の基盤となる近代的な法制度を整備し，法の支配を確立することを目的として実施しているもので，ODA関連省庁が実施している経済政策支援をはじめ，あらゆる政策支援の基礎的なインフラとなる，必要かつ重要な施策

である。

そして、本施策の実施に当たっては、各国からの個々のニーズに応じたテーマを選定し、JICAの各法整備支援プロジェクト活動の進行に応じて、現地のJICA長期専門家や学者等と協議しながら内容を厳選しており、かつ、国際研修・国際会議の参加者や招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、弁護士等の法曹関係者であることから、支援対象国の法制が維持・整備されるようになるという目標の達成に当たり、効率性の観点からも高く評価できるところである。また、研修、研究の成果についても、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映されているなど、期待された効果が得られていると認められることから、有効性の観点からも非常に高く評価できるところである。

さらには、本施策は、支援対象国の市場経済の発展に寄与するとともに、我が国と支援対象国との信頼の醸成、ひいては我が国の国際社会における地位の向上にも貢献することから、将来的には、我が国と支援対象国との間の経済発展が大いに促進されることが期待されるところである。

よって、本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高く評価することができることから、平成19年度以降においても、ベトナムにおいて新規法整備支援プロジェクトが開始され、また、カンボジアにおいて民法が成立する見込みであるなどの現状を踏まえ、各国のニーズに応じた支援について更に検討した上で、引き続き本施策を実施していく必要がある。

備 考	
-----	--

平成 1 8 年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 1 9 年 5 月

- 13 - (2)

評価対象	法務行政における国際協力の推進 (外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力)		
所管部局	大臣官房施設課		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。		
達成目標	専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。		
指標 1	依頼件数に対する専門家の派遣数の割合	目標値等	1 0 0 %
指標 2	依頼件数に対する研修の実施数の割合	目標値等	1 0 0 %
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ 昨今、国際協力に関し、犯罪防止と犯罪者の更生が途上国の社会・経済発展のための重要な要素であるとの認識が共有されるに至り、刑事政策分野における国際協力の必要性が高まっている。</p> <p>2. 目的・意図(当該政策の必要性) 矯正施設の改善及び矯正処遇と一体となった施設の整備や維持管理を目的とした諸外国からの援助要請に対する協力を実施する。</p> <p>3. 当該政策の実施方法 相手国及び外務省からの要請に基づき、相手国に対する刑事政策分野の助言、矯正施設の整備計画及びその設計手法に係る技術指導等を行うための専門家派遣、並びに施設の整備及び維持管理に関する全般的知識の向上を目的とした研修を行うことにより、施設づくりのノウハウを理解させ、相手国の施設整備の推進、矯正施設の改善に貢献する。</p> <p>4. 基本目標と達成目標・指標との関係 基本目標である「外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。」を達成するためには、相手国に対し、そのノウハウを教える必要があるため、達成目標を「専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。」とした。 達成目標の達成度については、指標 1 の「依頼件数に対する専門家の派遣数の割合」及び指標 2 の「依頼件数に対する研修の実施数の割合」をそれぞれ指標とした。</p>		
測定方法等	<p>(1) 平成 1 8 年度における相手国及び外務省からの専門家派遣依頼件数に対する専門家派遣実施件数の割合</p> <p>(2) 平成 1 8 年度における相手国及び外務省からの研修員受入れ依頼件数に対する研修員受入れ実施件数の割合</p> <p>(3) 派遣専門家の報告書により、その活動内容及び助言・指導が取り入れられた施設を評価する。</p>		
評価結果等	平成 1 8 年度においては、タイ王国法務省及び外務省からの派遣要請(1名)を受け、		

独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ、同国の施設整備の推進，矯正施設の改善のための助言・指導等を行う専門家（1名）を平成17年度から引き続き派遣している。

さらに、同機構の要請を受け、タイ王国法務省職員（4名）を受入れ、カウンターパート研修（平成18年度タイ国別研修「司法システムと犯罪者の社会復帰の促進」）を実施（平成18年10月31日から同12月1日まで。）した。

したがって、平成18年度における専門家の派遣及び相手国からの研修員受入れについて、依頼件数に対する実施件数の割合はどちらも100%となり、指標1及び2についての目標は達成された。

【必要性】

我が国の矯正施設の設計・施工技術及び施設運用等におけるノウハウを相手国に教えるという国際協力を行うためには、法務省が永年の間積み重ねてきた知識が必要とされる場所であるが、生活・文化・自然環境が大きく異なる相手国に対して、我が国の矯正施設の設計や施工技術をそのまま持ち込むことはできないことから、我が国のノウハウ等を生かしつつも、相手国側との十分な議論を経て相手国の矯正施設の現状と将来像を十分に踏まえた助言・指導を行うことにより達成されるものであるところ、当省における熟練した専門家の派遣を行うこと、及び相手国からの人材を当省において受入れ研修を行うことについて必要性が認められる。

【有効性】

・専門家派遣について

タイ王国法務省における矯正施設の新営整備中のプロジェクト、バンカルナ少年院、チェンマイ刑務所、チャイバダン刑務所（ロップリ県）、サムイ刑務所、チャンタブリ刑務所等について、助言・指導が行われ、工事に反映された。それらの助言は、2007年度（仏暦2550年度）の新たなプロジェクト、ナコンパトム刑務所、ソクラー少年観察保護センターの計画案に反映され、現在、タイ側により実施されようとしている。このように、現プロジェクトの課題が、次期プロジェクトへのフィードバックというサイクルが徐々に確立されつつある。

また、施設整備のみならず、保護行政、矯正施設の処遇・運営に関する資料を提供し、例えば、今後の、更生保護施設の発展および法整備、少年矯正施設の処遇・運営の新たなシステムの確立等のための基本情報として寄与しているなど、専門家の派遣については、総じてその有効性が認められる。

・研修員受入れについて

今回の研修については、平成18年11月30日に行われたカウンターパート研修評価会において、「新技術の登用状況を含めた少年施設や行刑施設の計画」等の到達目標全てに対して、達成度について研修参加者4人全員から十分達成しているとの回答を得ており、有効であったと認められる。また現在新営整備中のバンカルナ少年院のプロジェクトにも今回の研修で得た知見がフィードバックされている。

【効率性】

・専門家派遣について

最小人数である1人を派遣し、上記のような効果を生み出しており効率的であると認められる。

・研修員受入れについて

限られた日程において、上記のような効果を生み出しており、また、上記研修評価会

においても、「研修期間」、「講師の講義プレゼンテーション」、「テキスト、研修機材、講義施設」それぞれについて研修参加者4人全員から高い評価を得ており効率的であったと認められる。

【今後の方向性】

今後とも引き続き、相手国からの専門家派遣要請及び研修員の受入れ要請に応じて、当課の支援体制を整えた上で専門家を派遣するとともに、受け入れた研修員に対する研修の更なる充実を図ることにより、積極的な国際協力に努める必要がある。

備 考	
-----	--

平成18年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年5月

- 14 - (1)

評価対象	法務行政に対する理解の促進（法務行政に関する広報活動）		
所管部局	大臣官房秘書課		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	法務省に関心を持つ国民が増加する。		
達成目標1	法務省ホームページのアクセス件数が増加する。		
指標	ホームページへのアクセス件数	目標値等	対前年度増 (平成17年度4,261,917件)
参考指標	ホームページの更新件数		
達成目標2	法務省見学者が増加する。		
指標1	見学者数	目標値等	対前年度増 (平成17年度822人)
指標2	事前予約制見学プログラムの申込者数	目標値等	対前年度増 (平成17年度79人)
達成目標3	法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の一般読者数が増加する。		
指標	国民等への配布部数	目標値等	対前年度増 (平成17年度70,894部)
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>法務省は、基本法制の維持・整備，法秩序の維持，国民の権利擁護等を任務としており，国家の基盤を支え，国民の安全で安心な暮らしに寄与している官庁である。このように法務省は，国民にとって本来極めて身近な存在であるところ，国民による法務省の諸活動に関する理解は，必ずしも十分ではないと思われる。</p> <p>他方，我が国は，事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換が図られつつあり，このような中で，法務省の役割はますます重大なものとなってきたとともに，法務省が一層国民に開かれたものとなり，説明責任を果たしながら国民の声に耳を傾け，より透明な法務行政を行うことが求められている。</p> <p>2. 目的・意図（当該政策の必要性）</p> <p>以上の観点から，国民の法務省に関する理解を更に深め，その協力・支援を強化するためのために，広報活動を推進する必要がある。</p> <p>3. 当該政策の実施方法</p> <p>近年急速に普及・拡大しているインターネット媒体を活用しての広報を重視して法務省ホームページを拡充させるとともに，当省見学者に対する直接的広報及び平成15年1月に創刊した一般国民向け広報誌（印刷媒体）により広報活動を展開する。</p> <p>4. 基本目標と達成目標・指標との関係</p>		

基本目標である「法務省に関心を持つ国民が増加する。」を達成するためには、多種多様な手段により、国民が法務省の活動を理解し関心を持つよう広報活動を推進する必要があるところ、まずは、近年急速に普及・拡大しているインターネットを介した広報を推進するため、「法務省ホームページへのアクセス件数が増加する。」を第1の達成目標とした。また、法務省職員が国民と直接交流を図る広報活動の推進も、国民の法務省に対する関心を高める上で非常に重要な手法であるとの考えから、「法務省見学者が増加する。」を第2の達成目標とし、さらに、インターネットに接続する環境を持たない国民及び直接法務省を訪れることが困難な国民に対する広報の充実を図ることで、より幅広い層の国民に対する広報活動が展開できるとの考えから、「法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の一般読者数が増加する。」を第3の達成目標とした。

そして、これらの達成目標を測るに適切な指標として、達成目標1については、「法務省ホームページへの国民からのアクセス件数」を、達成目標2については、「法務省見学者数」及び「夏休み期間中に実施する「子ども霞が関見学デー」への事前予約申込者数」を、達成目標3については、「国民等への法務省広報誌の配布部数」をそれぞれ設定した。

測定方法等

1. 測定時期：平成19年3月31日
2. 測定方法等
法務省大臣官房秘書課広報室において集計

評価結果等

1. 平成18年度に講じた施策（実施状況）

(1) 法務省ホームページの改訂

国民の法務行政への理解の向上を図るため、ホームページの内容を随時見直し、最新情報を速やかに掲載した。また、ホームページ閲覧者が法務行政をより身近に感じることができるとともに、国民に対する情報提供の拡大・充実を図るため、所管法令サイトを開設した。さらに、子供向け法務省ホームページを一新するなど幅広い年齢層に対して、分かりやすく情報を提供した。その結果、下記のとおり法務省ホームページの改訂件数及びアクセス件数ともに、前年度に比して増加した。

	H17年度	H18年度
ホームページ改訂件数	1,311	1,656
ホームページアクセス件数	4,261,917	5,088,744

(2) 法務省見学者への対応を拡充

修学旅行による小・中学生等の法務省見学を積極的に受け入れた。見学者に対しては、平易な言葉で法務行政を分かりやすく説明するとともに、法務省の印象、見学しての感想等についてアンケート調査を実施し、その結果をその後の見学対応に反映させるよう努めた。また、見学者に対する業務紹介資料を随時更新し、説明資料を充実させた。その結果、下記のとおり前年度に比して見学者数が増加した。

また、例年8月に府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、小・中学生等が夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、あわせて府省庁等の施策に対する理解の増進を図ることを目的とした「子ども霞が関見学デー」を実施している。法務省では、事前予約制の見学プログラムを設定し、法務行政の説

明の他、大臣との懇談等、小・中学生等の興味関心を引くための企画を実施している。その結果、下記のとおり前年度に比して事前予約制見学プログラムの申込者数が増加した。

	H17年度	H18年度
見学者数	822人	853人
事前予約制見学プログラムの申込者数	79人	125人

参考数値：一般公開している法務史料展示室及びメッセージギャラリーの来館者数は、平成17年度が14,311人、平成18年度が17,987人である（メッセージギャラリーは平成17年5月から公開。）

(3) 法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の国民等への配布

法務行政に関する情報を提供する広報手段として、平成15年1月に、新たな法務省広報誌「法務省だより・あかれんが」を発刊した。同誌については、四半期に1回発行し、一般の国民が法務行政に対して関心を抱く端緒となるよう「見やすく、分かりやすい」誌面構成を心掛けている。また、同広報誌を法務省地方機関の窓口等に置き、広く一般国民が入手しやすいようにした。その結果、下記のとおり前年度に比して国民等への配布数が増加した。

	H17年度	H18年度
配布数	70,894	72,042

上記配布数は、全国の法務局及び地方法務局において、国民に配布された数である。

2. 評価結果

上記のとおり、達成目標1、2及び3のいずれにおいても、指標の目標値を達成することができた。

法務省ホームページを活用した広報活動については、インターネット環境が今後もより一層整備・進展されていくことが予想されることから、アクセス件数の増加も見込まれるところであり、また、提供する情報の種類や量と、比較的少額なホームページ改訂費用との関係を考えると、有効性及び効率性の双方の観点から評価できると認められる。

また、法務省見学者に対する直接的な広報活動については、見学者に対するアンケート調査の結果においても、見学前は法務省の所管業務について、「何をしているのかわからなかった」が、見学後は「よく理解できた」、「法務省の仕事に興味を持った」等の好意的な意見が多数寄せられているところであり、有効性の高さが認められるところである。

さらに、法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）を通じた広報活動についても、同誌の発刊以来、写真やイラストを多用し、かつ、平易な文章で法務行政を説明することに努めたことにより、国民から読みやすい等好意的な評価を得ることができたところ、より幅広い層の国民に対し、比較的少額の費用で法務行政について分かりやすく紹介ができるようになったという点において、効率性の高さが評価できるところである。

以上のように、本施策については、必要性・有効性・効率性のいずれの観点においても高く評価することができることから、例えば、法務省広報誌については、紙媒体での配布に留まらず、ホームページにも掲載して、インターネットを利用する国民に対して

も配布部数の制限なく提供できるようにするなど、広報の手段等により一層の工夫をしつつ、引き続き推進していく必要がある。

備	考
---	---

平成 1 8 年度事後評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 1 9 年 5 月

- 14 - (4)

評価対象	職員の多様性及び能力の確保 (女性職員の採用・登用拡大の推進)		
所管部局	大臣官房人事課		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。		
達成目標	-		
指標 1	採用者に占める女性の割合	目標値等	<p>【法務省】</p> <p>種，種，種及び入国警備官 3割以上又は33%以上（採用者が著しく少ない場合又は当該試験合格者に占める女性の割合が2割以下の場合を除く） 当該試験に占める女性の割合が3割以上のときは，採用者に占める女性の割合が当該割合を上回るようにする</p> <p>検事 3割以上又は33%以上（司法修習終了者に占める女性の割合が2割以下の場合を除く） 司法修習終了者に占める女性の割合が3割以上のときは，任官者に占める女性の割合が当該割合を上回るようにする</p> <p>【公安調査庁】</p> <p>種 女性の採用に努める</p> <p>種 平成18年度から平成22年度までの5年間を通算して，15%を下らないよう努力するとともに，20%に到達することを目標にする</p>
指標 2	登用の拡大について	目標値等	<p>【法務省】</p> <p>女性職員の登用の拡大に一層努めることとする</p> <p>【公安調査庁】</p> <p>行政職（一） 3・4級（係長級，旧4～6級）について</p>

			ては、女性の占める割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持する 公安職（二） 3・4級（係長級，旧4～6級）：10％ 5・6級（旧7・8級）：登用に努める
指標 3	勤務環境の整備等	目標値等	超過勤務の縮減策を含め，仕事の進め方の見直し及び意識の改革を推進する
参考指標 1	登用に資する研修における女性職員受講割合（民事，刑事，矯正）		
参考指標 2	管理職に占める女性職員の比率（保護）		
基本的考え方			
<p>1 課題・ニーズ</p> <p>男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわらず，職場，学校，地域，家庭でその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は，21世紀の我が国の最重要課題の一つである。</p> <p>2 目的・意図（当該政策の必要性）</p> <p>政策・方針決定過程への男女共同参画の推進は，男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり，政府全体で，女性国家公務員の採用・登用の拡大に率先して取り組まなければならない。</p> <p>3 当該政策の実施方法</p> <p>法務省（公安調査庁を含む。以下同じ。）においては，平成18年6～7月に女性職員の採用・登用拡大計画（「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」）を策定して女性職員の採用・登用の拡大について，具体的取組を積極的に推進している。</p> <p>4 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>上記基本目標の達成度合いを評価するため，上記計画において，平成12年度から同18年度までの状況を把握・分析した上で，「採用者に占める女性の割合」及び公安調査庁における「各役職段階における女性の割合」について平成22年度までの定量的な目標値を設定している。また，法務省における「登用拡大のための取組状況」及び「勤務環境の整備等の実施状況」について，定量的な指標とはなり得ないが可能な限り客観的に評価し得る指標とし，その内容を分析し定性的な評価を行うこととしている。</p> <p>ただし，採用や昇任・昇格自体は，国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提とするため，本施策を講じたことにより必ずしもその目標値が達成されるものではないことに留意する必要がある。</p>			
測定方法等			
<p>1 測定時期</p> <p>平成19年3月31日</p> <p>2 測定方法等</p> <p>指標1及び指標2（公安調査庁分のみ）については，人事院が実施する国家公務員給与等実態調査及び採用試験結果並びに当省の採用結果の数値を測定する。</p> <p>指標2（法務省分のみ）及び指標3については，実施状況の内容を分析する。</p>			
評価結果等			
1 平成18年度に講じた施策（実施状況）			

平成18年度に講じた施策のうち、主たるものとして、以下(1)～(3)を記述している。

(1) 採用の拡大に資するもの

実施事項
ア 意欲と能力のある女性を誘致するための募集活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・法務省・公安調査庁用パンフレットへの女性職員のメッセージの掲載 ・人事院パンフレット等への女性職員のメッセージの掲載 ・人事院ホームページへの女性職員のメッセージの掲載 ・官庁訪問時における女性職員による業務説明 ・メディアへの女性職員のメッセージ掲載
イ 女性採用志望者の拡大を図るための女性を対象とした募集活動の推進（業務説明会における女性職員による説明）
ウ 採用担当職員への女性職員の配置

(2) 登用の拡大に資するもの

法務省全体の取組

実施事項	実施状況
ア 管理職員及び人事にかかわる職員の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・会同，研修，打合せ会等における説明 ・協議会，会議等における女性職員の登用拡大方策協議 	648名参加 268名参加
イ 職場全体の意識改革のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会，研修等の実施 ・女性職員による意見交換会等の実施 	2,356名参加 137名参加
ウ 出産・育児，介護等によって休業中の職員への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・執務関係資料の送付 ・研修への参加案内等 	29庁 7庁
エ 業務研修，登用に資することを目的とした研修への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・登用に資することを目的とした人事院主催の行政研修への女性職員の参加 ・各種研修への女性職員の参加促進策の実施（上司等による督励，研修入所に当たっての配慮） 	174人中65名 12庁
オ 女性職員の意識・意欲の啓発・増進又は能力向上のための研修への参加	269名
カ メンター導入についての検討 <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員に対するアンケートの実施等 ・人事院が実施するメンター養成研修への参加 	4庁（アンケート回答者数648名） 88名

省内各組織における取組

	内容	実施状況
民事	・仕事と家庭の両立支援制度の周知と利用促進	43庁

	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員に対する意識高揚策 ・女性職員の積極的な研修参加のための環境整備 ・女性職員の研修参加希望の増加策 	29庁・51回 19庁・39名 27庁・296名（希望者は前年度比19%増加）
検察	<ul style="list-style-type: none"> ・広域異動を経ない幹部ポストへの登用 ・これまで経験のないポストへの配置 ・捜査・公判部門への配置の推進（新規採用者含む） ・幹部職員による副検事応募の働きかけ ・副検事選考の女性応募者数 	2名 53庁・188名 45庁・136名 15庁・105名 8名(前年度比1名増加)
矯正	<ul style="list-style-type: none"> ・女性幹部要員育成・登用計画の策定 ・出産・育児に配慮した転勤・登用コースの設置 ・女性職員の「職域拡大ポスト」への配置 ・近隣施設への配置換等異動の配慮 ・中等研修入所者に占める女性職員の割合 	8管区 8管区 12名 11名 119名中14名（12%）が女性
保護	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的なキャリアプランについても特に重視した人事担当者面接の実施 ・法務本省への新規配置者数 	57庁（女性職員配置のない1庁を除く。） 10名
入管	<ul style="list-style-type: none"> ・退職時における再雇用制度についての説明実施 ・女性元職員の再雇用 ・ライフサイクルに関するアンケートの実施 ・法務本省への新規配置者数 ・本省経験者としての実績を加味した登用の実施 	退職者15名中14名 1名 入国管理官署の全女性職員 8名 5名

(3) 勤務環境の整備等に資するもの

実施事項	実施状況
ア 仕事の進め方及び意識の改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・定時退庁日等の周知 ・超過勤務縮減を指示する趣旨の文書発出，会議での周知 ・職場の意識改革のための講演会の実施 	10庁 6庁 7庁253名
イ 全職員が働きやすい勤務環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得職員の代替要員の確保 ・スマイル子育て応援プランに関連する取組 制度の周知，育児等に関する情報提供 相談窓口の周知 妊娠中・育児中の職員への配置・設備使用上の配慮 産休・育休中の職員に対するフォローアップ 家族による職場見学会 	育児休業取得者303名， 代替職員275名 25庁 4庁 4庁 4庁 2庁・35家族

・働きやすい勤務環境整備 意見交換会の実施 設備等の充実	3庁 3庁・98名 11庁・24箇所
ウ 育児・介護中の職員の異動に関する配慮（人事異動計画の策定，個別の配慮等）	17庁

(4) 結果（指標・目標値等と実施結果との比較）

採用者に占める女性の割合

目標値等		実施結果【 】は数値算出範囲	達成状況
法務省（公安調査庁を除く。）			
種	- (最終合格者に占める女性の割合が2割に達しないため)	48.3% 【平成18年10月1日～同19年4月1日採用者】	達成
種	30.0%	36.2% 【平成18年度に実施された試験からの，平成19年4月1日までの採用者】	達成
種	36.4%	41.8% 【平成18年度に実施された試験からの，平成19年4月1日までの採用者】	達成
入国警備官	33.0%	42.7% 【平成18年度に実施された試験からの，平成19年4月1日までの採用者】	達成
検察官	30.0%	29.9% 【平成18年度採用者】	未達成
公安調査庁			
種	女性の採用に努める	0% 【平成19年4月1日採用者】	未達成
種	平成18年度～22年度を通算して，15～20%	15% 【平成18年度に実施された試験からの，平成19年4月1日までの採用者】	達成

登用の拡大

目標値等		実施結果【 】は数値算出範囲	達成状況
法務省（公安調査庁を除く。）			
女性職員の登用の拡大に一層努める		管理職員・人事に関わる職員及び職場全体の意識啓発，出産・育児，介護等によって休業中の女性職員に対する配慮，研修参加，その他省内各組織ごとの取	達成

		組 下記参考指標参照	
公安調査庁			
行（一） 3・4級	女性の占める割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持する	96% 【平成19年1月15日在職者】 全府省の同割合は25% 【平成18年1月15日在職者】	達成
公（二） 3・4級	平成22年度までに女性の割合を10%	9% 【平成19年1月15日在職者】	未達成
公（二） 5・6級	登用の実現，拡大に努める	1% 【平成19年1月15日在職者】	達成

《参考指標》

登用に資する研修における女性職員受講割合			
民事	平成20年度以降，高等科研修の受講者数に占める女性の割合を24.2%（29名）以上とする	18.0%（29名） 【平成18年度実施分（平成17年度中に推薦を行ったものも含む）】	
検察	高等科研修の受講者110名のうち10名程度を女性枠とする	8名 【平成18年度実施分】	
矯正	平成20年度以降，高等科研修に占める女性の割合を15%（15名）以上とする	12.9%（12名） 【平成18年度実施分】	
管理職に占める女性職員の比率			
保護	平成22年度までに，管理職（地方更生保護委員会及び保護観察所の課長補佐以上）に占める女性比率を10.0%（35名）以上とする	7.6%（27名） 【平成18年4月1日】	

勤務環境の整備

目標値	実施結果	達成状況
超過勤務の縮減策を含め，仕事の進め方の見直し及び意識の改革を推進する	超過勤務の縮減の周知，育児休業取得職員の代替職員の確保，「スマイル子育て応援プラン」に基づく施策，女性の執務環境向上のための施設整備	達成

2 評価結果

(1) 施策の有効性

目標値等の達成のために平成18年度に講じた施策がどのように貢献したかについて分析すると以下のとおりである。なお，目標値等の実施結果（上記1（4））は，採用や昇任・昇格自体が国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としているため，平成18年度に講じた施策のみにより生じたものとはいえないが，それぞれの施策（上記1（1）ないし同（3））に記載した効果が生じたか否か

により、当該施策が目標値等の達成のために貢献しているか否かを評価する。

指標1「採用者に占める女性の割合」について、平成18年度の採用の拡大のために講じた施策は目標値等の達成に貢献している。なお、実施結果（上記1（4））を見ると、7項目中5項目が達成されており、未達成項目のうち「検察官任官者に占める女性の割合」については、募集及び選考結果から、わずかながら目標達成に至らなかったものであり、「公安調査庁における種採用者に占める女性の割合」については、女性の採用者がなかったものである（全体で種の採用者は3名。）

また、講じた施策が効果的か否かの測定を行うため、施策対象者の一部（業務説明会参加者）に無記名でアンケートを実施したが、その結果は以下のとおりである。いずれの施策も効果的と評価できる「とても深まった」「ある程度は深まった」の回答の割合（小数点第1位以下は四捨五入）は合わせて90%前後となっている。

質問内容	回答			
	とても深まった	ある程度は深まった	あまり深まらなかった	何とも言えない
法務省の採用パンフレットの女性職員の記事を実際に見て、女性職員の活躍を具体的に知ることにより、法務省への関心が深まりましたか。	31名 (31%)	61名 (62%)	2名 (2%)	5名 (5%)
女性職員が説明する本説明会に参加して、女性職員の活躍を体感することにより、法務省への関心が深まりましたか。	34名 (46%)	32名 (43%)	1名 (1%)	7名 9%
法務省の採用事務担当者や面接官に女性職員がいると、女性職員の活躍を体感することにより、法務省への関心が深まると思いますか。	66名 (65%)	32名 (32%)	0名 (0%)	3名 (3%)

指標2「登用の拡大について」について、平成18年度に登用の拡大のために講じた施策（上記1（2））は、目標値等の達成に貢献している。なお、実施結果（上記1（4））を見ると、3項目中平成22年度の女性割合で評価すべき1項目を除いた2項目が達成されている。

講じた施策が効果的か否かの測定を行うため、法務省（公安調査庁を除く。）については、参考指標1を平成17年度の実績と比較したところ、参考指標1に含まれる3項目のうち2項目において、平成17年度までの実績を上回る結果となった。また、公安調査庁については、各役職段階における女性職員の割合を、平成17年度の実績と平成18年度の結果とで比較したところ、ほぼ平成17年度・18年度とも同水準の結果が得られたことから、一定の効果はあったものと認められる。

指標3「勤務環境の整備等の実施状況」については、従来から推し進めてきた超過勤務の縮減、育児休業取得職員の代替職員の確保等を一層充実させ、平成16年12月に策定された「スマイル子育て応援プラン」に係る取組とも連携することで、職業生活と家庭生活の両立を図り、勤務しやすい環境づくりに貢献した。また、11庁の地方機関において設備面での充実を図ったことを通じ、女性職員の活躍の場を拡大することができた。

以上の結果，指標 1 及び 2 を通じて 10 項目中 3 項目で目標値を達成できなかったが，平成 22 年度の結果で評価すべき 1 項目を除くと，8 割の項目で目標値を達成しており，指標 2 の一部及び 3 についても各種取組が一定の成果を上げているので，本施策は「女性職員の採用・登用の拡大の推進」について，おおむね有効であったと認められる。

(2) 施策の効率性

目標値等を達成するための手段は，いずれも各種通常業務を遂行する際に工夫・配慮することにより実施できる点，及び，実施に係る情報を省内で共有することによって一層効果を上げられる点で効率的である。

(3) 今後の方向性及び課題

女性職員の採用・登用の拡大の推進については，法務省が平成 18 年に策定した女性職員の採用・登用拡大計画（「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」）に基づき，施策を実施してきたところであるが，引き続き同計画の着実な実施に努めたい。

採用については，新規採用者数が減少傾向にある中で目標を着実に達成していけるよう，女性の志望者に法務省の業務の魅力をより感じてもらえるよう募集活動に力を入れていく。また，登用については，省内各組織ごとの取組を重点的に積み重ねていくとともに，法務省全体として女性職員の採用・登用の拡大に対する意識を高めていく。この他，職場環境の整備については，採用・登用と一体的な取組を行う中で働きやすい職場づくりに努めたい。

備	考
---	---